

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年7月17日

**【発行者名】** 明治安田生命2013基金特定目的会社

**【代表者の役職氏名】** 取締役 本郷 雅和

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

**【事務連絡者氏名】** 大和証券株式会社  
金森 弘樹

**【電話番号】** 03-5555-3430

**【届出の対象とした募集内  
国資産流動化証券の名称】** 明治安田生命2013基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)

**【届出の対象とした募集内  
国資産流動化証券の金額】** 第1回特定社債(一般担保付) 500億円

**【縦覧に供する場所】** 明治安田生命2013基金特定目的会社  
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

## 第一部【証券情報】

### 第1【社債(特定短期社債を除く。)]

#### 1【銘柄】

明治安田生命2013基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)

(以下「本特定社債」といいます。)

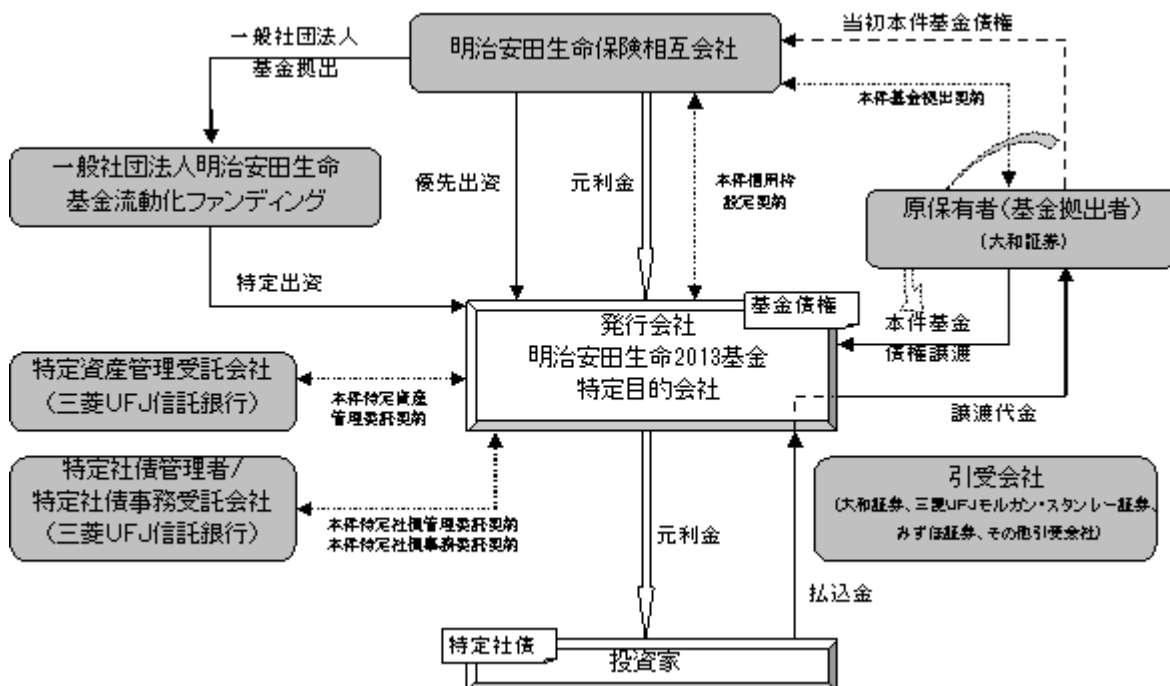
#### 2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

##### (1) 振替特定社債

(a) 本特定社債は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。)(以下「振替法」といいます。)の規定の適用を受け、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針(これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」といいます。)に従って取り扱われるものとし、

(b) 振替法に従い本特定社債の特定社債権者(以下「本特定社債権者」といいます。)が特定社債券の発行を請求することができる場合を除き、本特定社債に係る特定社債券は発行されません。本特定社債の特定社債券(以下「本特定社債券」といいます。)が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本特定社債券の券面種類は1,000万円の種類とし、その記名式への変更はしません。

##### (2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等



(a) 明治安田生命2013基金特定目的会社(以下「発行会社」といいます。)は、特定資本金の額を10万円として、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。)(以下「資産流動化法」といいます。)に基づき日本国内で設立された特定目的会社であり、その発行済みの全ての特定出資は、当初、有限会社東京共同会計事務所によって保有されていましたが、同社は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。)(以下「一般法人法」といいます。)に基づき設立された一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディング(以下「本一般社団法人」といいます。)に

対し、平成25年7月1日に、発行会社の発行済みの全ての特定出資を譲渡しました。発行会社は、平成25年7月16日、資産流動化法に基づく業務開始届出（関東財務局長(会)第1765号）を行っています。

- (b) 資産流動化法に基づく業務開始届出書に添付された発行会社の特定資産の流動化に関する計画（以下「資産流動化計画」といいます。）の一部事項は未確定とされていますが、発行会社は、かかる事項（但し、資産流動化法第9条第1項但書により変更届出が不要とされている事項は除きます。）が確定次第、資産流動化法に規定される要件又は手続に従って速やかに変更届出を関東財務局長に提出します。また、並行して株式会社格付投資情報センター及び株式会社日本格付研究所から平成25年7月17日付で本特定社債につき予備格付を取得し、平成25年8月8日迄に本特定社債につき本格付を取得する予定です。詳細については後記(9)「本特定社債に関する格付」をご参照下さい。
- (c) 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、平成25年7月12日付で大和証券及び明治安田生命保険相互会社（以下「明治安田生命」といいます。）の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約（以下「本件基金拠出契約」といいます。）に基づき、平成25年8月8日（以下「本件基金拠出日」といいます。）付で500億円を明治安田生命に対して基金として拠出し、基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関連する一切の権利（以下「本件基金債権」といいます。）を明治安田生命に対して取得します。
- (d) 発行会社は、資産流動化計画に従い、かつ、平成25年7月12日付で大和証券及び発行会社の間で締結された基金債権譲渡契約並びにこれに関する一切の変更契約（以下「本件基金債権譲渡契約」といいます。）に基づき、平成25年8月8日付で原保有者から本件基金債権の譲渡を受ける予定です。本件基金債権の取得資金は本特定社債の発行によって調達されます。かかる本件基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡については、本件基金債権の債務者である明治安田生命の上記本件基金債権の譲渡日の確定日付ある証書による異議なき承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備される予定です。
- (e) 本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者から発行会社に対する譲渡の後においては、明治安田生命による本件基金債権の利息の支払及び元本の償還は発行会社に対して直接行うものとされています。
- (f) 発行会社は、原保有者から譲渡を受けた本件基金債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本特定社債を発行し、大和証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及びみずほ証券株式会社を幹事会社とする引受会社（後記14「引受け等の概要」に定義される意味によります。以下同じです。）が引受を行います。
- (g) 本特定社債は一般募集とします。
- (h) 本特定社債は年1回利息支払を行い、その元金は、平成30年8月8日に一括して償還します。但し、発行会社は、期限前償還事由（後記(6)「期限前償還」(c)に定義します。）が発生した場合、後記(6)「期限前償還」に従い、期限前償還期日（後記(6)「期限前償還」(c)に定義します。）において、本特定社債を期限前償還します。
- (i) 発行会社は、本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の払込金として払い込まれた金銭の総額を発行会社が本特定社債関連口座として開設した口座に入金した上、このうち金920,100,000円（予定）

(注)については出資金勘定(以下に定義されます。)において管理し、発行会社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金130,000,000円(予定)(注)については、発行会社の利息支払勘定(以下に定義されます。)において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保します。出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、後記第二部第1,3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において本特定社債の利息の支払の信用補完措置・流動性補完措置となります。また、発行会社は、平成25年8月2日付で発行会社及び明治安田生命の間で締結される信用枠設定契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本件信用枠設定契約」といいます。)に基づき明治安田生命から一定額の本特定社債の利息の支払等の資金を借り入れる権利を有し、これを以て本特定社債の信用補完措置・流動性補完措置とします。本件信用枠設定契約に基づく発行会社の明治安田生命に対する借入金の元金その他の支払については、当該支払を行うべき日(この日を含みます。)までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日に公租公課及び諸費用に支払われるべきものの総額並びに金1,500万円を控除した金額を上限として行われるものとし、これを以て本特定社債の信用補完措置・流動性補完措置とします。

(注)上記の各金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成25年8月2日頃に決定される予定です。

- (j) 発行会社は、平成25年7月12日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「本件特定資産管理受託会社」といいます。)の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約(以下「本件特定資産管理委託契約」といいます。)に基づき、本件特定資産管理受託会社に対し、本件基金債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「後基金」とは、本件基金拠出契約の締結後さらに明治安田生命が募集した基金をいいます。

「一般法人法」とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「営業日」とは、土曜日、日曜日その他適用ある法令等により日本国東京において銀行が休業することを認められ、又は義務づけられている日、以外の日をいいます。

「会社更生法」とは、会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「会社法」とは、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。)をいいます。

「借入申込可能金額」とは、各個別貸付に関連して発行会社が本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命に対して借入を申し込むことができる最大の金額をいい、以下の算式によって各借入申込期日に計算される金額をいいます。

（算式）

$M = A + B - C$ （但し、計算の結果が0を下回った場合のMは0とします。）

M： 借入申込可能金額

A： 当該借入申込期日の直後に到来する本件基金利息支払期日において本件基金拠出契約に基づき支払われべき本件基金利息について、本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命からの通知に記載された当該本件基金利息支払期日における本件基金利息支払予定額を基準として計算される本件基金利息に課される源泉徴収の金額

B： 当該本件基金利息支払期日の直後に到来する個別貸付予定返済日において本件信用枠設定契約に基づき発行会社が明治安田生命に対して支払うべき個別貸付の元本の金額

C： 当該借入申込期日の5営業日前の日における発行会社の利息支払勘定の残高

「借入申込期日」とは、各本件基金利息支払期日に関連して、当該本件基金利息支払期日直後に到来する利払期日の10営業日前の日をいいます。

「借入申込金額」とは、各個別貸付において発行会社が明治安田生命に対して貸付を希望する金額で、借入申込通知書に「借入申込金額」として記載される金額をいいます。

「借入申込通知書」とは、発行会社が明治安田生命に対して本件信用枠設定契約に基づき個別貸付を受けることを希望する旨通知するために、後記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(イ)に記載のとおり発行会社から明治安田生命に対して交付される書面をいいます。

「元金償還勘定」とは、本特定社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定をいいます。

「幹事会社」とは、大和証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びみずほ証券を総称していいます。

「基金拠出者」とは、当初においては本件基金拠出契約における基金の拠出者である大和証券をいい、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権及び大和証券が有する本件基金拠出契約上の地位が発行会社に譲渡された後は発行会社をいいます。

「期限前償還期日」とは、後記(6)「期限前償還」(c)に定義される本特定社債の期限前償還期日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「金融商品販売法」とは、金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「繰延償還期日」とは、本件基金元本の償還が繰り延べられた場合の明治安田生命の次の事業年度の8月8日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日をいいます。

「原保有者」とは、本件基金拠出契約における基金の拠出者であり、当初の本件基金債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「個別貸付」とは、各本件基金利息支払期日において、後記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(ア)所定の条件が全て満たされていることを条件として本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命が発行会社に対して行うそれぞれの貸付をいいます。

「個別貸付支払期日」とは、各個別貸付に係る元利金については個別貸付予定返済日をいい、発行会社が本件信用枠設定契約に従い期限の利益を喪失した場合については、本件信用枠設定契約上の一切の債務につき期限の利益を喪失した日をいい、本件信用枠設定契約に係るその他の金銭については本件信用枠設定契約に従って発行会社が支払を行うべき日として定められる日をいいます。

「個別貸付適用利率」とは、各個別貸付につき、貸付が実行される日の2営業日前の日の午前11時（東京時間）現在の利率としてロイターの58376頁に1年円/円スワップレートOFFERサイドとして表示される利率に0.25%(予定)(注)を加えた利率をいいます。

（注）上記の利率は、最終的には、平成25年8月2日頃に決定される予定です。

「個別貸付予定返済日」とは、各個別貸付につき、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日の次の本件基金利息支払期日の直後に到来する利払期日を意味します。但し、本件基金償還期日において実行された個別貸付の元本及び利息に関しては、本件基金償還期日において明治安田生命が支払った本件基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を発行会社が受けた場合における当該還付金について、当該受領日の2週間後の日（但し、当該日が営業日以外の日に該当する場合には、その前営業日とします。）をいいます。

「資産流動化計画」とは、資産流動化法に基づく業務開始届出書に添付された発行会社の特定資産の流動化に関する計画（その後の変更を含みます。）をいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「出資金勘定」とは、本特定社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定をいいます。

「償還期日」とは、平成30年8月8日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「信用枠金額」とは、640,000,000円（後記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(コ)の記載に基づき変更された場合には変更後の金額）をいいます。

（注）上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成25年8月2日頃に決定される予定です。

「大和証券」とは、大和証券株式会社をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「発行会社」とは、明治安田生命2013基金特定目的会社をいいます。

「払込期日」とは、平成25年8月8日をいいます。

「振替機関業務規程等」とは、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針を総称していいます。

「振替法」とは、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「法定基金償還限度額」とは、明治安田生命の各事業年度に関して、明治安田生命の貸借対照表上の純資産額から、( )基金の総額、( )損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、( )基金利息の支払額、( )当該決算期において積み立てることを要する損失てん補準備金の額、( )基金申込証拠金の科目に計上した額、( )再評価積立金の科目に計上した額、( )のれん等調整額に関する保険業法施行規則第30条第2項第3号に定める額、( )その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、( )繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに( )土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「法定基金利払限度額」とは、明治安田生命の各事業年度に関して、明治安田生命の貸借対照表上の純資産額から、( )基金の総額、( )損失てん補準備金及び保険業法第56条の基金償却積立金の額（保険業法第59条第2項の規定により取り崩した基金償却積立金の額があるときは、その合計額を含みます。）、( )基金申込証拠金の科目に計上した額、( )再評価積立金の科目に計上した額、( )その他有価証券評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）、( )繰延ヘッジ損益の科目に計上した額並びに( )土地再評価差額金の科目に計上した額（零以上である場合に限ります。）の合計額、を控除した金額をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人」とは、一般法人法により設立された一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディングをいいます。

「本期限の利益喪失事由」とは、後記(7)「期限の利益喪失事由」に記載の事由をいいます。

「本件格付機関」とは、R&I及びJCRをいいます。

「本件基金延滞利息」とは、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(e)「償還方法」の記載に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還が次回の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べられた場合、当該回目の繰延償還期日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の金額に対する1年分の利息として、当該当初の未償還元本金額に、本件基金延滞利率を乗じて算出された金額をいいます。

「本件基金延滞利率」とは、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(f)「利率」に定める利率をいいます。

「本件基金元本」とは、本件基金拠出契約に基づき明治安田生命が償還するものとされる基金の元本をいいます。

「本件基金拠出契約」とは、平成25年7月12日付で、大和証券及び明治安田生命の間で締結された基金拠出契約及び覚書並びにこれらに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金拠出契約締結日」とは、平成25年7月12日をいいます。

「本件基金拠出日」とは、平成25年8月8日をいいます。

「本件基金繰延利息」とは、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(g)「利息支払期日及び方法」但書の規定により繰り延べられた利息をいいます。

「本件基金債権」とは、本件基金拠出契約に基づく、明治安田生命に対する基金の利息支払及び元本償還請求権並びにこれらに関連する一切の権利を総称していいます。

「本件基金債権譲渡契約」とは、平成25年7月12日付で、大和証券及び発行会社の間で締結された基金債権譲渡契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件基金償還期日」とは、平成30年8月8日(当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。)の3営業日前の日をいいます。

「本件基金本件利息」とは、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(f)「利率」本文に定める(元本の償還が繰り延べられる前の)利率による利息をいいます。



「本件基金利息」とは、本件基金拠出契約に基づき明治安田生命が支払うものとされる本件基金債権の利息をいい、本件基金本件利息、本件基金延滞利息及び本件基金繰延利息を総称していいます。

「本件基金利息計算期間」とは、各本件基金利息の支払期日について、当該支払期日の直前の8月9日(この日を含みます。)から当該利息の支払期日の直後に到来する8月8日(この日を含みます。)までの期間をいいます。

「本件基金利息支払期日」とは、平成26年(この年を含みます。)から平成30年(この年を含みます。)までの毎年8月8日(当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。)の3営業日前の日をいいます。

「本件基金利息支払予定額」とは、各本件基金利息支払期日において、本件基金拠出契約の条項に基づき明治安田生命が支払うべき義務を負担し、かつ、保険業法その他適用ある法令の規定による制限上支払うことが法律上許される本件基金利息の金額をいいます。

「本件信用枠設定契約」とは、平成25年8月2日付で発行会社及び明治安田生命の間で締結される信用枠設定契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件信用枠設定契約締結日」とは、平成25年8月2日をいいます。

「本件信用枠設定契約等責任財産」とは、その時々の出資金勘定内で管理されている金銭をいいます。

「本件信用枠設定契約有効期間」とは、本件信用枠設定契約締結日(この日を含みます。)から平成31年8月8日(この日を含みます。)までの期間をいいます。但し、本特定社債の全額が償還された場合には、本件信用枠設定契約有効期間は当然に終了します。

「本件特定資産管理委託契約」とは、平成25年7月12日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結された特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件特定資産管理委託手数料」とは、本件特定資産管理委託契約に基づき、発行会社が本件特定資産管理受託会社に対して特定資産の管理及び処分に係る業務の委託に関して支払う手数料をいいます。

「本件特定資産管理受託会社」とは、本件特定資産管理委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本件特定社債管理委託契約」とは、平成25年8月2日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結される明治安田生命2013基金特定目的会社第1回特定社債(一般担保付)特定社債管理委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件特定社債管理委託手数料」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき本件特定社債管理者に対して支払う本特定社債の管理委託手数料をいいます。

「本件特定社債管理者」とは、本特定社債の特定社債管理者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本件特定社債事務委託契約」とは、平成25年8月2日付で発行会社及び三菱UFJ信託銀行の間で締結される明治安田生命2013基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）事務委託契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本件特定社債事務受託会社」とは、本件特定社債事務委託契約における受託者である三菱UFJ信託銀行をいいます。

「本件引受契約」とは、平成25年8月2日付で発行会社、明治安田生命及び幹事会社の間で締結される明治安田生命2013基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）引受契約並びにこれに関する一切の変更契約をいいます。

「本特定社債」とは、明治安田生命2013基金特定目的会社第1回特定社債（一般担保付）をいいます。

「本特定社債関連口座」とは、本件特定社債管理委託契約に基づき発行会社が開設する口座又は新たに開設する口座をいいます。

「本特定社債権者」とは、本特定社債の特定社債権者をいいます。

「本特定社債要項」とは、本特定社債の特定社債要項をいいます。

「本届出書提出日」とは、平成25年7月17日をいいます。

「前基金」とは、明治安田生命が本件基金拠出契約締結前に募集した基金をいいます。

「みずほ証券」とは、みずほ証券株式会社をいいます。

「三菱UFJ信託銀行」とは、三菱UFJ信託銀行株式会社をいいます。

「三菱UFJモルガン・スタンレー証券」とは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは、民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含みます。）をいいます。

「明治安田生命」とは、明治安田生命保険相互会社をいいます。

「利息支払勘定」とは、本特定社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定をいいます。

「利払期日」とは、平成26年から平成30年まで毎年8月8日をいいます。

「JCR」とは、株式会社日本格付研究所をいいます。

「R&I」とは、株式会社格付投資情報センターをいいます。

### (3) 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

#### (a) 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本件基金債権は発行会社の資産となり、本件特定資産管理受託会社が本件特定資産管理委託契約に従って管理資産である本件基金債権の管理を発行会社のために行います。本件基金債権は、本件基金拠出契約で認められた場合であって、かつ、本件特定社債管理委託契約において認められた場合を除き、他の第三者に対して譲渡されることが禁止されています。本件基金利息の支払による回収金は発行会社の利息支払勘定に、本件基金元本の償還による回収金は発行会社の元金償還勘定において保管され、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の「ないし」に記載されている方法及び順序によってのみ利用することが可能とされています。

#### (b) 信用補完の形態

##### ア 特定出資及び優先出資の払込金

発行会社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した払込金のうち、金920,100,000円（予定）（注）については出資金勘定において発行会社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として、金130,000,000円（予定）（注）については発行会社の利息支払勘定において本特定社債の利息の支払等のための現金準備として、それぞれ留保し、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の「ないし」に記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。

（注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成25年7月26日頃に決定される予定です。

##### イ 本件信用枠設定契約

（ア）本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、以下の条件が全て満たされている場合、明治安田生命は、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日までに発行会社が明治安田生命に交付した借入申込通知書に記載された借入申込金額を、当該本件基金利息支払期日において利用可能な資金で発行会社の本特定社債関連口座に送金する方法により、各個別貸付を実行し、当該個別貸付に適

用ある利率を発行会社に対し書面で遅滞なく通知するものとします。かかる借入金はかかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。

当該本件基金利息支払期日に関連して、本件信用枠設定契約に従い発行会社が借入申込通知書を明治安田生命に適式に交付し、これを明治安田生命が適式に受領していること。

前記における借入申込通知書に記載された借入申込金額が、当該借入申込期日における借入申込可能金額を超えていないこと。

前記における借入申込通知書に記載された借入申込金額と当該時点における従前の個別貸付に係る未返済金額(もしあれば)との合計額が信用枠金額(後記(コ)及び(サ)の記載による変更後の信用枠金額も含みます。)を超えていないこと。

本特定社債が、有効に発行され、かつ、成立していること。

発行会社が、本特定社債について期限の利益を喪失していないこと。

発行会社による資産流動化法第4条に基づく業務開始届出が受理されていることを権限ある政府機関が証明する書面の写しが発行会社より交付されていること。

発行会社が、本件信用枠設定契約締結日において、以下に掲げる書面を全て明治安田生命に交付していること。

- ( ) 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の特定目的会社登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書
- ( ) 本件信用枠設定契約締結日前3ヶ月以内に作成された発行会社の印鑑証明書
- ( ) 本件信用枠設定契約締結日現在における発行会社の定款の写し
- ( ) 本件信用枠設定契約の締結を発行会社の取締役が決定したことを証する取締役決定書の写し

(イ) 発行会社は、各本件基金利息支払期日において個別貸付を希望する場合には、当該本件基金利息支払期日に関連する借入申込期日までに、借入申込通知書を発行会社の登録印鑑を用いて作成し、本件信用枠設定契約所定の方法により明治安田生命に送付するものとされています。発行会社は、借入申込通知書の写しを明治安田生命に送付する場合、関連する借入申込期日の前営業日において本件特定資産管理受託会社又はその承継人によって作成された当該営業日現在における利息支払勘定の残高を証明する文書を添付するものとされています。この場合、当該借入申込通知書に記載する借入申込金額は、当該借入申込期日における借入申込可能金額を超えることはできないものとされています。

(ウ) 発行会社は、本件特定社債管理委託契約において、本件信用枠設定契約に基づく借入が可能であるかぎり、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日につき、借入申込可能金額の借入に係る借入申込通知書を明治安田生命に対して交付するものとされています。

(エ) 発行会社は、明治安田生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本金額に当該個別貸付に係る個別貸付適用利率を乗じ、当該個別貸付が行われた本件基金利息支払期日(この日を含みます。)から当該個別貸付予定返済日(この日を含みます。)までの期間の実日数に対し、年365日の日割計算により算出した金額(1円未満の端数を切り捨てます。)を、当該個別貸付の利息として支払うものとされています。

(オ) 発行会社は、明治安田生命に対して、各個別貸付について、個別貸付予定返済日において、各個別貸付の元本を一括して返済するものとされています。但し、本件基金償還期日において実行された個別貸付の元本については、発行会社は、明治安田生命に対して、本件基金償還期日において明治安田生命が支払った

本件基金利息に関して源泉徴収が義務付けられる税金の全額又は一部の還付を発行会社が受けた場合における当該還付金の範囲内で(かつ、一部のみの還付がなされた場合には当該元本の金額に充つるまで)、当該還付金に関連する個別貸付予定返済日に返済するものとされています。

(力)本件信用枠設定契約に別段の定めがある場合を除き、発行会社が、本件信用枠設定契約上の支払義務をその個別貸付支払期日に履行しなかった場合、発行会社は、当該個別貸付支払期日の翌日(この日を含みます。)から完済される日(この日を含みます。)までの期間につき、当該債務不履行に係る金額に対し、年率14%(1年を365日とする日割計算)(1円未満の端数を切り捨てます。)の割合による遅延損害金を明治安田生命に対して支払うものとされています。

(キ)本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われるまで、発行会社による個別貸付の元利金の支払に関する債務、その他本件信用枠設定契約に基づき発行会社が明治安田生命に対して負担する債務の履行は、本件信用枠設定契約等責任財産のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないしに記載されている支払順序及び支払限度に従ってのみ行われるものとし、明治安田生命は本件信用枠設定契約等責任財産以外の発行会社の財産に、個別貸付における元利金支払請求権その他本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命が発行会社に対して有する請求権の満足を得るために差押、仮差押、保全処分、強制執行その他これに類する手続の申立てを行う権利を放棄するものとされています。本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われ、かつ、発行会社が還付請求を行った税金が全額還付された時点において、明治安田生命の発行会社に対する債権額が本件信用枠設定契約等責任財産の額を超過するときは、当該超過額に相当する範囲においてその債権を放棄したものとみなすものとされています。

(ク)前記(エ)に基づき個別貸付の利息を支払い、又は前記(オ)に基づき個別貸付の元本を支払う場合、当該支払を行う個別貸付予定返済日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該個別貸付予定返済日に後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」( )及び( )に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円を控除した後の残額が、当該個別貸付予定返済日において本件信用枠設定契約に定める順序に従った個別貸付の元利金等の金額全額の支払に不足する場合には、当該個別貸付の元利払の期限は当該不足額に対応する部分について次回の本件基金利息支払期日の直後に到来する利払期日まで自動的に繰り延べられるものとし、以後も同様とされています。かかる繰り延べられた期間中、当該個別貸付の元本につき適用利率による利息を付すものとされていますが、当該個別貸付の元利金につき前記(力)所定の遅延損害金は支払われないものとされています。この元利払の期日の繰延は、平成30年の本件基金利息支払期日の直後に到来する利払期日においてはこれを行わないものとされています。

(ケ)本件信用枠設定契約中の別段の定めにかかわらず、発行会社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合においては、本件信用枠設定契約に基づく発行会社の明治安田生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務(前記(エ)又は(オ)記載のとおり支払期日が一旦到来したものの前記(キ)又は(ク)の記載に従って未払の債務を含みます。)は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われることを停止条件として効力を生じるものとし、発行会社はこの条件が成就しない限り本件信用枠設定契約に基づく発行会社の明治安田生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の金銭支払債務を弁済することはできないものとされています。

- (コ)本件信用枠設定契約有効期間中において、税制、税率の変更若しくは新たな種類の源泉税が課されることにより、各本件基金利息支払期日における本件基金利息の支払について源泉徴収が義務づけられる税金の金額が増加することが明らかとなった場合、又は源泉税の還付が著しく遅れた場合には、発行会社の請求により、信用枠金額は後記(サ)記載のとおり増額するものとされています。
- (サ)前記(コ)の場合、源泉徴収が義務づけられる税金についてかかる新たな金額が適用される本件基金利息支払期日以降(この日を含みます。)において実行される個別貸付に適用される信用枠金額は、発行会社の請求により、( )当該増加額に、( )かかる事態が発生した後、本件基金利息支払期日が到来する回数に乗じた金額分だけ増額するものとし、その後も同様とするものとされています。前記(コ)の場合、源泉税の還付が著しく遅れたため、本件信用枠設定契約に基づき行われた個別貸付の元金金の支払のための借入を繰り返した結果信用枠を超える場合、発行会社の請求により、当該超過金額分だけ信用枠金額が増額するものとされています。
- (シ)発行会社が本特定社債について期限の利益を喪失した場合、明治安田生命による通知催告等がなくとも、発行会社は明治安田生命に対する本件信用枠設定契約上の一切の債務について当然に期限の利益を失い、前記(ケ)記載の条件が成就された後に、かかる債務を弁済するものとされています。
- (ス)本件信用枠設定契約は、本件信用枠設定契約有効期間中有効であるものとし、発行会社及び明治安田生命は本件信用枠設定契約有効期間中は、理由の如何を問わず、本件信用枠設定契約を解除又は解約できないものとされています。本件信用枠設定契約有効期間の満了後も、発行会社が本件信用枠設定契約に関して明治安田生命に対して負う全ての債務の履行が完了するまでの間は、当該債務の履行に関係する限りにおいて、本件信用枠設定契約の関係部分は有効に存続するものとされています。
- (セ)発行会社は、後記(ソ)又は(タ)記載の発行会社の表明及び保証が真実かつ正確でなかったこと、本件信用枠設定契約に違反したこと若しくは本件信用枠設定契約に基づく発行会社の作為若しくは不作為又はこれらに関連して、明治安田生命に生じるあらゆる損害又は債務、並びにこれらに関連して明治安田生命に対し提訴された訴訟又は損害賠償請求につき明治安田生命が防御するための合理的な費用及び経費を補償することに合意しています。ここに規定された補償は、明治安田生命の重大な過失又は故意に起因するいかなる損害、債務、費用又は経費に関しても適用されないものとされています。
- (ソ)発行会社は、本件信用枠設定契約締結日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。
- 発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。
- 発行会社は、本件信用枠設定契約並びに本件信用枠設定契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続を履践しました。
- 発行会社による本件信用枠設定契約の締結及び履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命のために負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。
- 発行会社による本件信用枠設定契約の締結及び履行に際して、発行会社の側において必要となる許

可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、本件信用枠設定契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、本件信用枠設定契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は発行会社による本件信用枠設定契約の締結、又は本件信用枠設定契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

( ) 本期限の利益喪失事由又は( ) 期間の経過若しくは通知又はその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。

(タ) 発行会社は、個別貸付が実行される各本件基金利息支払期日において、以下の事実を表明し、保証するものとされています。

発行会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する資産流動化法上の特定目的会社です。

発行会社は、当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付並びに本件信用枠設定契約に基づいて当該個別貸付に関連して交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履践しました。

発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行は、発行会社に適用がある法令、規則、通達、発行会社の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は発行会社を当事者とする若しくは発行会社が拘束される第三者との間の契約上の規定に、違反又は抵触しておらず、発行会社の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担(本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命のために負担するものを除きます。)を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行に際して、発行会社の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

発行会社に対し、発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件信用枠設定契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

発行会社を当事者とする又は発行会社が拘束される契約につき、発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行上、重大な影響を及ぼしうる債務不履行は発生、継続しておらず、かかる不履行は発行会社による当該本件基金利息支払期日において実行される個別貸付に基づく借入及びこれに関する義務の履行の結果発生することはありません。

本件特定社債管理委託契約は、大要本件信用枠設定契約において定められる様式により締結されています。

本件特定社債管理委託契約において発行会社が表明した事実は、かかる表明が行われた日においていずれも真実です。

( ) 本期限の利益喪失事由又は( ) 期間の経過若しくは通知又はその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由のいずれも発生していません。

本特定社債について期限の利益を喪失していません。

(チ)発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命に対する債務が存続する限り、以下の事項を遵守するものとされています。

実務上可能な限り速やかに、但しいかなる場合においても発行会社の事業年度の最終日から90日以内に、発行会社の当該事業年度に関する、発行会社の会計監査人によって監査済みの貸借対照表及び損益計算書を、明治安田生命に交付します。

本件信用枠設定契約及び本件特定社債管理委託契約（本特定社債要項を含みます。）を遵守し、これらに基づく義務を、これを履行すべき時期に適切に履行します。

本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な許可、認可、同意及び承諾をこれを取得すべき時期に取得し、本件信用枠設定契約に基づく義務の履行に必要な通知及び届出をこれを行うべき時期に行います。

発行会社に適用ある法律、政令、規則、通達及びその他の規制を遵守します。

（ ）本期限の利益喪失事由又は（ ）期間の経過若しくは通知又はその両方によって本期限の利益喪失事由となる事由が発生した場合又は発生するおそれのある場合、速やかに明治安田生命に対してこれを書面で通知します。

発行会社の定款、登記事項又は登録された印鑑が変更された場合、速やかに明治安田生命に対してこれを書面で通知します。

発行会社の本件信用枠設定契約に基づく義務（個別貸付に基づく元利金支払義務を含みますがこれに限定されません。）の履行に重大な悪影響を与え、又は与えるおそれのある事由が発生した場合、速やかに明治安田生命に対してこれを書面で通知します。

本件特定社債管理委託契約（本特定社債要項を含みます。）に基づき本件特定社債管理者又は本特定社債権者に対して通知、届出又は文書の提出を行った場合には、それらの写しを速やかに明治安田生命に交付します。

発行会社は、本件基金利息について源泉徴収された税金の還付金を権限ある政府機関から受領した場合で、かつ、かかる還付により発行会社が当該時点までに本件基金利息について源泉徴収された税金の全額の還付を受けることになった場合には、かかる還付金の受領後2週間以内に、大要本件信用枠設定契約において定められる様式による書面によりその旨を明治安田生命に通知します。また、発行会社は、各年度の税務申告時において、源泉税の還付を受けることができる権利がある場合には、申告を速やかに行い、その権利を放棄しません。

発行会社が個別貸付に基づき借り入れた金銭については、本件信用枠設定契約所定の資金用途にのみ使用し、それ以外の目的に使用しません。

(ツ)明治安田生命は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てず、第三者による申立てに対し参加、同意等を行わないものとされています。



#### (4) 元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

##### (a) 元本償還資金又は利息支払資金が不足するリスク

発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、特定社員及び優先出資社員からの出資金並びに原保有者から取得する本件基金債権の他には、特段の資産を有しません。このため、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況如何によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

また、前記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」に記載されるとおり、明治安田生命は発行会社との間で本件信用枠設定契約を締結し、一定の条件のもとで本特定社債の利息支払等のための資金を貸し付けるものとされています。しかし、後記(f)「本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付実行に関するリスク」でも記載されるように、この貸付についてもその時々明治安田生命の信用状況如何によっては、本件信用枠設定契約において規定されているとおりにこれが行われない可能性があります。

このように本特定社債の元本償還資金又は利息支払資金は専ら明治安田生命の信用力に依存しており、その時々明治安田生命の信用力によっては、本特定社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

これらのリスク要因に対しては、前記(3)(b)「信用補完の形態」に定める一定の信用補完措置及び流動性補完措置を講じること等の手当てにより、一定の範囲内での対応が図られております。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

##### (b) 本特定社債の元本の償還に関するリスク

本特定社債の元本の償還は、後記9「償還期限及び償還の方法」に従って行われ、同項記載のとおり償還期日において一括償還することを予定しております。しかしながら、明治安田生命による本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還状況並びに明治安田生命の財務状況によっては、本特定社債の元本償還資金が不足し、その結果、予定された償還期日において本特定社債の元本の償還ができない場合があります。また、後記(7)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が発生した場合においても、後記9「償還期限及び償還の方法」記載の償還期日において償還されない場合があります。

かかるリスク要因については、明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

##### (c) 本特定社債の利息の支払に関するリスク

本特定社債の利息の支払は、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払期日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています。しかしながら、明治安田生命による本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還状況、明治安田生命による本件信用枠設定契約に基づく貸付の実行状況並びに明治安田生命の財務状況によっては、本特定社債のその時々における利息支払資金が不足し、その結果、かかる予定された利払期日において本特定社債の利息の支払ができない場合があります。また、後記(7)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が発生した場合においても、後記8「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払期日において利息が支払われない場合があります。

かかるリスク要因については、明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(d) 本件基金債権の支払についての保険業法上の制限に関するリスク

前記(a)「元本償還資金又は利息支払資金が不足するリスク」に記載のとおり、発行会社は、通常の事業会社等とは異なり、特定社員及び優先出資社員からの出資金並びに原保有者から取得する本件基金債権の他には、特段の資産を有しません。また、本件基金債権の債務者である明治安田生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、本特定社債の償還及び利息の支払は本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払の状況に直接影響されることとなりますが、本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以下のような保険業法上の制限を受けます。

ア 本件基金利息の支払に関する保険業法上の制限

明治安田生命の各事業年度における本件基金利息の支払は、法定基金利払限度額を限度として行うことができ（保険業法第55条第1項）、かつ、本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が明治安田生命の総代会による承認決議を経た場合において、これを行うことができます。即ち、明治安田生命は、本件基金拠出契約において本件基金利息の支払を約束していますが、各事業年度において法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満たない場合や本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が明治安田生命の総代会において承認されない場合においては、当該事業年度において明治安田生命は発行会社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部を支払うことができず、また、発行会社も明治安田生命によって支払われない本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の全部又は一部の支払を明治安田生命に強制することができないと考えられています。なお、明治安田生命の総代会は、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、当該事業年度における法定基金利払限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が支払うべきとされる本件基金利息の金額に満つる場合であったとしても、明治安田生命の総代会において本件基金利息の支払をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されとは限りません。

イ 本件基金元本の償還に関する保険業法上の制限

明治安田生命の各事業年度における本件基金元本の償還は、法定基金償還限度額を限度として行うことができるものとされていますが、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却した後でなければ基金の償却は行い得ないものとされています（保険業法第55条第2項）。さらに、明治安田生命が各事業年度において本件基金元本の償還を行う場合には、原則として、本件基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき明治安田生命の総代会による承認決議を経る必要がありますが、任意積立金としての基金償却準備金を取り崩す方法により本件基金元本の償還を行う場合においては、当該基金償却準備金の取崩しに関する議案が明治安田生命の取締役会による承認決議を経ることによりこれを行うことができるものと考えられています。かかる金額の制限及び手続上の制限を遵守した上で、本件基金

元本の償還を行う場合には、明治安田生命は当該償還金額に相当する金銭を基金償却積立金として積み立てなければならないものとされています(保険業法第56条第1項)。

明治安田生命は、既に保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した額の全額を償却していますが、当該事業年度において法定基金償還限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満たない場合には、明治安田生命は発行会社に対して本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の全部又は一部を償還することができず、また発行会社も明治安田生命によって償還されない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を明治安田生命に強制することができないと考えられています。また、本件基金元本の償還を内容とする剰余金の処分に関する議案につき明治安田生命の総代会による承認決議を得られない場合には、明治安田生命は発行会社に対して本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部を償還することができず、また、発行会社も明治安田生命によって支払われない本件基金債権の本件基金拠出契約に基づく元本の全部又は一部の償還を明治安田生命に強制することができないと考えられています。なお、明治安田生命の総代会は、本件基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案を承認する義務を発行会社又はその他の第三者に対して負担しておらず、法定基金償還限度額が本件基金拠出契約上明治安田生命が償還すべきとされる本件基金元本の金額に満つる場合であったとしても、明治安田生命の総代会において本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還をその内容とする剰余金の処分に関する議案が承認されるとは限りません。但し、明治安田生命の任意積立金としての基金償却準備金が存在する場合、明治安田生命の総代会における剰余金の処分に関する議案の承認決議や明治安田生命の取締役会による取り崩しの決議がない場合においても、当該基金償却準備金の限度において、発行会社は本件基金拠出契約に基づき明治安田生命が償還すべきとされる本件基金元本の償還を明治安田生命に対して請求することができるものと考えられています。

また、明治安田生命が償還する本件基金元本の金額相当の金銭の基金償却積立金の積立てを行えない場合には、かかる本件基金元本の償還を行うことができません。

前記ア及びイ記載のように、本件基金債権の債務者である明治安田生命による本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払は、本件基金拠出契約に規定する条件に服するほか、以上のような保険業法上の制限を受けます。本件基金拠出契約によれば、保険業法上の制限により償還されない本件基金元本の償還又は保険業法上の制限により支払われない本件基金利息の支払は、繰り延べられます。これらの条件及び制限の結果、本特定社債の元本の償還又は利息の支払が行われない可能性があります。なお、この場合でも、本特定社債については、元本の償還及び利息の支払について、償還期日及び利払期日の繰延べは一切行われません。一方で、本件基金利息の支払が保険業法上の制限により繰り延べられた場合であっても、それ自体は本特定社債の期限の利益喪失の事由とはならず、発行会社に留保されている資金から後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」のないしに記載されている方法及び順序に従って本特定社債の利息が予定された利払期日に全額支払われる場合には、後記(7)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由が別途発生していない限り、発行会社は、本特定社債につき期限の利益を喪失しません。

ウ 明治安田生命の解散時又は破産手続、更生手続若しくは再生手続の開始時における本件基金債権の支払に関する制限

本件基金拠出契約上、本件基金拠出契約所定の償還及び期限前償還の場合その他適用ある法令に

従う場合を除く本件基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとされています。保険業法第181条第2項は、解散した相互会社の清算人が基金の払戻しをする場合に、「相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない」とし、相互会社の解散時においては、基金の払戻しはその他の相互会社の債務の弁済に劣後することを規定しています。また、かかる規定は、「基金の払戻し」即ち元本の償還のみではなく利息の支払にも準用されるべきとの主張も行われています。

一方、本件基金拠出契約上、明治安田生命につき本件基金元本の償還以前に破産法に基づく破産手続、更生特例法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続が開始された場合の本件基金債権の支払については、特段の定めはありません。

この点、更生特例法上、相互会社について更生手続が開始された場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、( )更生担保権、( )一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、( ) ( )、( )及び( )に掲げるもの以外の)更生債権、( )約定劣後更生債権、( )基金に係る更生債権、( )社員権の順序となります。

これに対して、相互会社について破産手続又は再生手続が開始された場合については、更生手続の場合とは異なり、基金債権の取扱いについて直接これに言及した規定は破産法、民事再生法その他の法律において設けられておりませんが、上記の解散時の取扱い及び資本性を有する基金の性質に鑑みて、基金の返還に係る債権は、破産法上の約定劣後破産債権及び民事再生法上の約定劣後再生債権に後れるものと解されています。

このように、本特定社債の元利金の全額が支払われる以前において、明治安田生命が相互会社として解散し、又は破産手続開始決定、更生手続開始決定若しくは再生手続開始決定を受けた場合においては、発行会社が本件基金債権の元利金の支払につき明治安田生命の他の債権者に劣後する結果、本特定社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があり、その結果本特定社債の元本の償還又は利息の支払をなしえなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、保険業法、破産法、会社更生法、民事再生法、更生特例法等に基づく法制度及び明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

#### (e) 明治安田生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク

明治安田生命は本件基金債権の他にも基金の拠出を受けており、また、将来において基金の拠出を受ける可能性があります。

即ち、明治安田生命は、本件基金拠出契約において、前基金を全額償還する前に、本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還(期限前償還を含みます。)を行わないとしております。なお、前基金の償還と本件基金拠出契約に基づく本件基金元本の償還を同一の剰余金処分を経て行う場合については、法定基金償還限度額から前基金の償還に必要な額を控除した額の範囲内において、本件基金元本の償還を行うものとしています。また、前基金の基金利息と本件基金拠出契約に基づく本件基金利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合については、法定基金利払限度額から前基金の基金利息の支払に必要となる額を控除した額の範囲内において、本件基金利息の支払を行うものとしています。従って、前基金が存在することにより、本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払が予定どおり行われぬ可能性があり、その結果、本特定社債の元金の償還及び本特

定社債の利息の支払が予定どおり行われぬ可能性があります。後基金については、後基金の拠出金の償還(期限前償還を含みます。)は、本件基金元本の全額の償還前に行わないものとし、かつ本件基金拠出契約に基づく本件基金利息と後基金の利息を同一の剰余金処分を経て支払う場合においては、それらの全額を支払うことができない場合には、本件基金拠出契約に基づく本件基金利息の支払を優先するものとされています。但し、保険業法第55条第2項第3号は、基金の償却の限度額を計算するにあたり、貸借対照表上の純資産額から「基金利息の支払額」を控除すべきことを明示しており、後基金の利息の支払が本件基金元本の償還に先立って行われる可能性があり、これにより本件基金元本の償還、ひいては本特定社債の元金の償還が予定どおり行えなくなる可能性があります。

かかるリスク要因については、本件基金拠出契約の規定及び保険業法等に基づく法制度に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(f) 本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付実行に関するリスク

発行会社は、明治安田生命との間で本件信用枠設定契約を締結し、本特定社債の利息の支払に関する信用補完・流動性補完措置の一部としています。しかしながら、本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付には一定の条件が付されているほか、その金額に上限があるため、本特定社債の利息を予定どおり支払うための十分な資金の貸付を明治安田生命から受けられない可能性があります。また、明治安田生命が本件信用枠設定契約に基づく貸付を行う義務について第三者は一切保証を行っておらず、かかる貸付が行われるか否かは専ら当該貸付の時点での明治安田生命による履行能力に依存しており、明治安田生命に十分な履行能力がない場合には当該貸付が行われぬことがあり、この場合、本特定社債の利息の支払を予定どおり行えない可能性があります。本件信用枠設定契約に基づく明治安田生命の貸付の条件及び金額の上限については、前記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、本件信用枠設定契約の規定及び明治安田生命の財務状況に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(g) 原保有者の破産等に伴うリスク

発行会社は本件基金債権譲渡契約に基づき原保有者から本件基金債権の譲渡を受けるものとされていますが、かかる本件基金債権の譲渡につき、原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本件基金債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、発行会社の本件基金債権に対する権利は原保有者の破産手続、更生手続、再生手続その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと発行会社は考えております。

ア 原保有者及び発行会社は、本件基金債権譲渡契約に基づき、本件基金債権の真正な売却及び購入を意図していること。

イ 原保有者は、本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権が発行会社に移転した後は、本件基金債権に対して一切の権利を有さないこと。

ウ 本件基金債権譲渡契約上、発行会社は、原保有者に対して本件基金債権の買戻しを請求する権利を有さず、また、原保有者は本件基金債権の買戻しを行う義務を負担していないこと。

エ 原保有者は、本件基金債権譲渡契約上、本件基金債権の譲渡実行日現在における本件基金債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本件基金債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと。

オ 本件基金債権譲渡契約に基づく原保有者から発行会社に対する本件基金債権の譲渡については明治安田生命の確定日付ある証書による異議なき承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されることが予定されていること。

かかるリスク要因については、上記のとおり極めて低いものと発行会社は考えておりますが、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(h) 明治安田生命の株式会社化及び期限前償還に伴うリスク

明治安田生命は現在相互会社として保険業を営んでおりますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社とすることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。一方、保険業法第89条第1項は、「組織変更をする相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、効力発生日までに、組織変更計画の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。ただし、第92条の規定による株式の発行に際して、基金に係る債権が現物出資の目的として給付された場合におけるその給付された額については、この限りでない。」としており、本件基金債権の償還が終了する以前において、明治安田生命が株式会社への組織変更を行う場合には、本件基金債権を償却する必要があります。本件基金拠出契約においては、本件基金元本の全部又は一部を、原則として本件基金償還期日前において償還することはできないこととされておりますが、明治安田生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が明治安田生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、明治安田生命は、基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、基金拠出者の同意を得ることなく、当該組織変更の効力発生日の4営業日前の日に本件基金元本の全部を期限前償還することができるものとされています。また、後記(6)「期限前償還」に記載されるとおり、発行会社が明治安田生命からかかる書面による通知を受領した場合には、発行会社は、後記(6)「期限前償還」に従って、本特定社債の全部を期限前償還するものとされています。この場合の償還価額は、後記(6)「期限前償還」に定める方法に従い、期限前償還がなされなければ支払われるべきであった本特定社債の将来の元利金につき、一定の市場金利に一切のスプレッドを付すことなく割引計算を行って算出される現在価値相当額（但し、元金の100%を下限とします。）ですが、金利水準の動向、流通市場における本特定社債の取引水準の動向その他の要因によっては、本特定社債の元利金が償還期日まで予定通り支払われる場合に比して本特定社債権者にとって当初の想定を下回る条件での償還となるリスクがあります。また、かかる期限前償還の償還価額は元金の100%を超過する場合があります。この場合には、本件基金拠出契約に基づき期限前償還される本件基金元本以外をかかる超過分の支払原資とする必要があります。上記のとおり、明治安田生命が本件基金拠出契約に基づき本件基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する場合、本件基金元本に加えて、後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(h)「期限前償還」に定める方法に従って計算される経過利息及び違約金を基金拠出者に支払うものとされており、これらが発行会社の手元資金とあわせてかかる期限前償還時の本特定社債の元利金の支払原資となることが予定されておりますが、本特定社債の期限前償還が決定されたにもかかわらず、明治安田生命がかかかる本件基金元本、経過利息及び違約金の支払義務を履行しない場合及び発行会社の手元資金が費用等の支払に優先的に充当された結果、想定よりも減少した場合等において、発行会社が本特定社債の期限前償還のための支払原資



を結果的に確保できないリスクがあります。明治安田生命の株式会社化に伴う本特定社債の期限前償還及び本件基金債権の期限前償還の詳細については、後記(6)「期限前償還」及び後記第二部第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(h)「期限前償還」をご参照下さい。

かかるリスク要因については、明治安田生命による株式会社への組織変更の実施及び金利水準の動向、流通市場における本特定社債の取引水準の動向その他の事情に起因するものであり、発行会社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

(i) 発行会社が目的以外の債務を負うリスク

発行会社が、本特定社債の元金全額が償還されるまでに、本特定社債発行に関係のない債務を負うことにより、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性があります。発行会社は特定目的会社として、本件特定社債管理委託契約において、以下のことを本件特定社債管理者に対して約束しています。

ア 資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、本特定社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。

イ 本特定社債要項に定められたところによる場合、本件特定社債管理委託契約に定められたところによる場合及び資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。

ウ 発行会社は、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。）、又は本特定社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合（発行会社が優先出資証券を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限定されません。）を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。

エ 発行会社は、資産流動化計画に従って営む業務及びその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要なない資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要なない従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本件特定社債管理委託契約における発行会社の約束に加え、発行会社は、特定資産の流動化とその付帯業務以外の業務を行わないことが資産流動化法及び資産流動化計画において規定されており、発行会社の資金の借入、本特定資産の処分及び余裕金の運用等についても資産流動化法及び資産流動化計画等において制限されていること等の方法により、発行会社が本特定社債とは関係のない債務を負担し、本特定社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(j) 発行会社の特定社員が一般社団法人であることに関するリスク

発行会社の全ての特定出資（以下「本特定出資」といいます。）は、本一般社団法人により保有されています。本一般社団法人及び有限会社東京共同会計事務所（以下「事務受託者」といいます。）は、発行会社及び本件特定社債管理者に対して差し入れる本件特定社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において、本特定社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本特定出資を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しますが、本一般社団

法人について倒産や解散等の事由が発生した場合には、本特定出資が本一般社団法人から発行会社の倒産隔離上不適切と考えられる者に譲渡され、その結果として発行会社の運営に悪影響が及びリスクがあります。しかしながら、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、本一般社団法人につき破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないことを誓約し、また、本一般社団法人の理事、監事及び社員も、それぞれ、本一般社団法人及び本件特定社債管理者に差し入れる本件特定社債管理委託契約の締結日と同日付の誓約書において破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立権を行使しないことを誓約します。さらに、本一般社団法人の定款において、本一般社団法人の基金の拠出者は、本一般社団法人の倒産申立てを行うことができないものとされています。また、本一般社団法人及び事務受託者は、上記の誓約書において、発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為をしないこと等、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止、支払不能及び債務超過の発生を回避する観点から一定の事項につき誓約しております。従って、これらの誓約が遵守される限りにおいて、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものと発行会社は考えております。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っております。一般法人法第148条には解散事由として社員が欠けたことが規定されており、かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ上記の誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう遵守する旨誓約しています。また、事務受託者は、本一般社団法人との契約において、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を提供することとされております。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人の解散事由が生じる可能性は低いものと発行会社は考えております。

本一般社団法人は現在、本特定出資、明治安田生命2012基金特定目的会社及び明治安田生命2011基金特定目的会社の全ての特定出資を保有しているほかは、他の特定目的会社の特定出資等を取得・保有しておらず、借入による資金調達を行っておりません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の特定目的会社の特定出資等を追加的に取得しつつ、かかる特定出資等の取得、租税支払、維持費用その他全ての支払債務の履行に必要な金額の基金の拠出を受けず、借入金等でその資金調達を行う可能性があります。当該特定出資等の発行体が特定社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担し、かかる債務につき当該特定出資等の発行体がデフォルトに陥った場合、その特定出資等の価値が毀損する結果、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金が本一般社団法人が負担する支払債務の履行以外の目的のために流用された場合、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、上記の誓約書において、かかる追加的な特定出資等を取得する場合には、事前に、その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、かかる特定出資等の追加取得が本特定社債の格付を低下させることにはならないことを本件格付機関に確認すること並びにその負担する債務を履行するために十分な金額の基金の拠出を受け、かつ、かかる基金を一定の口座で管理することを誓約しますので、かかる誓約が遵守される限りにおいて、本一般社団法人が他の特定出資等の取得を原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと発行会社は考えております。

また、本一般社団法人の理事の不適切な業務執行又は本一般社団法人の社員の不適切な社員権の行使により、発行会社の運営に悪影響が及びリスクがありますが、本一般社団法人は、上記の誓約



書において、発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある発行会社の定款の変更、発行会社の取締役及び監査役の選解任その他の業務遂行又は債務負担を生ぜしめないこと等を誓約しており、本一般社団法人の理事、監事及び社員もそれぞれの誓約書において発行会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある議決権の行使等を行わないことを誓約しており、これらの誓約が遵守される限り、かかるリスクが現実化する実際上の可能性は高いものとは発行会社は考えております。なお、本一般社団法人の定款において、理事、監事及び社員の資格を有する者が限定され、典型的に適切な業務執行又は権利行使を期待できない者が理事、監事及び社員となる可能性が排除されています。

(k) 本特定社債権者が一般担保以外の担保を有しないことに伴うリスク

本特定社債権者は、一般担保を除き、発行会社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、発行会社に関する破産手続、再生手続又は特別清算手続の場合、一般担保を有する本特定社債権者は、配当額の分配において無担保債権者より有利に扱われ、これに優先するものの、発行会社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等、一般担保に優先する担保権を有する債権者には劣後することになります。かかるリスク要因に対しては、資産流動化法並びに資産流動化計画及び定款等において、特定資産の流動化とその附帯業務以外の業務を行うことができない旨が定められており、本特定社債権者に優先又は競合して発行会社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

(l) 保険会社が本特定社債を取得する際の留意事項

「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」（平成8年大蔵省告示第50号、その後の改正を含みます。）第1条の2第1項によれば、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下本(l)において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は同法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（同法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下本(l)において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（上記告示第1条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下本(l)において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額を控除するものとされています。本特定社債は、明治安田生命に対して拠出された本件基金債権を特定資産とする特定社債であり、法形式的には明治安田生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、本特定社債の特定資産が明治安田生命に対して拠出された本件基金債権であるという本特定社債の実質的な性格から、保険会社等が本特定社債を保有する場合には上記告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本特定社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本特定社債を購入する際には上

記告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

(m) 市場性に関するリスク

本特定社債の処分価格は、市場の金利水準に対応して変動すること（金利が上昇する過程では価格は下落し、逆に金利が低下する過程では価格は上昇すること）が想定されます。従って、本特定社債の第三者への譲渡に際しては、当該譲渡時点における市場の金利水準によって売却損を生じるリスクがあります。

また、本特定社債の流通市場は現在確立されておらず、本特定社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本特定社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等発行会社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、発行会社による特段の対応は図られていません。

(5) 特定借入れ

発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、資産流動化法第2条第12項に規定する特定借入れを行うことを予定しております。

本件信用枠設定契約に基づく借入の概要については、前記(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」をご参照下さい。

(6) 期限前償還

(a) 発行会社は、明治安田生命から本件基金拋出契約に基づき、基金拋出者である発行会社の同意を得て本件基金債権の全部又は一部を期限前償還したい旨の申出を受領した場合には、本件特定社債管理者及び本件格付機関に対し、以下について直ちに書面により通知するものとします。

明治安田生命より本件基金債権の期限前償還の申出を受領した旨。

前記の申出に係る本件基金債権の期限前償還の条件及び内容。

本特定社債の期限前償還の条件及び内容。

なお、発行会社は、併せて前記に係る関連資料を本件特定社債管理者に提出するものとします。

(b) 発行会社は、前記(a)の通知を行った後、資産流動化法及びその他適用法令に従い必要とされる手続を経た上で、特定社債権者集会を招集し、以下の双方について特定社債権者集会決議により同意を得ること（以下、かかる同意を得たことを「同意期限前償還事由」といいます。）を条件に、本件基金債権の期限前償還に同意し、かつ、同決議で承認された期日（以下「同意期限前償還期日」といいます。）に、同決議で承認された条件及び内容にて本特定社債を期限前償還するものとします。

前記(a)の条件及び内容に従った本件基金債権の期限前償還に同意すること。

前記(a)の条件及び内容に従った本特定社債の期限前償還を行うこと。

(c) 明治安田生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が明治安田生命の社員総会又は総代会で承認され、明治安田生命から本件基金拋出契約に基づき本件基金債権の全部を期限前償還する権限を行使する旨の書面による通知を当該組織変更の効力発生日の60日前までに受領した場合（かかる通知を受領することを以下「組織変更期限前償還事由」といい、同意期限前償還事由と併せて「期限前償還事由」と総称します。）には、発行会社は、当該組織変更の効力発生日の前営業日（以下「組織変更期限前償還期日」といい、同意期限前償還期日と併せて「期限前償還期日」と総称します。）に本特定社債の全部を後記(d)に定める償還価額（以下「組織変更期限前償還価額」といいます。）で期限前償還するものとします。

(d) 前記(c)の規定により期限前償還する場合の償還価額は、各本特定社債につき、各本特定社債元金、又は、次

の( )及び( )の合計額(1,000円に満たない端数は切り捨てます。)のいずれか高い方の金額とします。また、本(6)における後記 ないし に掲げる用語の意味は、それぞれ ないし に記載のとおりとします。

( ) 各本特定社債元金の現在価値

( ) 各将来利払期日に係る将来利息金額の現在価値の合計額

「各本特定社債元金」とは、組織変更期限前償還期日時点における各本特定社債の元金の額をいいます。

「将来利払期日」とは、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)以降償還期日(この日を含みます。)までに到来する各利払期日をいいます。

「将来利息金額」とは、各将来利払期日につき、(期限前償還されなければ)当該将来利払期日に支払われるべきであった各本特定社債の利息の額をいいます。但し、組織変更期限前償還期日が利払期日である場合を除き、組織変更期限前償還期日の直後に到来する将来利払期日に係る将来利息金額は、かかる金額から経過利息(後記8「利払日及び利息支払の方法」(3)に定義されます。)の額を控除した額とします。

各本特定社債元金又は将来利息金額の「現在価値」とは、各本特定社債元金又は将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「残存月数」及び「残存端日数」とは、各本特定社債元金及び将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

( ) 各本特定社債元金に係る残存月数は、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から、償還期日(この日を含みます。)までの毎月における組織変更期限前償還期日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、各本特定社債元金に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が償還期日である場合には、各本特定社債元金に係る残存端日数は零とします。なお、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、各本特定社債元金に係る残存月数は零とし、残存端日数は組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの実日数とします。

( ) 各将来利息金額に係る残存月数は、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から、当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの毎月における組織変更期限前償還期日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、当該将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該将来利息金額に係る将来利払期日である場合には、当該将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、当該将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日(この日を含みます。)までの実日数とします。

「参照レート」とは、円ライボ(組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1年未満の場合)又は円スワップレート(かかる期間が1年以上の場合)のうち、元金残存期間に対応する期間に係る利率(年率)をいいます。元金残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、次に掲げる2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した

値とします。

( ) 元金残存期間より短い期間に係る利率(年率)のうち、最も長い期間に係るもの。

( ) 元金残存期間より長い期間に係る利率(年率)のうち、最も短い期間に係るもの。

「元金残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

( ) 組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{各本特定社債元金に係る残存月数} + \frac{\text{各本特定社債元金に係る残存端日数}}{30}$$

( ) 組織変更期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)から償還期日(この日を含みます。)までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{各本特定社債元金に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{各本特定社債元金に係る残存端日数}}{365}$$

「円ライボー」とは、償還価額決定日(この日がロンドンにおいて銀行の営業日でない場合は、その直前のロンドンにおける銀行の営業日。以下、本において同じです。)のロンドン時間午前11時現在の利率としてロイター3750頁(ロイターの3750頁又は円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。)の画面上に表示される円のライボーに365を乗じ、360で除した値をいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円のライボーがロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不可能な場合、発行会社は、発行会社が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日のロンドン時間午前11時現在の円のライボーに相当する円金利の利率の提示を求めるものとし、提示された利率の算術平均値(算術平均値を算出した上、小数第6位を四捨五入します。)に365を乗じ、360で除した値をいいます。

「円スワップレート」とは、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の利率としてロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)の画面上に表示される円金利スワップのスワップレートをいいます。但し、償還価額決定日に、理由の如何を問わず円金利スワップのスワップレートがロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)に表示されない場合又はロイター17143頁(Tokyo Swap Reference Rate)が利用不可能な場合、発行会社は、償還価額決定日に、発行会社が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、償還価額決定日の東京時間午後3時現在の円金利スワップのスワップレートに相当する利率の提示を求めるものとし、提示された利率の算術平均値(算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。)をいいます。

「償還価額決定日」とは、組織変更期限前償還期日の前月の応当日(前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が営業日でない場合には、その前営業日)をいいます。

(e) 本特定社債について組織変更期限前償還事由が発生した場合には、その日から5営業日以内に、その旨及び組織変更期限前償還期日を本件特定社債管理者及び本件格付機関に対して通知するものとし、本件特定社債管理者は、かかる通知を受領した後遅滞なく、組織変更期限前償還事由が発生した旨及び組織変更期限前償還期日を公告します。

(f) 本特定社債について組織変更期限前償還事由が発生した場合には、発行会社は、償還価額決定日から5営業日以内に、組織変更期限前償還価額を本件特定社債管理者及び本件格付機関に対して通知するものとし、本件特定社債管理者は、かかる通知を受領した後遅滞なく、組織変更期限前償還価額を公告します。

## (7) 期限の利益喪失事由

発行会社は、以下のいずれかの事由が発生した場合には、本特定社債全額について何らの手続を経ずして当然に期限の利益を失います。この場合、本特定社債の元金につき、当該事由が発生した日(この日を含みます。)か

ら当該元金が実際に支払われる日(この日を含みます。)までの期間につき、後記7「利率」記載の利率による遅延利息を支払います。

発行会社が、支払期日が到来し、支払われるべきものとなった本特定社債に対する利息の支払を怠り、かかる不履行が7営業日以上継続した場合。

発行会社が本件特定社債管理委託契約の重要な規定(本特定社債要項を含みます。)に違反し、本件特定社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしない場合で、かつ、本件特定社債管理者が当該事由の発生が本特定社債権者の権利に重大な影響を及ぼすことが明らかであると認めて発行会社に対して本特定社債について期限の利益を喪失させる旨の通知をし、かかる通知が発行会社に到着した場合。

発行会社について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始決定があった場合。

発行会社について、支払の停止が生じ、又は発行会社が自ら破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始の申立てを行い、又は手形交換所の取引停止処分を受けた場合。

発行会社の財産若しくは資産の全部若しくは発行会社の財産若しくは資産のうち本件特定社債管理者が重要と判断する部分について管財人、管理人等が選任された場合、又は仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押の命令若しくは通知が行われ、かつ、当該仮差押、保全差押、差押若しくは強制執行又は滞納処分としての差押が30日以内に取り消されない場合。

発行会社について、解散の決定がなされた場合、又は資産流動化法第220条に基づく解散命令が下された場合。

発行会社が、資産流動化法第219条に基づく業務停止命令を受けた場合。

明治安田生命について、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始の決定があった場合。

明治安田生命が自ら、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続開始の申立てを行った場合、又は、明治安田生命について解散、保険業の免許が取り消された場合若しくは保険業の廃止の決定がなされた場合、若しくは保険管理人が選任された場合。

## (8) 倒産手続の放棄等

(a) 本特定社債権者は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとされています。

(b) 本特定社債権者は、発行会社による本特定社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産(以下本(8)において「本件責任財産」といいます。)のみを責任財産として、かつ、後記第二部第1、3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本特定社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本件責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

(c) 本特定社債権者は、償還期日(期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日)が到来した場合又は前記(7)「期限の利益喪失事由」の記載に基づき本特定社債について期限の利益を喪失した場合において、本件責任財産から支払が行われた後に、なお本特定社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、

本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が本件責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとされています。

#### (9) 本特定社債に関する格付

##### (a) R&I

本特定社債について、発行会社は、R&IからA+の予備格付を平成25年7月17日付で取得しており、また、R&IからA+の本格付を本特定社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降にR&Iが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがあります。

本特定社債の申込期間中に本特定社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ（<http://www.r-i.co.jp/jpn/>）の「ストラクチャードファイナンス」（<http://www.r-i.co.jp/jpn/sf/>）の「ストラクチャードファイナンス 最新情報 - ニュースリリース（2012年1月10日以降）」コーナー右上の「一覧はこちら」をクリックすると表示される「ストラクチャードファイナンスニュース一覧」の「ニュースリリース（2012年1月10日以降）」に掲載されます。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

R&I：電話番号 03-3276-3511

##### (b) JCR

本特定社債について、発行会社は、JCRからAの予備格付を平成25年7月17日付で取得しており、また、JCRからAの本格付を本特定社債の払込期日に取得する予定です。但し、予備格付の付与以降にJCRが入手する情報によっては、本格付が予備格付と異なる符号となる可能性があります。JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本特定社債の申込期間中に本特定社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ( <http://www.jcr.co.jp/> )の「格付情報」の「当月格付」( [http://www.jcr.co.jp/top\\_cont/rat\\_info02.php](http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php) )に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号 03-3544-7013

上記のR&I及びJCRによる格付は、後記9(2)「償還の方法及び期限」記載の期限に本特定社債が一括償還されることの確実性について何ら言及するものではありません。なお、本特定社債の格付については、ある特定の投資家に対する市場価格や適格性に関するコメントではないのと同様に、いかなる証券の買い、保持又は売りを推奨するものでもありません。

#### (10) 資産流動化計画に記載されている事項の概要

資産流動化計画に記載されている事項のうち、本特定社債権者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの(本届出書の他の箇所に記載したものを除きます。)の概要は、以下のとおりです。

##### (a) 外国為替相場の変動による影響

発行会社の発行する資産対応証券(資産流動化法第2条第11項に定める資産対応証券をいいます。以下同じです。)は全て日本円建であり、資産対応証券の投資家が資産対応証券の償還、利息又は配当として受領する金額について外国為替相場による換算レートを適用する必要はありません。その限度において、外国為替相場の変動による影響はありません。

##### (b) 資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針

発行会社はデリバティブ取引を行いません。

### 3【券面総額】

金500億円

### 4【各社債の金額】

金1,000万円

### 5【発行価額の総額】

金500億円

### 6【発行価格】

各本特定社債の金額100円につき金100円

### 7【利率】

年(未定)% (注) (BloombergTKFX1ページにおける5年物の円/円スワップレートのアスクサイドに提示される利率~同提示される利率に0.70%を加えた利率を仮条件とします。)

(注) 上記利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、平成25年8月2日頃に決定される予定です。

## 8 【利払日及び利息支払の方法】

- (1) 本特定社債の利息は、前記7「利率」記載の利率で、払込期日の翌日（この日を含みます。）から償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）（この日を含みます。）までこれを付し（但し、後記(2)に従います。）、平成26年8月8日を第1回目の支払期日としてその日（この日を含みます。）までの1年分を支払い、その後毎年8月8日に当該利払期日（この日を含みます。）までの1年分を支払います。
- (2) 償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）の翌日（この日を含みます。）以後は本特定社債につき利息を付しません。但し、償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）が到来し、発行会社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合には、発行会社は当該元金につき償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）の翌日（この日を含みます。）から当該未償還元金が実際に支払われる日（この日を含みます。）までの期間につき、前記7「利率」記載の利率による遅延利息を支払います。
- (3) 前記(1)の規定にかかわらず、期限前償還事由が発生した場合（但し、当該期限前償還事由に係る期限前償還期日が利払期日の場合を除きます。）には、期限前償還期日の直前の利払期日（期限前償還期日が第1回の利払期日より前の日である場合には、払込期日）の翌日（この日を含みます。）から期限前償還期日（この日を含みます。）までの期間について、前記7「利率」記載の利率による利息（以下「経過利息」といいます。）を支払います。
- (4) 本特定社債について、1年に満たない期間の利息を支払うときは、1年を365日とする日割をもって計算します。
- (5) 利払期日が営業日でない場合は、その支払は前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。

## 9 【償還期限及び償還の方法】

### (1) 償還価額

各本特定社債の金額100円につき金100円。但し、前記2(6)「期限前償還」の記載に基づき期限前償還される場合は同2(6)「期限前償還」記載の金額によります。

### (2) 償還の方法及び期限

- (a) 本特定社債の元金は、平成30年8月8日に一括償還します。但し、発行会社は、期限前償還事由が発生した場合、前記2(6)「期限前償還」の記載に従い、期限前償還期日において、本特定社債を期限前償還します。
- (b) 前記(a)の規定にかかわらず、本特定社債の償還期日（期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日）が営業日でない場合には、その支払は前営業日にこれを繰り上げます。但し、かかる繰り上げは利息金額の計算に影響を及ぼしません。



## 1 0 【募集の方法】

本特定社債は一般募集とします。

## 1 1 【申込証拠金】

該当事項はありません。

## 1 2 【申込期間及び申込取扱場所】

### (1) 申込期間

平成25年8月2日

### (2) 申込取扱場所

下記金融商品取引業者の本店及び国内各支店

大和証券株式会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

みずほ証券株式会社

その他の引受会社（未定）（注）

（注）その他の引受会社は、平成25年7月30日頃に決定される予定です。

## 1 3 【払込期日及び払込取扱場所】

### (1) 払込期日

平成25年8月8日

### (2) 払込取扱場所

三菱UFJ信託銀行株式会社

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本特定社債の払込期日に本特定社債の払込金額の総額の払込が行われ、かつ、本特定社債の払込金の決済が適用ある法令等に基づき適正に行われたことを確認した場合には、本特定社債の払込金を発行会社に交付します。

#### 1 4 【引受け等の概要】

本件引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本特定社債の総額につき、それぞれ連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会社名	住所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	(未定) (注)	1. 引受会社は、連帯して本特定社債の総額を引き受けます。 2. 本特定社債の引受手数料は、総額1億5,000万円とします。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	(未定) (注)	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	(未定) (注)	
(未定)(注)	(未定)(注)	(未定) (注)	
合計	-	50,000	-

(注) 大和証券、三菱UFJモルガン・スタンレー証券及びみずほ証券以外の引受会社並びに引受額の内訳については平成25年7月30日頃に決定される予定です。

#### 1 5 【社債管理者又は社債の管理会社】

- (1) 本特定社債に関する特定社債管理者は三菱UFJ信託銀行（東京都千代田区丸の内一丁目4番5号）とします。
- (2) 本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために本特定社債に係る債権の弁済を受け、又は本特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。
- (3) 本件特定社債管理者は、本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約に定める特定社債管理者の職務を行います。
- (4) 本件特定社債管理者は、本件特定社債管理委託契約、本特定社債要項及び本特定社債について、本件特定社債管理者により選任された弁護士、会計士その他専門家の意見若しくは助言又はそれらの者から得た証明書若しくは情報に基づき善意により行為し又は行為を留保することができ、かつ、かかる行為又は行為の留保に起因するいかなる損害についても、本件特定社債管理者に悪意又は過失がない限り、発行会社又は本特定社債権者に対して責任を負いません。
- (5) 資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第740条第2項本文の定めは、本特定社債には適用されません。

## 1 6 【振替機関に関する事項】

本特定社債の振替機関は、保管振替機構とします。

## 1 7 【その他】

### (1) 特定社債権者集会

- (a) 本特定社債に関する特定社債権者集会は、資産流動化法及び資産流動化法において準用する会社法の適用ある関係規定に従います。
- (b) 本特定社債権者は、その保有する本特定社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本特定社債の金額は算入しません。）に応じて、議決権を有するものとします。
- (c) 本特定社債は、特定社債権者集会を東京都において開催します。
- (d) 本特定社債に関する特定社債権者集会は、発行会社又は本件特定社債管理者がこれを招集するものとし、資産流動化法第154条第1項の規定により発行会社が特定社債権者集会を招集する場合等、法令に別段の定めがある場合を除き、特定社債権者集会の日の3週間前までに特定社債権者集会を招集する旨及び資産流動化法第129条第2項において準用する会社法第719条各号に掲げる事項を公告します。
- (e) 本特定社債の総額（償還済みの額を除き、発行会社が有する本特定社債の金額は算入しません。）の10分の1以上にあたる本特定社債を有する本特定社債権者は、振替法第118条において準用する同法第86条第3項所定の書面を本件特定社債管理者に提示した上、特定社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を発行会社又は本件特定社債管理者に提出して、特定社債権者集会の招集を請求することができます。
- (f) 償還期日若しくは期限前償還期日に発行会社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合又は前記2(7)「期限の利益喪失事由」に記載の期限の利益喪失事由の発生により、発行会社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、発行会社は、本件特定社債管理者が承認する方法により発行会社の資産を換価処分し（但し、発行会社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。）、処分代金を後記第二部第1, 3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当するものとします。但し、本件特定社債管理者が必要と認めた場合には、適用ある法令上必要となる手続を経た上、特定社債権者集会を開催し、以下のいずれの方法を用いるかにつき、特定社債権者集会に決議させ、その決議に従うものとします。

発行会社の資産を換価処分し（但し、発行会社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。）、処分代金を後記第二部第1, 3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当します。

前記 に定める発行会社の資産の換価処分を特段行うことなく、発行会社を存続させ、本特定社債関連口座内の金銭を後記第二部第1, 3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法により元利金等の支払に充当します。

- (g) 特定社債権者集会のための一切の費用は、発行会社が負担します。

### (2) 一般担保

本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき発行会社の財産について、他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとします。

### (3) 公告の方法

発行会社及び本件特定社債管理者が本特定社債に関し本特定社債権者に対し公告する場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、官報に掲載することによってこれを行います。本特定社債要項の規定に基づいて行うべき公告は、本件特定社債管理者が本特定社債権者の権利保護のため必要でないと認めた場合には、これを行うことを要しません。

### (4) 本特定社債要項及び契約証書の閲覧及び謄写

本特定社債要項及び本件特定社債管理委託契約の契約証書の謄本は、発行会社及び本件特定社債管理者の本店に備置し、その通常の営業時間中、本特定社債権者の閲覧又は謄写に供します。かかる手続に関する一切の費用は、かかる請求をした者の負担とします。

### (5) 発行会社の遵守事項

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本件特定社債管理者に対し、本特定社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、以下の各号を遵守することを約束しています。

- (a) 資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、本特定社債以外の現在又は将来の発行会社又は第三者の債務を担保するために、発行会社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 本特定社債要項に定められたところによる場合、本件特定社債管理委託契約に定められたところによる場合及び資産流動化計画に定められたところによる場合を除き、発行会社は、発行会社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 発行会社は、本件基金債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本特定社債に劣後する借入に限ります。）、又は本特定社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合、その他法令及び資産流動化計画の双方に基づき許容される場合（発行会社が優先出資証券を

- 発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限定されません。)を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。
- (d) 発行会社は、資産流動化計画に従って営む業務及びその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資金を調達し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。
  - (e) 発行会社は、発行会社の財産である金銭を本件特定社債管理委託契約に従って支出又は運用します。
  - (f) 発行会社は、本件基金債権譲渡契約及び本件信用枠設定契約並びにこれらに関連する契約及び合意書に基づき他方当事者の義務を履行させるために必要な全ての行為を行い、かかる契約及び合意書を遵守し、それに基づき発行会社の義務をその条項に従って履行します。
  - (g) 発行会社は、本件基金債権に基づき明治安田生命の義務を履行させるために必要な全ての行為を行います。
  - (h) 発行会社は、発行会社に適用される法令、規則、命令、判決、決定、通達、発行会社の定款その他の内部規則及び資産流動化計画を遵守します。
  - (i) 発行会社は、資産流動化法、金融商品取引法及びその他関連法令等に従った官庁等に対する必要な届出、報告等に関する事務(金融商品取引法に基づく有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書の提出を含みますが、これらに限られません。)を適式に行います。
  - (j) 発行会社の事業年度が終了してから90日以内に、発行会社の会計監査人によって監査済の当該事業年度に係る発行会社の貸借対照表及び損益計算書の写しを本件特定社債管理者に交付します。
  - (k) 発行会社は、資本金の額(特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額をいいます。)の減少を行いません。
  - (l) 発行会社は、子会社(会社法第2条第3号における意味を有します。)を持ちません。
  - (m) 発行会社は、資産流動化法第12条に基づく廃業の届出を行いません。
  - (n) 発行会社は、他の会社と合併を行いません。
  - (o) 発行会社は、適用ある法令上、提出が必要となる税務関連の申告書を税務当局にその提出すべき時期までに提出し、本件基金利息に賦課された源泉税の還付に必要な措置を実務上可能な限り早期に行います。
  - (p) 発行会社は、自ら又は発行会社の役員若しくは発行会社の特定社員をして、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再

生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を申し立てる権利を放棄し又は放棄せしめます。

(q) 発行会社は、明治安田生命以外の者に対して、発行会社の優先出資を発行しません。但し、発行会社は、明治安田生命に対して、資産流動化法の定めに従い、随時優先出資を発行することができます。

(r) 発行会社は、本一般社団法人以外の者に対して、発行会社の特定出資を発行しません。但し、発行会社は、本一般社団法人に対して、資産流動化法の定めに従い、随時特定出資を発行することができます。

(s) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づく借入が可能であるかぎり、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日につき、借入申込可能金額の借入に係る借入申込通知書を明治安田生命に対して交付します。

(t) 前記2(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(コ)記載の場合、発行会社は、前記2(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(サ)に記載のとおり信用枠金額の増額を請求します。

(u) 発行会社は、特定出資及び優先出資について配当を行いません。

## (6) 本特定社債要項の変更

(a) 本特定社債要項に定められた事項(但し、発行代理人及び支払代理人の記載を除きます。)の変更は、法令の定めがある場合を除き、特定社債権者集会の決議を要します。但し、特定社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(b) 前記(a)の特定社債権者集会の決議は、本特定社債要項と一体をなすものとし、本特定社債を有するすべての本特定社債権者に対してその効力を有します。

## (7) 元金支払の方法

本特定社債に関する元金及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

## (8) 発行代理人及び支払代理人

本特定社債の、振替機関業務規程等における発行代理人及び支払代理人は、三菱UFJ信託銀行とします。

## (9) 申込みの方法等

(a) 本特定社債の申込期間は平成25年8月2日とし、払込期日は平成25年8月8日とします。本特定社債の発行価格は各本特定社債の金額100円につき金100円とし、この価格により一般募集します。

(b) その他申込みの方法等に関しては、前記10「募集の方法」から前記14「引受け等の概要」までをご参照下さい。

## 第2【特定優先出資証券】

該当事項はありません。

## 第3【コマーシャル・ペーパー及び特定短期社債】

該当事項はありません。

## 第4【売出しに係る内国資産流動化証券の所有者の住所、氏名又は名称】

該当事項はありません。

## 第 5 【手取金の使途】

発行会社は本特定社債の手取金を、本件基金債権の取得代金に充当します。本件基金債権の原保有者は、本件基金債権譲渡による手取金により、借入金の返済等を行います。

## 第二部【管理資産情報】

### 第1【管理資産の状況】

#### 1【概況】

##### (1)【管理資産に係る法制度の概要】

発行会社は、平成25年7月16日付で資産流動化法第4条に基づき関東財務局長に対し業務開始届出を行った特定目的会社です。従って発行会社の義務・責任等に関しては資産流動化法の適用を受けます。特定資産たる管理資産の流動化等に係る業務の基本的な内容は資産流動化法に基づき作成された資産流動化計画に定められており、発行会社は資産流動化計画の範囲内で特定資産たる管理資産の譲受け、特定社債の発行等を行います。資産流動化法は、特定目的会社が、資産流動化計画に従って行われる特定資産の流動化に係る上記記載の業務及びその附帯業務以外の業務を営むことを禁止しています。

特定目的会社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、特定社債を発行及び募集するにあたっては、資産流動化法、同法において準用する会社法、振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本件基金債権は、保険業法に基づき大和証券から明治安田生命に対して拠出された基金の利息支払及び元本償還請求権並びにそれらに関連する一切の権利としての指名債権であり、民法及び商法のほか、保険業法の適用を受けます。本件基金債権は、本件基金債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から特定目的会社である発行会社に譲渡され、当該譲渡については本件基金債権譲渡契約に基づき本件基金債権の債務者である明治安田生命が確定日付ある証書による異議なき承諾を行うことにより債務者及び債務者以外の第三者対抗要件が具備される予定です。

本件基金債権に関する保険業法の適用の態様については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(d)「本件基金債権の支払についての保険業法上の制限に関するリスク」をご参照下さい。

##### (2)【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される明治安田生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約の内容については、後記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。また、当該管理資産たる本件基金債権の債務者である明治安田生命については、後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

##### (3)【管理資産の沿革】

管理資産である本件基金債権は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき平成25年8月8日に原保有者である大和証券から発行会社に譲渡される予定です。

発行会社は、本件特定社債管理委託契約に基づきその処分が義務づけられる場合その他本件特定社債管理委託契約及び資産流動化計画に規定される場合を除き、本特定社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

##### (4)【管理資産の管理体制等】

###### 【管理資産の関係法人】

大和証券は、本件基金拠出契約に基づき、管理資産である本件基金債権を取得した上で、本件基金債権譲渡契約に基づき管理資産を発行会社に譲渡します。本件基金債権の移転と同時に、発行会社は、大和証券が有する本



件基金拠出契約上の地位の一切を承継します。

明治安田生命は、本件基金拠出契約に基づき大和証券から基金の拠出を受け、本件基金債権の債務者となります。

発行会社は、本件特定資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行に対して、本件特定資産管理委託契約に基づき、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

三菱UFJ信託銀行は、本特定社債の特定社債管理者です。特定社債管理者は、その管理の委託を受けた特定社債につき、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、これらの行為等をするために必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができます（資産流動化法第127条第1項及び同条第7項）。

#### 【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本件特定資産管理受託会社である三菱UFJ信託銀行は、本件特定資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- ( ) 本件特定資産管理受託会社は本件基金債権譲渡契約に基づいて発行会社が取得した明治安田生命に対する本件基金債権、その回収金、本特定社債関連口座の残高及びその余裕金からの投資その他発行会社に帰属すべき資産（以下本 において「本件特定資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- ( ) 本件特定資産管理受託会社は、発行会社の求めに応じ、本件特定資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- ( ) 本件特定資産管理受託会社は、本件特定資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番5号所在の本件特定資産管理受託会社たる三菱UFJ信託銀行株式会社法人事務サービス部に備え置き、発行会社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- ( ) 本件特定資産管理受託会社は、発行会社の同意なく本件特定資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

#### 【管理資産の管理体制】

管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項

- ( ) 法人の機関の内容

管理資産である本件基金債権の管理者は、本件特定資産管理受託会社としての三菱UFJ信託銀行です。

三菱UFJ信託銀行は、法令に基づき、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置しております。

取締役会は、取締役14名（うち社外取締役2名）で構成され、会社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行の監督並びに代表取締役の選定及び解職を行っております。

取締役会の傘下には、経営会議を設置しております。経営会議は、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、専務執行役員、部門長及び独立の部室の担当常務役員で構成され、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。

同じく取締役会の傘下に、部門業務の執行に関する重要事項を協議決定する機関として、(i)投融資審議会、( )ALM審議会、及び( )受託財産運用審議会を設置しており、それぞれ、(i)投融資業務の執行及び信用リスクの管理、( )ALM、投資業務、市場リスク管理及び資金流動性リスク管理、並びに( )受託財産運用に関する重要事項を協議決定しております。

また、取締役会の傘下に、監査委員会を設置しております。監査委員会は、取締役会の取締役の職務執行に対する監督機能を強化するため、社外取締役及び外部専門家等の社外の人材を中心に構成され、社外取締役を委員長とし、内部監査及びコンプライアンス等に関する重要事項を調査・審議しております。

監査役は、取締役会を初めとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。

監査役会は、監査役6名（うち社外監査役3名）で構成され、監査に関する重要事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行っております。

三菱UFJ信託銀行の会計監査人は有限責任監査法人トーマツです。

そのほか、三菱UFJ信託銀行は、執行役員制度を導入しており、コーポレート・ガバナンスの強化と分社的経営における責任体制の明確化等の観点から、専務執行役員1名、常務執行役員6名及び執行役員28名が、取締役会が定めた業務執行に従事しております。

#### （ ） 内部管理及び監査役等の監督の組織

三菱UFJ信託銀行は、会社の業務の適正を確保するため、法令等遵守、顧客保護等管理、情報保存管理、リスク管理及び内部監査等の体制を整備しており、各体制の概要は以下のとおりです。

（法令等遵守体制）コンプライアンスを担当する役員、統括部署及び委員会を設置しております。役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが制定する経営ビジョン及び行動規範を採択するとともに、信託業務の倫理綱領を制定しております。また、各種規則及びコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員に周知するとともに、コンプライアンス・プログラム（役職員を対象とする教育等、役職員が法令等を遵守することを確保するための具体的計画）を策定し、その進捗状況のフォローアップを実施しております。あわせて、コンプライアンス・ヘルプライン（広く社員等から不正行為に関する通報を社外を含む窓口で受け付ける内部通報制度）も設置しております。

（顧客保護等管理体制）顧客保護等管理の基本方針及び関連社則の制定、個人情報保護方針・利益相反管理方針等の策定、また管理・統括部署の設置、役職員への周知等を通じて、顧客のサポート体制、情報管理体制、利益相反管理体制等を整備し、顧客の保護及び利便性向上に努めております。

（情報保存管理体制）取締役会、経営会議の議事録のほか、重要な文書について、社則等の定めるところにより、保存・管理を行っており、監査役が求めたときには、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を閲覧又は謄本に供する体制が整備されております。

（リスク管理体制）リスク管理に関わる審議会・委員会や、リスク管理を担当する役員及び統括部署等を設置し、業務執行から生じる様々なリスクを可能な限り統一的な尺度で統合的に把握した上で、経営の安全性を確保しつつ、株主価値の極大化を追求するため、統合リスク管理を行っております。また、リスクを4つ（信用リスク、市場リスク、資金流動性リスク、オペレーショナルリスク）に分類した上で、それぞれのリスク管理規則において当該リスクの管理の基本方針を定める等、リスク管理のための社則を制定しております。

（内部監査体制）リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価する機能を担う高い専門性と独立性を備えた内部監査体制を整備し、業務の健全性・適切性を確保しております。内部監査の基本事項を定める社則等を制定するとともに、内部監査及びコンプライアンス等に係る諸事項を審議する取締役会傘下の任意委員会として監査委員会を、内部監査担当部署として監査部を設置しております。

そのほか、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置し、業務の運営に必要な相当数の人員を置くとともに、監査役室員の人事等、独立性に関する事項は、監査役の意向を尊重する体制が整

備されております。監査役の監査の実効性を確保するため、代表取締役及び内部監査担当部署と定期的に意見交換を行う他、取締役会、経営会議その他の重要な委員会等に出席できる体制も整備されております。

( ) 人員及び手続

三菱UFJ信託銀行は、グループ内部監査規則及び内部監査規則等に基づき、社内の全部署及び連結子会社等を対象に内部監査を実施しております。監査部の内部監査運営方針については年度ごとに取締役会にて決定されており、監査部は、当該方針に基づき、専任の担当常務役員のもと、88名が他の業務執行部署から独立して、内部監査に従事しております。

また、監査役監査に係る人員として、監査役6名（うち非常勤監査役3名（うち社外監査役3名））及び監査役室員4名が、監査役会が策定した監査の方針及び監査計画に従い、重要な会議への出席、取締役等からの報告聴取、営業部店への実地調査等、会社の業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務執行の状況を監査しております。

( ) 内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携

監査役は、監査部の実施する内部監査の結果を活用し、自らの監査の充実を図るとともに、必要に応じ、監査部に対し、監査に関する報告を求めております。また、会計監査人と定期的に会合を持つ等、緊密な連携を持ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。あわせて、財務報告に係る内部統制に関する監査報告を含め、適宜必要な報告を求めております。なお、監査部と会計監査人の相互の監査の過程で、会計に関する重要な不正又は過誤等が発見された場合は、速やかに情報が共有される体制が構築されております。

その他、三菱UFJ信託銀行の内部管理、監査役等の監督及び会計監査の相互連携については、前記( )「内部管理及び監査役等の監督の組織」を参照して下さい。

管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本件特定資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を法人事務サービス部で行います。管理業務のための本件特定資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、法人事務サービス部により定期的に確認される体制が整備されております。

## 2【管理資産を構成する資産の概要】

### (1)【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡される明治安田生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

基金とは、相互会社が拠出を受けることができる資金の一態様であり、基金を拠出する旨の相互会社と基金拠出者との契約は、消費貸借類似の保険業法が認める独自の資金調達契約であるものと実務上理解されています。

相互会社が基金の拠出を新たに受けるためには、相互会社は保険業法第62条第2項に定める総代会の決議によらなければなりません（保険業法第60条第1項及び第2項）が、明治安田生命は、本件基金拠出契約に基づき基金の拠出を受けるために必要となる定款変更を平成25年7月2日に開催された総代会における承認決議その他の手続を経て完了しています。

大和証券は、本件基金拠出契約に基づき、本件基金拠出日において基金の払込を行い、同契約に従い、同日に本件基金債権が発生する予定です。

基金債権は指名債権の一種であり、基金債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の原保有者である大和証券から発行会社に対する譲渡については本件基金債権が発生する平成25年8月8日に効力が発生する予定であり、本件基金債権の債務者である明治安田生命の確定日付ある証書による異議なき承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具

備される予定です。

基金債権を保有する者は、利息の支払を受ける権利及び償却又は元本の償還を受ける権利があるほか、当該基金の拠出の際に締結される契約において規定される権利を有することとなりますが、基金の拠出を受ける相互会社に対する各種の共益権は有さないものとされています。更に、相互会社が基金債権について利息を支払い、又は償却若しくは元本を償還しようとする場合には、保険業法上一定の制限を受けます。本件基金債権に関する利息の支払及び元本の償還の内容並びに本件基金拠出契約上本件基金債権の保有者が有する権利については、後記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。また、明治安田生命が本件基金債権について利息を支払い、又は元本を償還しようとする場合における保険業法上の制限については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(d)「本件基金債権の支払についての保険業法上の制限に関するリスク」を、明治安田生命の前基金及び後基金が本件基金債権に与える影響については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(e)「明治安田生命が拠出を受ける他の基金に関するリスク」をそれぞれご参照下さい。

基金債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、共同組織金融機関及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

## （２）【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、後記第三部第2、1「原保有者の概況」をご参照下さい。

## （３）【管理資産を構成する資産の内容】

管理資産は、本件基金拠出契約に基づき大和証券が取得し、本件基金債権譲渡契約に基づき大和証券から発行会社に譲渡された明治安田生命に対する1個の基金債権である本件基金債権です。

本件基金拠出契約に基づく本件基金債権の概要は以下のとおりです。

### （a）金額

金500億円

### （b）用途

相互会社における基金

### （c）実行日

本件基金拠出日

### （d）償還期日

平成30年8月8日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日

## (e) 償還方法

本件基金元本は、本件基金償還期日に一括償還します。

但し、本件基金元本は、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本については、その償還は明治安田生命の次の事業年度の8月8日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日に繰り延べられるものとし、ある繰延償還期日において、繰り延べられた本件基金元本の全額が保険業法第55条第2項の制限内において全額償還されない場合には、当該繰り延べられた本件基金元本を、保険業法第55条第2項の制限内で償還するものとし、同条項の制限により償還されない本件基金元本については、その償還は次回の繰延償還期日に繰り延べられるものとし、その後も同様とします。

## (f) 利率

本件基金拠出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間について1.25%（1年を365日とする年率）とします。

但し、前記(e)「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還を次回の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べた場合には、当該次回の繰延償還期日に係る本件基金利息計算期間について、1.25%（1年を365日とする年率）（以下「本件基金延滞利率」といいます。）とします。

（注）上記各利率は、平成25年8月2日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定後、変更されることが予定されています。

## (g) 利息支払期日及び方法

前記(f)「利率」本文に定める（本件基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率による利息（以下「本件基金本件利息」といいます。）は、本件基金拠出日の翌日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までこれを付し、平成26年（この年を含みます。）から平成30年（この年を含みます。）までの毎年8月8日（当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。）の3営業日前の日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、前記(f)「利率」本文に定める（本件基金元本の償還が繰り延べられる前の）利率を用いて算出される以下に掲げる金額（以下「本件基金年間利息金額」といいます。）を明治安田生命は基金拠出者に支払います（但し、平成30年の利息の支払期日に係る本件基金利息計算期間については、本件基金年間利息金額を、平成29年8月9日（この日を含みます。）から本件基金償還期日（この日を含みます。）までの期間における利息として明治安田生命は基金拠出者に支払います。）。

平成26年ないし平成30年の各本件基金利息支払期日

金625,000,000円

（注）上記の金額は、平成25年8月2日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定に伴う本件基金債権の利率の決定後、変更される予定です。

前記(e)「償還方法」但書の規定に従い、本件基金償還期日又はある繰延償還期日において本件基金元本の償還が次回の繰延償還期日まで一部又は全部繰り延べられた場合、当該次回の繰延償還期日を支払期日とし、当該支払期日に係る本件基金利息計算期間における本件基金元本の当初の元本金額に対する1年分の利息として、当該当初の元本金額に、前記(f)「利率」但書に定める本

件基金延滞利率を乗じて算出された金額(以下「本件基金延滞利息」といいます。)を支払います。

但し、明治安田生命は、本件基金利息を保険業法第55条第1項の制限内で基金拠出者に支払うものとし、同条項の制限により支払われない本件基金利息についてはその支払期日は明治安田生命の次の事業年度の8月8日(当該日が営業日でない場合には、その前営業日とします。)の3営業日前の日に繰り延べられるものとし、(以下本但書の規定により繰り延べられた利息を「本件基金繰延利息」といいます。)

なお、本件基金繰延利息には利息を付さないものとします。

#### (h) 期限前償還

- (1) 明治安田生命は、本件基金元本の全部又は一部を、本件基金償還期日前において償還することはできません。但し、明治安田生命による期限前償還の申出に対し、基金拠出者が同意した場合は、この限りではありません。
- (2) 前記(1)の定めにかかわらず、明治安田生命は、明治安田生命による株式会社への組織変更に係る組織変更計画が明治安田生命の社員総会又は総代会で承認された場合には、基金拠出者に対して、当該組織変更の効力発生日の60日前までに書面により通知することにより、当該組織変更の効力発生日の4営業日前の日(但し、本件基金償還期日の前営業日までの日に限ります。)(以下「本件基金期限前償還期日」といいます。)に本件基金元本の全部を期限前償還することができます。但し、前記(g)「利息支払期日及び方法」但書に基づき本件基金利息の支払が繰り延べられている場合には、明治安田生命は本(2)に従った期限前償還を行うことはできません。
- (3) 前記(2)の定めに従って明治安田生命が本件基金元本の全部を期限前償還する場合には、前記(g)「利息支払期日及び方法」の規定にかかわらず、本件基金元本の償還に加えて、以下の金員を基金拠出者に対して支払うものとします。

本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の直前の8月8日(本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が平成26年8月8日より前の日である場合には、本件基金拠出日)の翌日(以下「本件基金経過利息起算日」といいます。)を基準として、以下の算式に従い算出された金額(1円に満たない端数は四捨五入します。)(以下「本件基金経過利息」といいます。)

$$\begin{array}{l} \text{本件基金期限前償還} \\ \text{時点における本件基} \\ \text{金元本の金額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{前記(f)「利率」本文} \\ \text{に定める(本件基金} \\ \text{元本の償還が繰り延} \\ \text{べられる前の)利率} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{本件基金経過利息起算日(この日を含み} \\ \text{ます。)} \text{から本件基金期限前償還期日の3} \\ \text{営業日後の日(この日を含みます。)} \text{ま} \\ \text{での実日数} \end{array}}{365}$$

上記にかかわらず、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が8月8日である場合には、本件基金経過利息の額は本件基金年間利息金額とします。なお、本件基金期限前償還期日が本件基金利息支払期日である場合、かかる本件基金経過利息以外に前記(g)「利息支払期日及び方法」に定める利息は支払われません。

本件基金経過利息は、本件基金経過利息起算日(この日を含みます。)から本件基金期限前償還期日(この日を含みます。)までの期間に係る本件基金元本に対する利息として支払われるものとします。但し、本件基金利息支払期日が本件基金期限前償還期日となる場合には、本件基金期限前償還期日に支払われる本件基金経過利息が当該本件基金利息支払期日の直前の8月9日(この日を含みます。)から本件基金期限前償還期日(この日を含みます。)までの期間に係る本件基金元本に対する利息とみなされるものとし、本件基金利息支払期日の翌日(この日を含みます。)から当該本件基金利息支払期日の直後の8月8日(この日を含みます。)までのいずれかの日が本件基金期限前償還期日となる場

合には、前記(g)「利息支払期日及び方法」本文の本件基金利息計算期間の定めにかかわらず、当該本件基金利息支払期日において支払われる本件基金年間利息金額及び本件基金期限前償還期日に支払われる本件基金経過利息の金額の合計額が、当該本件基金利息支払期日の直前の8月9日(この日を含みます。)から本件基金期限前償還期日(この日を含みます。)までの期間に係る本件基金元本に対する利息とみなされるものとします。

#### 違約金

- (4) 前記(3)の規定により支払われる違約金の額は、次の( )及び( )の合計額(1,000円に満たない端数は四捨五入します。)が本件拠出金元本残高を超過する場合における当該超過額とします。次の( )及び( )の合計額が本件拠出金元本残高以下の場合には違約金の額は0円とします。また、本(h)における後記 ないし に掲げる用語の意味は、それぞれ ないし に記載のとおりとします。

( ) 本件拠出金元本残高の現在価値

( ) 各将来利払期日に係る将来利息金額の現在価値の合計額

「本件拠出金元本残高」とは、本件基金期限前償還期日時点における本件基金元本の未償還の元本残高をいいます。

「将来利払期日」とは、本件基金期限前償還期日の翌日(この日を含みます。)以降に到来する各本件基金利息支払期日をいいます。但し、本件基金期限前償還期日が本件基金利息支払期日である場合で、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が8月8日以外の日となる場合には、当該本件基金利息支払期日を含みます。

「将来利息金額」とは、各将来利払期日につき、期限前償還がなされず、前記(g)「利息支払期日及び方法」但書に定める制限及び前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」(e)に定める前基金の利息支払と本件基金利息の支払が同一剰余金処分を経て行われる場合の制限に服しないと仮定した場合に、当該将来利払期日に支払われるべきであった本件基金利息の額をいいます。但し、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日が8月8日である場合を除き、本件基金期限前償還期日の直後に到来する将来利払期日(本件基金期限前償還期日が本件基金利息支払期日である場合には、当該本件基金利息支払期日)に係る将来利息金額は、かかる金額から本件基金経過利息の額を控除した額とします。

本件拠出金元本残高又は将来利息金額の「現在価値」とは、それぞれ本件拠出金元本残高又は将来利息金額を、次の算式により得られる値で除した金額をいいます。

$$(1 + \text{参照レート})^{\text{残存年数}}$$

「残存年数」とは、次の算式により得られる年数をいいます。

$$\frac{\text{残存月数}}{12} + \frac{\text{残存端日数}}{365}$$

「残存月数」及び「残存端日数」とは、本件拠出金元本残高及び将来利息金額のそれぞれにつき、次に掲げるものをいいます。

- ( ) 本件拠出金元本残高に係る残存月数は、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から、平成30年8月8日(この日を含みます。)までの毎月における本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、本件拠出金元本残高に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から平成30年8月8日(この日を含みます。)までの期間に係る実日数とします。かかる最終の応当日が平成30年8月8日である場合には、本件拠出金元本残高に係る残存端日数は零とします。なお、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から平成30年8月8日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、本件拠出金元本残高に係る残存月数は

零とし、残存端日数は本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から平成30年8月8日(この日を含みます。)までの実日数とします。

- ( ) 各将来利息金額に係る残存月数は、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から、当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月8日(この日を含みます。)までの毎月における本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の応当日のうち最終の応当日(この日を含みます。)までの期間に係る月数とし、当該将来利息金額に係る残存端日数は、かかる最終の応当日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月8日(この日を含みます。)までの期間に係る日数とします。かかる最終の応当日が当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月8日である場合には、当該将来利息金額に係る残存端日数は零とします。なお、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月8日(この日を含みます。)までの期間が1か月に満たない場合、当該将来利息金額に係る残存月数は零とし、残存端日数は本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から当該将来利息金額に係る将来利払期日の直後に到来する8月8日(この日を含みます。)までの実日数とします。

「参照レート」とは、円ライボ(本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日(この日を含みます。)から平成30年8月8日(この日を含みます。)までの期間が1年未満の場合)又は円スワップレート(かかる期間が1年以上の場合)のうち、元本残存期間に対応する期間に係る利率(年率)をいいます。元本残存期間に対応する期間に係る利率が得られない場合には、次に掲げる2つの利率を得て、かかる2つの値の間を線形補間して算出した値とします。

- ( ) 元本残存期間より短い期間に係る利率(年率)のうち、最も長い期間に係るもの。  
( ) 元本残存期間より長い期間に係る利率(年率)のうち、最も短い期間に係るもの。



「元本残存期間」とは、次に掲げるものをいいます。

- ( ) 本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から平成30年8月8日（この日を含みます。）までの期間が1年未満である場合には、次の算式により得られる月数。

$$\text{本件拠出金元本残高に係る残存月数} + \frac{\text{本件拠出金元本残高に係る残存端日数}}{30}$$

- ( ) 本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の翌日（この日を含みます。）から平成30年8月8日（この日を含みます。）までの期間が1年以上である場合には、次の算式により得られる年数。

$$\frac{\text{本件拠出金元本残高に係る残存月数}}{12} + \frac{\text{本件拠出金元本残高に係る残存端日数}}{365}$$

「円ライボ－」とは、本件基金償還価額決定日（この日がロンドンにおいて銀行の営業日でない場合は、その直前のロンドンにおける銀行の営業日。以下、本号において同じです。）のロンドン時間午前11時現在の利率としてロイター3750頁（ロイターの3750頁又は円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示する目的でこれに替わる頁をいいます。）の画面上に表示される円のライボ－に365を乗じ、360で除した値をいいます。但し、本件基金償還価額決定日に、理由の如何を問わず円のライボ－がロイター3750頁に表示されない場合又はロイター3750頁が利用不可能な場合、基金拠出者は、基金拠出者が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、本件基金償還価額決定日のロンドン時間午前11時現在の円のライボ－に相当する円金利の利率の提示を求めるものとし、提示された利率の算術平均値（算術平均値を算出した上、小数第6位を四捨五入します。）に365を乗じ、360で除した値をいいます。

「円スワップレート」とは、本件基金償還価額決定日の東京時間午後3時現在の利率としてロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）の画面上に表示される円金利スワップのスワップレートをいいます。但し、本件基金償還価額決定日に、理由の如何を問わず円金利スワップのスワップレートがロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）に表示されない場合又はロイター17143頁（Tokyo Swap Reference Rate）が利用不可能な場合、基金拠出者は、本件基金償還価額決定日に、基金拠出者が指名する主要な金融機関4社の東京の主たる店舗に対し、本件基金償還価額決定日の東京時間午後3時現在の円金利スワップのスワップレートに相当する利率の提示を求めるものとし、提示された利率の算術平均値（算術平均値を算出した上、小数第4位を四捨五入します。）をいいます。

「本件基金償還価額決定日」とは、本件基金期限前償還期日の3営業日後の日の前月の応当日（前月に応当日が存在しない場合には前月の末日とし、かかる応当日又は末日が営業日でない場合には、その前営業日）をいいます。

- (5) 前記(2)の定めに従って明治安田生命が本件基金元本の全部を期限前償還する場合には、基金拠出者は、本件基金償還価額決定日から5営業日以内に、前記(3)各号の金額を明治安田生命に対して通知するものとします。

## (i) 期限の利益喪失の禁止

基金拋出者は、本件基金拋出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

## (j) 劣後条件

前記(e)「償還方法」又は(h)「期限前償還」に記載される場合その他適用ある法令に従う場合を除く本件基金元本の償還については、保険業法第181条によるものとします。

## (k) 事実の表明及び保証

明治安田生命は基金拋出者に対し、本件基金拋出契約締結日及び本件基金拋出日において、以下の事実を表明し、保証しています。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反と相当因果関係を有する基金拋出者の被った全ての損害、損失及び費用について明治安田生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

明治安田生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

明治安田生命は、本件基金拋出契約並びに本件基金拋出契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授権手続（保険業法第60条に定める総代会の決議を含みますが、本件基金拋出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除きます。）を履践しました。

明治安田生命による本件基金拋出契約の締結及び履行は、保険業法その他明治安田生命に適用がある法令、規則、通達、明治安田生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は明治安田生命を当事者とする若しくは明治安田生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、明治安田生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本件基金拋出契約に基づき大和証券のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

明治安田生命による本件基金拋出契約の締結及び履行に際して、明治安田生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みかつ有効（本件基金拋出契約に基づく本件基金元本の償還及び本件基金利息の支払に適用ある法令上個別に必要な総代会の剰余金処分決議を除きます。）です。

本件基金拋出契約の締結及び履行に先立ち、明治安田生命から基金拋出者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における明治安田生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、明治安田生命の本件基金拋出契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て基金拋出者に対して書面で開示されています。

明治安田生命に対し、本件基金拋出契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本件基金拋出契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。

本件基金拋出契約に基づき、明治安田生命から基金拋出者に対し提供される情報は、当該情報の提出日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、明治安田生命は基金拋出者にとり重要と思われる情

報を削除又は省略していません。また、当該情報には、本件基金拋出日までに拋出され残存する全ての基金の明細及び条件が含まれています。

明治安田生命を当事者とする又は明治安田生命が拘束される契約につき、本件基金拋出契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由(これらの事由には、支払の停止、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあったこと、保険業免許取消の処分を受け、若しくは解散したこと、保険業法第241条第1項に基づき、業務の全部若しくは一部の停止、合併若しくは保険契約の移転の協議その他必要な措置、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分が行われ、かつ、債務超過であることが判明したこと、保険業法第266条第1項に基づき、同法第260条第1項に定める保険契約の移転等にあたり、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する資金援助の申込が行われたこと、保険業法第267条に基づき、明治安田生命が会員として加入する生命保険契約者保護機構に対する保険契約の承継等の申込が行われたこと等を含みますが、これらに限られません。)は発生、継続しておらず、かかる事由は明治安田生命による本件基金拋出契約の締結、又は本件基金拋出契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

明治安田生命は、本件基金拋出契約締結日又は本件基金拋出日と同日付で基金を取り入れるための契約を、本件基金拋出契約以外に締結していません。

#### (1) 支払及び償還の順序

明治安田生命は、本件基金債権につき、以下の順序で本件基金利息の支払又は本件基金元本の償還を行うものとし、

本件基金延滞利息

本件基金繰延利息(複数の本件基金利息計算期間に係る本件基金繰延利息がある場合は、その本件基金利息計算期間の到来順)

本件基金本件利息

本件基金元本の償還

本件基金債権の明治安田生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。

本件基金債権の債務者である明治安田生命の事業概要については、後記第三部第3「明治安田生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

#### 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

調査を行った者	公認会計士 荒川真司
調査の結果	平成25年7月12日現在の特定資産の価格 49,797百万円から50,533百万円の範囲 (注)上記金額は、平成25年8月2日頃に行われる本特定社債の利率の条件決定に伴う本件基金債権の利率の決定後、変更される予定です。
調査の方法	公認会計士 荒川真司は、本件基金債権譲渡契約に基づき発行会社に譲渡される本件基金債権(特定資産)について、資産流動化法第122条第1項第18号口に定める価格調査を行います。この価格調査は、平成10年10月28日付で日本公認会計士協会より公表された「『流動化目的』の債権の適正評価について」に示された評価方法に準拠して行われるものです。

#### （４）【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産である本件基金債権に係る本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還については、原保有者である大和証券から発行会社に対して本件基金債権が譲渡された後においては、明治安田生命は直接発行会社に対してこれを行うものとされています。本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還の詳細については、前記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」をご参照下さい。

本特定社債の元金を償還すべき日に発行会社が支払うべきものとなった元金の償還を怠った場合又は前記第一部第1、2(7)「期限の利益喪失事由」記載の期限の利益喪失事由の発生により、発行会社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、発行会社は、本件特定社債管理者が承認する方法により発行会社の資産を換価処分し（但し、発行会社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。）、処分代金を後記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当するものとします。但し、本件特定社債管理者が必要と認めた場合には、適用ある法令上必要となる手続を経た上、特定社債権者集会を開催し、( )発行会社の資産を換価処分し（但し、発行会社が保有する債権の換価処分につき、その債務者の承諾又は同意が必要である場合において、当該承諾又は同意が得られない場合には、適用ある法令に従い、かつ適用ある法令で認められる限度において、一般担保権の実行により換価処分するものとします。）、処分代金を後記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法に準じて元利金等の支払に充当する方法、又は( )かかる発行会社の資産の換価処分を特段行うことなく、発行会社を存続させ、本特定社債関連口座内の金銭を後記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法により元利金等の支払に充当する方法のいずれを用いるかにつき、特定社債権者集会に決議させ、その決議に従うものとします。

### 3【管理及び運営の仕組み】

#### （１）【資産管理等の概要】

##### 【管理資産の管理】

管理資産を構成する本件基金債権は、本件基金拠出契約に基づき原保有者である大和証券が基金の拠出を明治安田生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本件基金債権譲渡契約に基づく本件基金債権の譲渡に際して、発行会社及び明治安田生命に対して、自らが、その保有している本件基金債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者の如何なる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本件基金債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っておりません。

本件基金債権の債務者である明治安田生命は、本件基金拠出契約において、本件基金拠出契約の締結日である平成25年7月12日付及び本件基金拠出日付で、基金拠出者に対し、前記2(3)「管理資産を構成する資産の内容」(k)「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。発行会社の特定出資及び優先出資の状況並びにその保有者については後記第三部、第1「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、発行会社は、未償還の本特定社債が残存する限り当該特定出資及び優先出資の保有者たる特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないこと及び資本金の額（特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額をいいます。）の減少を行わないことを本件特定社債管理委託契約において約束しています。

明治安田生命による本件基金債権に係る本件基金利息の支払及び本件基金元本の償還は、それぞれ各本件基金利息支払期日及び本件基金償還期日において、発行会社に対して直接行われます。本件特定社債管理委託契約においては、本件基金利息の支払による回収金は発行会社の利息支払勘定において、本件基金元本の償還による回収金は発行会社の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

発行会社は、本件特定資産管理委託契約に基づき、三菱UFJ信託銀行に対し、本件基金債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

資産流動化計画には、発行会社の特定資産である本件基金債権は、本期限の利益喪失事由の発生により、発行会社が本特定社債の期限の利益を喪失した場合、前記第一部第1、17(1)「特定社債権者集会」(f)に記載される手続に従い、第三者に売却されることがある旨の定めがあります。

本 に記載される事項のほか管理資産たる本件基金元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

#### 管理資産からの支出

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本件特定社債管理委託契約に定めるとおり、本特定社債関連口座を開設するものとし、本特定社債関連口座内の金銭を、( )利息支払勘定、( )元金償還勘定及び( )出資金勘定に区分して管理するものとされています。

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。また、発行会社は、保有する金銭を下記に定める方法に基づき本特定社債関連口座内においてのみ保管するものとされています。但し、本特定社債関連口座を開設している金融機関について、( )R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)未満に格下げされた場合、又は( )JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)未満に格下げされた場合(以下「格付事由」といいます。)には、発行会社は、かかる事由の発表の日の翌日から14営業日以内に、( )R&Iによる短期格付がa-1(又はそれと同等の信用力)以上、かつ、( )JCRによる短期格付(又はこれと同等とみなされる長期格付)がJ-1(又はこれと同順位の格付)以上である金融機関に新たに本特定社債関連口座を開設し、従来の本特定社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本件特定社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本特定社債関連口座内の金銭を、従前と同様に( )利息支払勘定、( )元金償還勘定及び( )出資金勘定に区分して管理するもの(以下「本特定社債関連口座移転行為」といいます。)とし、以後も同様とします。なお、発行会社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本特定社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本特定社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいと認められる場合には、本特定社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本特定社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。

本件基金債権に基づき明治安田生命から受領した金銭のうち、元本として受領した金銭については元金償還勘定において管理し、利息、その他元本以外として受領した金銭については利息支払勘定において管理します。

発行会社はその特定出資及び優先出資の発行によって受領した特定出資発行代わり金及び優先出資発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。但し、発行会社が本特定社債の発行に先立って発行

した優先出資につき受領した優先出資発行代わり金のうち、金130,000,000円については、利息支払勘定において管理します。発行会社が本特定社債の発行によって受領した特定社債発行代わり金は全て出資金勘定において管理します。

本件信用枠設定契約に基づき明治安田生命から借り入れた金銭については利息支払勘定において管理します。

本件基金債権に基づき明治安田生命から受領する利息について賦課された源泉税の還付金については利息支払勘定において管理します。

各利払期日、期限前償還期日及び前記第一部第1, 2(7)「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日において、以下の方法及び順序により、費用並びに本特定社債の元金及び利息の支払を行うものとします。但し、本特定社債の元金及び利息の支払に関しては、前記第一部第1, 9「償還期限及び償還の方法」(2)「償還の方法及び期限」及び前記第一部第1, 8「利払日及び利息支払の方法」に記載のとおりとします。

- ( ) 償還期日に該当しない利払期日(この日が期限前償還期日である場合を除きます。)においては、
- ア 出資金勘定内の金銭が当該利払期日において後記 ( )及び( )に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円の合計額に不足することとなる場合には、当該不足額相当額に満つるまで利息支払勘定から出資金勘定に振り替えた上で、出資金勘定内の金銭をもって後記 ( )及び( )に基づく支払を行います。
  - イ 利息支払勘定から本特定社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に振り替えます。但し、利息支払勘定内の金銭が本特定社債の利息の支払に不足する場合には、当該不足に係る金額については、出資金勘定に留保されている金銭から、1,500万円を控除した金額を上限として支払います。
- ( ) 償還期日、期限前償還期日又は前記第一部第1, 2(7)「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日においては、
- ア 出資金勘定内の金銭が、当該償還期日、期限前償還期日又は前記第一部第1, 2(7)「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債の償還を実際に行う日において後記 ( )及び( )に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円の合計額に不足することとなる場合には、利息支払勘定及び元金償還勘定から(利息支払勘定内の金銭、元金償還勘定内の金銭の順で)当該不足額相当額に満つるまで出資金勘定に振り替えた上で、出資金勘定内の金銭をもって後記 ( )及び( )に基づく支払を行います。
  - イ 利息支払勘定及び元金償還勘定から本特定社債の利息、元金の順で支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に振り替えます。但し、利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が本特定社債の利息及び元金の支払に不足する場合には、当該不足に係る金額については、出資金勘定に留保されている金銭から、1,500万円を控除した金額を上限として支払います。

発行会社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。但し、下記( )の支払については、当該支払を行うべき日(この日を含みます。)までに支払うべき本特定社債の元金及び利息が全て支払われたことを停止条件として行われるものとし、かつ、当該支払を行うべき日において出資金勘定に留保されている金銭から、当該支払を行うべき日に下記( )及び( )に基づき支払われるべきものの総額並びに1,500万円を控除した

金額を上限として行われるものとします。

- ( ) 公租公課の支払
- ( ) 諸費用の支払

本「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、特定資産の維持・管理に係る諸費用（本件特定資産管理委託契約に基づき支払う特定資産管理委託期中手数料を含みます。）、本特定社債の維持、管理及び支払に係る諸費用（本件特定社債管理委託契約及び本件特定社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本件特定社債管理委託手数料を含みます。）、発行会社の業務又は維持に係る諸費用（取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。）、並びに本件特定社債管理委託契約第19条及び第20条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

- ( ) 本件信用枠設定契約に基づく借入金の元利金その他の支払

前記 から までの規定にかかわらず、発行会社は、払込期日に（但し、下記（ ）及び（ ）の支払については、支払期日の到来又は請求のあり次第速やかに）以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- ( ) 本特定社債の引受会社に対して本件引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用の支払
- ( ) 本件基金債権譲渡契約第2条第1項に基づく発行会社から大和証券に対する本件基金債権の売買代金の支払
- ( ) 払込期日までに発行会社が支払うべき公租公課の支払
- ( ) その他本特定社債の発行に関連して必要となる費用（弁護士費用、会計士費用、本件格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれに限られません。）の支払

#### 【管理報酬等】

管理資産から支払われる手数料としては以下のものがあります。

当初支払手数料として、発行会社は、本特定社債の引受会社に対する引受手数料、本件特定社債事務受託会社に対する特定社債事務委託手数料、本特定社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本件格付機関に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。以下同じです。）等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約218百万円です。

期中費用として、発行会社は、以下の費用を支払います。

- ( ) 本件特定社債事務受託会社を通じて、本特定社債権者が本特定社債を保有する口座管理機関に対して、元金支払手数料として、当該本特定社債の元金金額（期限前償還する場合には、償還価額の総額）につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額にこれに係る消費税相当額を加えた金額を、利息支払手数料として、当該本特定社債の元金金額（期限前償還期日において本特定社債の全部が償還されるときにおける利息支払の場合には、償還価額の総額）につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額及びこれに係る消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。

発行会社は、元金支払手数料を本特定社債の元金が償還される日の1営業日前の日までに、利息支払手数料を本特定社債の利息が支払われる日の1営業日前の日までに、それぞれ本件特定社債事務受託会社に交付します。

- ( ) 本件特定社債管理者に対して、利払期日（当該日が営業日でない場合にはその前営業日）に、1か年につき前回の利払期日における本特定社債残存額に対し、10,000分の0.40（消費税及び地方

消費税別)を乗じた金額に、これに係る消費税相当額を加えた金額を本件特定社債管理委託手数料として支払います。但し、初回の支払の場合は払込期日における本特定社債残存額に対して1か年分を支払います。

- ( ) 本件特定資産管理受託会社に対して、平成25年7月12日から平成26年8月8日までの本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間について平成26年の8月の最終の営業日に75万円を、以降毎年8月9日から翌年8月8日までの本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間について、平成27年(この年を含みます。)から平成29年(この年を含みます。)までの各年の8月の最終の営業日及び平成30年8月8日(当該日が営業日でない場合はその前営業日)に75万円を、本件特定資産管理委託手数料として支払います(それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。)。但し、平成30年8月9日以降において本件特定資産管理委託契約の期間が継続している場合には、当該期間における本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託の対価として、年額75万円の月割計算(1円未満切捨て)による金額を、契約期間終了月の最終の営業日又は発行会社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する時期において、発行会社及び本件特定資産管理受託会社が別途合意する方法により発行会社は本件特定資産管理受託会社に対し支払うものとします。また、本件特定資産管理委託契約が契約期間の期中において終了した場合、対応する本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間に関する当該業務の委託の対価は、当該終了日が、対応する本件特定資産管理委託契約に定める業務の委託期間中のいずれの日であるかにかかわらず、75万円とします。
- ( ) 前記( )ないし( )以外の主な期中費用として、発行会社は、本件格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約11百万円です。

#### 【その他】

本件特定社債管理委託契約において、発行会社は、本特定社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本件特定社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

- (i) 発行会社の定款(但し、本一般社団法人に対して特定出資を発行するために必要となる定款の変更を除きます。)又は資産流動化計画(但し、資産流動化法第151条第3項各号に規定する場合を除きます。)を変更する場合
- ( ) 発行会社が、本件基金債権譲渡契約、本件信用枠設定契約(但し、同契約に従った信用枠金額の増額を除きます。)又は本件特定資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、発行会社の定款の変更は、社員総会の決議によらなければできません。

本件特定社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど発行会社及び本件特定社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本件特定社債管理委託契約が変更された場合には、発行会社は速やかにその旨を本件格付機関に書面にて通知します。但し、本特定社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更(法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。)については、法令、資産流動化計画及び前記第一部第1、17「その他」(1)「特定社債権者集会」の規定に従い、特定社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

定款の変更、関係法人との契約の更改等を行った場合には、監督当局への届出又は公告等、資産流動化法等に従った所定の措置を取ります。



## (2) 【信用補完等】

- (a) 発行会社が本特定社債の発行に先立ってその特定出資及び優先出資の発行によって受領した払込金のうち、金920,100,000円(予定)(注)については発行会社の出資金勘定において管理し、発行会社の諸費用の支払、手元資金不足時の本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保し、金130,000,000円(予定)(注)については発行会社の利息支払勘定において管理し、本特定社債の利息の支払等のための現金準備として留保します。出資金勘定及び利息支払勘定内の資金は、前記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている方法及び順序に従い利用することができ、かかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。
- (注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

- (b) 発行会社は、本件信用枠設定契約に基づき、各本件基金利息支払期日において、一定の条件のもとに、明治安田生命から借入申込可能金額を限度として借り入れを行い、その一部又は全部を本特定社債の利息の支払等に利用することができます。かかる借入金はかかる金額の限度において、本特定社債の利息の支払の信用補完・流動性補完となり得ます。本件信用枠設定契約の内容については前記第一部第1、2(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」をご参照下さい。

## (3) 【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

## 4 【証券所有者の権利】

本特定社債権者への利息金額及び償還金額の計算方法については、前記第一部第1、8「利払日及び利息支払の方法」及び前記第一部第1、9「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本特定社債の元利金は、振替法及び振替機関業務規程等に従い、各本特定社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます(但し、直接加入者の自己保有分については、本件特定社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。)

本特定社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本特定社債の各利払期日及び償還期日に、期限が到来した金銭債権となります。

本特定社債の消滅時効は、その支払期日から(元金の場合)10年及び(利息の場合)5年となります。

本特定社債権者は、資産流動化法第128条に基づき発行会社の財産について、他の債権者に先立って自己の本特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有します。かかる先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。

本特定社債権者と本件信用枠設定契約の債権者との優先劣後関係については、前記第一部第1、2(3)(b)イ「本件信用枠設定契約」(キ)、(ク)及び(ケ)をご参照下さい。

本特定社債権者は、本特定社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、発行会社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的倒産手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本特定社債権者は、発行会社による本特定社債に基づく元利金その他の債務の履行は、発行会社の財産(以下本4「証券所有者の権利」において「本件責任財産」といいます。)のみを責任財産として、かつ、前記3(1)「管理資産の管理」「管理資産からの支出」の ないし に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、ここにおいて、本特定社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本件責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとされています。

本特定社債権者は、償還期日(期限前償還事由が発生した場合には、期限前償還期日)が到来した場合又は前記第一部第1、2(7)「期限の利益喪失事由」に基づき本特定社債について期限の利益を喪失した場合において、本件責任財産から支払が行われた後に、なお本特定社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本特定社債の未償還元金総額及び未払利息額が本件責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

## 5【管理資産を構成する資産の状況】

### (1)【管理資産を構成する資産の管理の概況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

### (2)【損失及び延滞の状況】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

### (3)【収益状況の推移】

管理資産譲受後1計算期間を経過する以前の日であるため、記載する事項はありません。

## 6【投資リスク】

### (1)【投資に関するリスクの特性】

発行会社は、本件基金債権を裏付けとして本特定社債を発行します。本特定社債の元利金の支払は、発行会社が取得する本件基金債権の元利金を支払原資として行われますが、明治安田生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本特定社債の元金支払の前提となっている本件基金債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本特定社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本件基金債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本件基金債権の価値の下落、その他、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、1「明治安田生命の事業等のリスク」に記載される事由により、投資家各位は損失を被ることがあります。

また、本特定社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、1「明治安田生命の事業等のリスク」をご参照下さい。

上記、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」及び後記第三部第3、1「明治安田生命の事業等のリスク」に記載される将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

### (2)【投資リスクに関する管理体制】

発行会社は、法令及び本件特定社債管理委託契約の定めに従い、本特定社債について、本特定社債への投資者たる本特定社債権者のために、本特定社債に基づく弁済の受領、債権の保全その他の本特定社債の管理を行うことを本件特定社債管理者に委託しています。本件特定社債管理者は、本特定社債権者のために、本特定社債の弁済を受け、又は本特定社債に基づく本特定社債権者の債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本件特定社債管理者は、上記の本特定社債の管理を行うために、本件特定社債管理委託契約に基づき、資産金

融第2部において、本特定社債の管理業務を行います。上記管理のための本件特定社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融第2部により定期的に確認される体制が整備されております。

なお、本特定社債に関する投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由に対する対応については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

## 第2【管理資産の経理状況】

### 1【主な資産の内容】

原所有者である大和証券からの本件基金債権の譲渡は、本特定社債の発行と同時に進行されるため、管理資産のいずれについても現在は何ら資産が発生していません。

### 2【主な損益の内容】

前記1「主な資産の内容」に記載のとおり、管理資産に関する損益は未だ発生していません。

### 3【収入金（又は損失金）の処理】

該当事項はありません。

### 4【監査等の概要】

本特定社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。なお、資産流動化法に基づき行われた当初譲渡に係る管理資産についての価格の調査結果は、前記第1、2(3)「管理資産を構成する資産の内容」「管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等」をご参照下さい。

## 第3【証券事務の概要】

### 1 本特定社債の名義書換

本特定社債は、振替法第118条において準用する同法第66条第2号の規定に基づき、その全部について振替法の適用を受けることとする旨を定めた特定社債であり、発行会社は、振替法第118条において準用する同法第67条第1項の規定に基づき、本特定社債の特定社債券を発行しません。特定社債原簿管理人は設置されず、本特定社債の譲渡については、振替法に基づき、特定社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（振替法に規定する機関口座にあっては、振替法第118条において準用する同法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、振替法第119条に基づき、本特定社債の特定社債原簿においては本特定社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本特定社債権者が本特定社債を取得した日は記載されず、特定社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

### 2 証券所有者に対する特典

通常の特定期債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

### 3 譲渡制限

本特定社債について譲渡制限はありません。

### 4 その他

本特定社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還期日及び利払期日の前営業日並びに振替機関業務規程等において振替停止日とされている日においては、本特定社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

## 第4【その他】

### 1 目論見書について

- (1) 目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、目論見書に明治安田生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に金融商品販売法に関する重要事項を記載することがあります。

### 2 仮目論見書について

- (1) 仮目論見書の表紙に発行会社の名称を記載することがあります。また、仮目論見書に明治安田生命から使用許諾を得ているロゴマークや図案を使用することがあります。
- (2) 仮目論見書の表紙には、幹事会社の名称及びロゴマークが記載されることがあります。
- (3) 仮目論見書の表紙裏に金融商品販売法に関する重要事項を記載することがあります。

## 第三部【発行者及び関係法人情報】

### 第 1【発行者の状況】

#### 1【発行者の概況】

##### (1) 主要な経営指標等の推移

発行会社の設立後最初の事業年度は、本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、平成25年12月31日です。

##### (2) 沿革

発行会社は、平成25年6月19日に資産流動化法に基づく特定目的会社として設立され、その後の特定出資の譲渡により、現時点においては本一般社団法人が発行会社の特定出資の全てを保有しております。

発行会社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。

##### (3) 事業の内容

発行会社の目的は、資産流動化法に基づく資産流動化計画に従った特定資産の流動化に係る業務及びそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

発行会社は、上記の事業を営む為、平成25年7月16日付にて資産流動化法第4条の業務開始届出を行っております（届出番号 関東財務局長(会)第1765号）。

##### (4) 関係会社の状況

発行会社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディングです。なお、発行会社は子会社、関連会社、その他関係会社を有しておりませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関連会社の記載は行っておりません。

#### 親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人明治安田生命基金流動化ファンディング	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分</li> <li>資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分</li> </ul>
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等		事業上の関係
直接100%	なし	なし	

##### (5) 従業員の状況

発行会社と雇用契約を締結している従業員はいません。三菱UFJ信託銀行に本件特定資産管理委託契約に基づき特定資産である本件基金債権の管理及び処分の業務を委託しています。

## (6) 出資等の状況

## (a) 出資の総数等

種 類	会社が発行する出資の総数
特 定 出 資	2口
計	2口

発行済 出 資	種 類	発行口数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
	特定出資	2口	該当事項はありません	(注)
	計	2口		

(注) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

(参考情報) なお、平成25年7月26日頃、明治安田生命による優先出資がなされる予定であり、かかる優先出資がなされた後の発行会社の出資の総数等は以下のとおりとなる予定です。

種 類	会社が発行する出資の総数
特 定 出 資	2口
優 先 出 資	21,000口(予定)(注1)
計	21,002口(予定)(注1)

発行済 出 資	種 類	発行口数	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
	特定出資	2口	該当事項はありません	(注2)
	優先出資	21,000口(予定) (注1)	該当事項はありません	(注3)
	計	21,002口(予定) (注1)		

(注1) 上記の口数は、本届出書提出現在の見込口数であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

(注2) 特定出資は資産流動化法第37条により証券の発行が禁止されているため、記名・無記名の別又は額面・無額面の別は存在しません。また、発行済特定出資は、全て議決権を有する特定出資です。

(注3) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。

## (b) 新優先出資引受権等の状況

該当事項はありません。

## (c) 特定資本金及び優先資本金等の推移

設立日以降の特定資本金の変化はありません。

設立日以降の優先資本金の変化はありません。但し、平成25年7月26日頃、明治安田生命に対して、1,050,000,000円（予定）（注）の優先出資が発行される予定であり、それに伴い優先資本金が増加する予定です。

（注）上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

発行会社は転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を発行しておりません。

## (d) 所有者別状況

本届出書提出日現在、発行会社の発行済特定出資2口の全ては、本一般社団法人に所有されています。なお、平成25年7月26日頃、明治安田生命に対して、21,000口（予定）（注）の優先出資が発行される予定です。

（注）上記の口数は、本届出書提出日現在の見込口数であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

## (e) 主な社員の状況

## 特定社員の状況

本届出書提出日現在

氏名又は名称	住所	所有特定出資 口数	発行済特定出資総数に対する 所有特定出資の割合
一般社団法人明治安田生命 基金流動化ファンディング	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 東京共同会計事務所内	2口	100%
計		2口	100%

（注）発行会社の設立時に特定社員であった有限会社東京共同会計事務所は、平成25年7月1日に保有特定出資全てを上記会社に譲渡し、特定社員ではなくなりました。

## 優先出資社員の状況

本届出書提出日現在、発行会社の優先出資社員は存在しません。

（参考情報）平成25年7月26日頃、明治安田生命に対して、21,000口（予定）（注）の優先出資が発行される予定です。以下参考のために明治安田生命の情報（平成25年7月26日頃の予定）を記載いたしました。

氏名又は名称	住所	所有優先出資 口数	発行済優先出資総数に対する 所有優先出資の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	21,000口（予定） （注）	100%
計		21,000口（予定） （注）	100%

（注）上記の口数は、本届出書提出日現在の見込口数であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

## (f) 議決権の状況

## 発行済出資

本届出書提出日現在

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	0		
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)	0		
議決権の制限された出資 (その他)	0	0	
議決権のある出資 (自己特定出資等)	0		
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
単元未満出資	0		
発行済出資総数	2		
総社員の議決権		2	

(参考情報) なお、平成25年7月26日頃、明治安田生命に対して優先出資が発行される予定であり、かかる優先出資が発行された後の発行会社の発行済出資は以下のとおりとなる予定です。

区分	出資口数(口)	議決権の数(個)	内容
議決権のない出資	21,000(予定) (注1)		優先出資(注2)
議決権の制限された出資 (自己特定出資等)	0		
議決権の制限された出資 (その他)	0	0	
議決権のある出資 (自己特定出資等)	0		
議決権のある出資 (その他)	2	2	特定出資
単元未満出資	0		
発行済出資総数	21,002(予定) (注1)		
総社員の議決権		2	

(注1) 上記の口数は、本届出書提出日現在の見込口数であり、平成25年7月26日頃決定される予定です。

(注2) 優先出資社員は、法令に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しません。



## 自己特定出資又は自己優先出資等

本屆出書提出日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 出資口数 (口)	他人名義所有 出資口数 (口)	所有出資口数 の合計(口)	発行済出資総 数に対する所 有出資数の割 合(%)
該当事項はありません					

## (g) ストックオプション制度の内容

該当事項はありません。

## (7) 自己出資の取得等の状況

該当事項はありません。

## (8) 配当政策

発行会社は、未償還の本特定社債が残存する限り特定社員及び優先出資社員に対する配当を行わないことを本件特定社債管理委託契約において約束しています。

## (9) 出資の価額の推移

該当事項はありません。

## (10) 役員の様況

役員名	氏名	生年月日	所有口数	略歴
取締役	本郷雅和	昭和41年6月21日	-	平成元年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行 平成22年3月 東京共同会計事務所(現職) 平成25年6月 発行会社取締役 就任
監査役	関口陽平	昭和48年3月9日	-	平成9年4月 株式会社住友銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 平成15年10月 東京共同会計事務所(現職) 平成25年6月 発行会社監査役 就任

## (11) コーポレート・ガバナンスの様況等

会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名以上と定められております。発行会社の設立後最初の事業年度は本屆出書提出日現在において未だ終了していないため、最近2事業年度の監査報酬はありません。発行会社の最初の事業年度の終了日は、平成25年12月31日です。

## 2【事業の状況】

### (1) 業績等の概要

#### (a) 業績等の状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は平成25年12月31日です。

#### (b) キャッシュ・フローの状況

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は平成25年12月31日です。

### (2) 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

### (3) 対処すべき課題

発行会社は、資産を譲り受け、特定社債を発行することを目的とした会社であるため、特定社債権者への特定社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としております。

### (4) 事業等のリスク

本2「事業の概況」及び後記4「経理の状況」等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されておりますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

### (5) 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

### (6) 研究開発活動

該当事項はありません。

### (7) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

発行会社の設立後最初の事業年度は本届出書提出日現在において未だ終了していないため、記載事項はありません。発行会社の設立後最初の事業年度の終了日は平成25年12月31日です。発行会社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第一部第1、2(4)「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されておりますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は本届出書提出日現在において判断したものです。

### 3 【設備の状況】

#### (1) 設備投資等の概要

該当事項はありません。

#### (2) 主要な設備の状況

発行会社は、記載すべき重要な設備を有していません。

#### (3) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

### 4 【経理の状況】

発行会社は、平成25年6月19日に資産流動化法に基づく特定目的会社として設立され、特定資本金100,000円が払い込まれています。設立後間もないため、発行会社の財務諸表は作成されていません。設立後最初の事業年度に係る財務諸表は平成26年3月31日までに作成します。

発行会社は、毎年12月31日に終了する各事業年度に関してその後3ヶ月以内に提出される有価証券報告書に含まれる貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表並びに毎年6月30日に終了する各中間会計期間に関してその後3ヶ月以内に提出される半期報告書に含まれる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間社員資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について、有限責任あずさ監査法人の監査を受けることとしております。なお、発行会社は子会社及び関連会社を有していないため連結財務諸表は作成しません。

### 5 【その他】

該当事項はありません。

## 第 2 【原保有者その他関係法人の概況】

### 1 原保有者の概況

#### (イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

##### (1) 名称

大和証券株式会社

##### (2) 資本金の額

100,000百万円（平成25年3月31日現在）

##### (3) 事業の内容

金融商品取引業

#### (ロ) 関係業務の概要

管理資産である発行会社の特定資産を構成する本件基金債権の原保有者です。

#### (ハ) 資本関係

該当事項はありません。

#### (ニ) 経理の概況

##### (1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 平成24年3月31日現在	（単体） 平成25年3月31日現在
資産合計	580,505	11,507,229
負債合計	386,018	10,943,341
純資産合計	194,487	563,888

##### (2) 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	（単体） 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
営業収益	172,567	303,248
営業利益	37,599	70,447
当期純利益	16,036	65,950

##### (3) その他

大和証券株式会社の最近2事業年度における経理の状況の詳細については、貸借対照表及び損益計算書を電子公告により開示しているものをご参照下さい。

##### (ホ) その他

該当事項はありません。

## 2 その他関係法人の概況

### (イ) 名称、資本金の額及び事業の内容

#### (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

#### (2) 資本金の額

324,279百万円（平成25年3月31日現在）

#### (3) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他併營業務

### (ロ) 関係業務の概要

本特定社債の特定社債管理者であり、かつ、発行会社から特定資産である本件基金債権の管理及び処分に  
関する業務の委託を受けます。

### (ハ) 資本関係

該当事項はありません。

### (二) 経理の概況

#### (1) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

（単位：百万円）

	（単体） 平成24年3月31日現在	（単体） 平成25年3月31日現在
資産合計	26,337,570	28,823,445
負債合計	24,907,007	27,129,986
純資産合計	1,430,563	1,693,458

#### (2) 最近2事業年度における損益の概況

（単位：百万円）

	（単体） 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	（単体） 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで
経常収益	527,651	529,501
経常利益	110,104	136,293
当期純利益	75,860	125,168

#### (3) その他

三菱UFJ信託銀行の最近2事業年度における経理の概況の詳細については、平成24年3月期及び平成25  
年3月期の有価証券報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下  
さい。

### (ホ) その他

## 本件特定資産管理委託契約の解約

- (a) 本件特定資産管理委託契約の期間は、本件特定資産管理委託契約の締結日から本特定社債の全額が償還された日までとします。但し、当該期間終了後において、本件信用枠設定契約に関して発行会社が明治安田生命に負う借入金債務が残存する場合には、当該期間はかかる債務が消滅するか、又は発行会社が解散するまで延長されるものとし、本件特定資産管理受託会社は引き続き当該業務を遂行するものとします。なお、当該期間の終了については、発行会社及び本件特定資産管理受託会社は本件特定資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとします。
- (b) 本件特定資産管理委託契約の期間中、本件特定資産管理受託会社において次のいずれかの事由が生じた場合には、発行会社は、書面による通知をなすことにより本件特定資産管理委託契約を解除することができます。この場合、発行会社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本件特定資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとします。

本件特定資産管理受託会社が、本件特定資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、発行会社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき

本件特定資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本件特定資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本件特定資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき

その他発行会社が本件特定資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本件特定資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本件特定社債管理者が書面でこれを承諾したとき

## 第3【明治安田生命保険相互会社の概況】

### 1【名称、基金の総額及び事業の内容】

( )名称

明治安田生命保険相互会社

( )基金の総額

620,000百万円（平成25年3月31日現在）

(注) 基金とは、相互会社において株式会社の資本金に相当するものです。なお、基金の総額には、基金償却積立金（410,000百万円）を含みます。

( )事業の内容

生命保険業

### 2【関係業務の概要】

明治安田生命は、本件基金債権の債務者であります。

### 3【資本関係】

該当事項はありません。

### 4【経理の概況】

( )最近2事業年度における主な資産、負債の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (平成24年3月31日現在)	(連結) (平成25年3月31日現在)
資産合計	29,727,763	33,080,624
負債合計	28,049,107	30,369,979
純資産合計	1,678,655	2,710,645

( )最近2事業年度における損益の概況（単位：百万円、未満切り捨て）

	(連結) (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	(連結) (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
経常収益	6,116,284	4,728,735
経常利益	374,071	400,384
当期純剰余	172,741	236,709

## 5【明治安田生命の事業等のリスク】

本特定社債の元本の償還及び利息の支払は、発行会社が保有する明治安田生命を債務者とする基金債権の元本の償還及び利息の支払の状況の影響を受けます。本特定社債への投資にあたっては、本届出書に記載の本特定社債に関する情報に加えてかかるリスクに関する情報をも十分検討したうえ投資判断をして下さい。

### (1)生命保険業に関する法規制等

明治安田生命は、生命保険業免許を受けた保険会社であり、保険業法等の規制を受けます。従って、保険業法等が改正された場合には、明治安田生命の事業に影響を及ぼす可能性があります。

## 保険業法

### ( ) 概要

保険業法は、保険業が、一般公衆を相手方とし、人の生死や社会に発生する様々な危険に備え、万一事故が発生した場合には経済生活の連続性を保障するという機能を通じて、国民経済及び国民生活の基礎となるという公共性を有していることから、

- ・ 保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、
- ・ 保険募集の公正を確保することにより

保険契約者等の保護を図り、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

### ( ) 免許

保険業法の規定により、保険業を行うものは免許を要することとされています。

免許の種類は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とされており、明治安田生命は、

- ・ 人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払う保険
- ・ 疾病、傷害・疾病を原因とする人の状態又は傷害を直接の原因とする死亡等に関し、一定額の保険金を支払う保険（いわゆる第三分野）
- ・ 上記の保険に係る再保険

の引受けを行う事業に係る免許である生命保険業免許を受けた保険会社です。

なお、生命保険業免許と損害保険業免許を同時に受けることはできません。

保険会社は、保険業法第133条及び第134条の規定により、次に掲げる場合には、免許の取り消しを受けることがあります。

- ・ 法令、法令に基づく処分又は、定款、事業方法書、普通保険約款若しくは保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- ・ 当該免許に付された条件に違反をしたとき
- ・ 公益を害する行為をしたとき
- ・ 財産の状況が著しく悪化し保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認められるとき

免許が取り消された場合、保険業法第152条第3項第2号の規定により、当該保険会社は解散することになります。

### ( ) 業務の範囲

保険会社の業務の範囲は、保険業法第100条の規定により制限されており、その主な内容は次に掲げる表のとおりです。

これは、保険業が公共性を有していることから本来業務に専念すべきであるとともに、本来業務以外の業務の損失等が本来業務に影響を与えることを回避することが必要であるとの考え方に基づいています。また、子会社とすることのできる会社の範囲についても、上記の観点から保険業法第106条の規定により制限されています。

法令	内容
----	----



保険業法第97条に定める本来業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免許の種類に応じた保険の引受け</li> <li>・ 保険料として収受した金銭その他の資産の運用</li> </ul>
保険業法第98条に定める付随業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の保険会社、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行</li> <li>・ 債務の保証</li> <li>・ 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」といいます。）の引受け又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い</li> <li>・ 金銭債権の取得又は譲渡</li> <li>・ 特定目的会社が発行する特定社債等の引受け又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い</li> <li>・ 短期社債等の取得又は譲渡</li> <li>・ 有価証券の私募の取扱い</li> <li>・ デリバティブ取引</li> <li>・ デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</li> <li>・ 金融等デリバティブ取引</li> <li>・ 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</li> <li>・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引</li> <li>・ 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</li> <li>・ ファイナンス・リース取引（機械類その他の物件を使用させる業務）</li> <li>・ ファイナンス・リース取引（機械類その他の物件を使用させる業務）の代理又は媒介</li> <li>・ 保険業法第97条に定める業務に付随するその他の業務</li> </ul>
保険業法第99条に定める法定他業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託</li> <li>・ 担保付社債信託法により行う担保付社債に関する信託業務</li> <li>・ 投資助言業務</li> <li>・ 算定割当量の取得若しくは譲渡を内容とする契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</li> <li>・ 資金移動業</li> <li>・ 保険金信託業務</li> <li>・ 投資信託若しくは外国投資信託の受益証券又は投資証券若しくは外国投資証券の売買 等</li> </ul>

## ( )運用規制

保険業法第97条の規定により、保険会社による、保険料として収受した金銭その他の資産の運用は、次に掲げる方法に限定されています。

- ・ 有価証券の取得
- ・ 不動産の取得
- ・ 金銭債権の取得
- ・ 短期社債等の取得
- ・ 金地金の取得
- ・ 金銭の貸付け（コールローンを含みます。）
- ・ 有価証券の貸付け
- ・ 民法に規定する組合契約又は商法に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・ 預金又は貯金
- ・ 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・ 有価証券関連デリバティブ取引
- ・ デリバティブ取引

- ・金融等デリバティブ取引
- ・先物外国為替取引
- ・上記に掲げる方法に準ずる方法

加えて、保険業法第97条の2の規定により、一般勘定（特別勘定（保険業法第118条の規定に基づき、当該保険契約に係る責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するために設ける特別の勘定をいいます。）又は積立勘定（保険業法施行規則第30条の3第1項（保険業法施行規則第63条で準用される場合を含みます。）の規定により設ける勘定をいいます。）以外の勘定）においては、資産の運用対象が特定の相手方に偏ることのないよう同一人に対する株式、社債、貸付金等の投資額の合計を総資産の10%以内（貸付金等については特に3%以内）とする制限も設けられています。

なお、積立勘定についても同様の制限（積立勘定資産の総額に対する割合）が設けられていますが、特別勘定については、運用資産の構成に関する制限は設けられておりません。

## ( ) 監督

保険業法の規定により、保険会社は監督官庁の監督を受けており、その主な内容は、次に掲げるとおりです。

### (a) 事業方法書等に定めた事項の変更に関する認可・届出

保険業法第123条の規定により、事業方法書、普通保険約款、並びに保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項を変更しようとするときには、監督官庁の認可を取得することが必要となります。但し、保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして、保険業法施行規則で定める事項については、認可の取得は不要ですが、あらかじめ監督官庁に届出を行うことが必要となります。

### (b) 定款の変更の認可

保険業法第126条の規定により、次に掲げる事項に係る定款の変更についての総代会の決議は監督官庁の認可を受けなければその効力を生じません。

- ・商号又は名称
- ・基金の償却に関する事項
- ・社員の退社事由
- ・総代の定数及び選出方法に関する事項
- ・その他保険業法第126条各号に定める事項

### (c) 届出事項

保険業法第127条の規定により、次に掲げる事項に該当するときには監督官庁に届出を行うことが必要となります。

- ・資本金の額又は基金の総額を増額しようとするとき
- ・他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき
- ・外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき
- ・その他保険業法第127条第1項各号に定める事項

## (d) 報告又は資料の提出

保険業法第128条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができます。

## (e) 立入検査

保険業法第129条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときには、監督官庁の職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができます。

## (f) 業務の停止等

保険業法第132条の規定により、監督官庁は、保険会社の業務若しくは財産又は保険会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、

- ・ 措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又は、
- ・ その必要の限度において、期限を付して当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該保険会社の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができます。

これらの命令のうち、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況によって必要があると認めるときにするものは、保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならないとされており、「早期是正措置」と呼ばれています。

## （早期是正措置）

早期是正措置とは、生命保険会社の業務の適切な運営を確保し、保険契約者の保護を図ることを目的として平成11年4月から導入された制度です。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、その状況に応じて監督官庁が業務の改善等の命令を発動することで、早期に経営改善への取り組みを促していこうとする制度であり、ソルベンシー・マージン比率の区分等に応じて、次のとおり措置内容が定められています。

区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上200%未満	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画の提出の求め及びその実行の命令
第二区分	0%以上100%未満	次の保険金等の支払能力の充実に資する措置に係る命令 (1)保険金等の支払能力の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 (2)配当の禁止又はその額の抑制 (3)契約者配当又は社員に対する剰余金の分配の禁止又はその額の抑制 (4)新規に締結しようとする保険契約に係る保険料の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合には、その係数を含みます。）の変更 (5)役員賞与の禁止又はその額の抑制その他の事業費の抑制 (6)一部の方法による資産の運用の禁止又はその額の抑制 (7)一部の営業所又は事務所における業務の縮小 (8)本店又は主たる事務所を除く一部の営業所又は事務所の廃止 (9)子会社等の業務の縮小 (10)子会社等の株式又は持分の処分 (11)保険業法第98条第1項各号に掲げる業務その他の保険業法第97条の規定により行う業務に付随する業務、保険業法第99条の規定により行う業務又は他の法律により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 (12)その他金融庁長官が必要と認める措置
第三区分	0%未満	期限を付した業務の全部又は一部の停止の命令

ソルベンシー・マージン比率が0%未満であっても、実質純資産額がプラスとなる場合又はプラスとなることが見込まれる場合には、第二区分の措置が採られることがあります。

ソルベンシー・マージン比率が0%を上回っていても、実質純資産額がマイナスとなる場合又はマイナスとなることが見込まれる場合には、第三区分の措置が採られることがあります。

生命保険会社が、第二区分又は第三区分に該当したことを知った後、速やかに当該区分を超える限度までソルベンシー・マージンを確実に改善するための合理的と認められる内容の改善計画を自ら策定し、監督官庁に提出した場合で、当該経営改善計画が所要の期間で達成できると見込まれる場合は、当該経営改善計画達成後に該当することになると見込まれる区分（非対象区分は除きます。）に応じた措置が採られることがあります。

## (ソルベンシー・マージン比率)

ソルベンシー・マージン(solvency margin)とは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は、将来の保険金等の支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては、この責任準備金で対応します。しかし、大災害や株価の大暴落等、通常の予測を超えてリスクが発生した場合に、これに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率(\%)} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

## 〔ソルベンシー・マージン総額〕

基金等の額（貸借対照表の純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額（翌事業年度に社員に対する剰余金の分配として支出する額を含みます。）、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、保険業法第113条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額）、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）、土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）、全期チルメル式責任準備金相当額超過額、負債性資本調達手段等、全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうちマージンに算入されない額、控除項目及びその他の項目の合計額

## 〔リスクの合計額〕

保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク、経営管理リスク及び最低保証リスク等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化して、次のとおりその相当額を算出

$$\text{リスクの合計額} = \sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$$

リスク相当額の種類	リスク相当額の内容
保険リスク相当額（ $R_1$ ）	保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの以外のもの）に対応する金額
第三分野保険の保険リスク相当額（ $R_8$ ）	第三分野保険の保険リスク（実際の保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生しうる危険のうち、第三分野保険に係るもの）に対応する金額
予定利率リスク相当額（ $R_2$ ）	予定利率リスク（責任準備金算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険）に対応する金額
資産運用リスク相当額（ $R_3$ ）	資産運用リスク（資産の運用等に関する危険であって、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生しうる危険）に対応する金額
経営管理リスク相当額（ $R_4$ ）	経営管理リスク（業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であって、保険リスク、第三分野保険の保険リスク、予定利率リスク、資産運用リスク及び最低保証リスクに該当しないもの）に対応する金額
最低保証リスク相当額（ $R_7$ ）	最低保証リスク（特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証するものについて、当該保険金等を支払うときにおける特別勘定に属する財産の価額が、当該保険契約が最低保証する保険金等の金額を下回る危険であって、当該特別勘定に属する財産の通常の予測を超える価額の変動等により発生し得る危険）に対応する金額

なお、平成24年3月期末から、ソルベンシー・マージン比率に関するリスク計測の厳格化等を含む計算方法の見直しが行われるとともに、連結ベースでのソルベンシー・マージン比率が導入され、早期是正措置の指標として使用されています。

また、金融庁は、平成19年4月に公表された報告書「ソルベンシー・マージン比率の算出基準等について」の提言や保険監督者国際機構（IAIS）等における国際的な動向もふまえ、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けた検討を行っております。規制の見直し内容によっては、明治安田生命の事業活動及び資産運用に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### （実質純資産額）

実質純資産額とは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（有価証券・動産不動産等については、時価で評価）の合計額が、負債の部に計上されるべき金額の合計額（但し、危険準備金・価格変動準備金等を除きます。）を上回る金額です。

#### （ ）生命保険契約者保護機構

生命保険業界では、生命保険会社が万一破綻した場合の保険契約者の保護を充実させるため、保険業法に基づいて、生命保険契約者保護機構（以下、「保護機構」といいます。）を平成10年12月に設立しました。現

在、外国保険会社の日本支店を含め、国内で事業を営む全ての生命保険会社が会員として加入しています。

保護機構の財源は、会員である生命保険会社各社の拠出金からなっております。会員各社は、保護機構の定款に定める基準により毎年負担金を納付し、その支出年度において、事業費として計上します。各社が負担する拠出金は、各社の収入保険料及び責任準備金のシェアに応じて算出されます。

なお、平成29年3月末までに生命保険会社が破綻した場合で、生命保険会社各社の負担金を超える資金援助等の対応が必要な場合には、国会審議を経て、国から保護機構に対して補助金を交付することが可能とされています。

保護機構の定款上の会員の年間負担金限度額は400億円となっており、明治安田生命の負担金分担割合は、平成24年度で約11%（約45億円）です。

但し、生命保険業界における明治安田生命の収入保険料、責任準備金のシェアが変動した場合、それに応じて明治安田生命の拠出額も変動します。また、今後、生命保険会社の破綻の増加等により、各生命保険会社の拠出金を引き上げるための法改正等が行われた場合、明治安田生命の拠出額が増加する可能性があります。

## 保険契約に係る会計基準の国際的動向

国際会計基準審議会（IASB）は保険契約に関する会計基準であるIFRS4「保険契約」の見直しを行っており、平成22年7月に公開草案を、平成25年6月20日に改定公開草案を公表しています。

IASBが平成22年に公表した公開草案では、保険負債を評価日時点におけるキャッシュ・フローの見積もりや割引率等に基づいて現在価値で評価し、その変動をすべて当期純利益に反映することが提案されましたが、当期純利益の変動性が高まるとの懸念が多く関係者から寄せられたため、平成25年の改定公開草案では、割引率に関する保険負債の変動をその他の包括利益（OCI）で認識するなど、提案の修正が行われています。

## (2) 民間生命保険会社の契約動向及び競合状況

明治安田生命における保険募集活動の中心は国内市場です。したがって国内市場が悪化した場合には、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また同業他社をはじめ、競合関係にある近隣業界・団体等に対する明治安田生命の競争力が低下した場合、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 契約動向

民間生命保険会社（平成25年3月末現在43社）における平成25年3月期末の保有契約金額は個人保険・個人年金保険・団体保険の合計で1,335兆円となっており、16期ぶりに微増しています。

全社の保有契約金額の増加は、平成25年4月の保険料率改定を前にした貯蓄性商品等に対する駆け込み需要等によるものと考えられます。国内生命保険市場は、長期的には、人口動態の変化に伴う生産年齢人口の減少等により死亡保障額が縮小傾向にあり、保険料率改定による一過性の影響を除けば、全社の保有契約金額は引き続き縮小傾向にあると考えられます。

## 競合の状況

平成25年6月末現在、国内における民間生命保険会社は、「生命保険業免許」を受けて営業している会社が明治安田生命を含めて40社、「外国生命保険業免許」を受け、日本に支店等を設けて営業している会社が3社、合計43社あります。

近年は、厳しい経営環境や規制緩和、顧客ニーズの変化等を背景に、国内損害保険会社や欧米大手保険グループによる新規参入、インターネットを主要チャネルとする生命保険会社の新規設立等の競争環境の変化が見られました。また、平成19年10月には日本郵政公社が民営化され、郵便局を通じて全国に大規模な販売ネットワークを有する、株式会社かんぽ生命保険が民間保険会社に加わりました。明治安田生命は、このように、国内市場において募集活動をめぐり同業他社と激しい競合関係にあります。

その他にも、民間生命保険会社が提供する生命保険と類似する機能を持つものとして、農業協同組合や、全国労働者共済生活協同組合連合会及び全国生活協同組合連合会等による生命共済等があり、これらも明治安田生命の生命保険業と直接の競合関係にあります。

また、平成20年秋以降の金融危機の影響を受け、一部の生命保険会社が破綻し、変額年金保険を主に取り扱う生命保険会社の販売停止や事業撤退の動き等が見られたほか、大手生保による相互会社から株式会社への組織変更の実施等もあり、国内市場の競争環境が今後も変化していく可能性があります。



## （競合分野及び競合先）

隣接業界・団体等	競合業務等
各種協同組合及び一定の地域ないし職域でつながる者によって構成される団体 （農協・全労済・全国生協連等）	生命共済事業
損害保険会社	医療保障・介護保障等の、いわゆる第三分野保険

## (3) 明治安田生命の事業の状況

## 商品・サービス

明治安田生命の商品は個人保険及び個人年金保険が中心となっており、平成25年3月期では収入保険料の69.3%を占めています。また個人保険・個人年金保険の合計に対する保有契約高・保有契約件数の占率は次のとおりです。終身保険は12.0%・17.9%、定期付終身保険は11.4%・7.7%、利率変動型積立終身保険は48.0%・20.8%、定期保険は5.4%・16.9%、個人年金保険は14.0%・21.3%となっており、利率変動型積立終身保険を中心とした商品構成となっています。

法人向け分野に関しては、企業の福利厚生制度について「企業が一律に提供する制度」から「従業員自らの努力を企業が支援する制度」へとシフトしつつあることを受け、自助努力商品を中心に団体保険・団体年金両分野において、企業の福利厚生制度全体の充実に向けた総合リスクコンサルティング提案を進めています。

近年、生命保険市場においては、少子高齢化の進展による顧客ニーズの変化やいわゆる第三分野の開放、更には銀行窓販の解禁等による商品・サービスの競争の激化といった状況が発生しています。明治安田生命もこうしたニーズ・環境の変化への対応として、医療・介護保障保険や、銀行窓販向けに一時払終身保険・積立利率変動型年金保険等の商品を投入しています。

また明治安田生命は明治安田損害保険株式会社等との間で相互に保険契約の締結等の業務の代理・事務の代行を行うことに関する認可を金融庁から取得しており、損害保険の販売への取組を共同で進めています。

しかし今後、明治安田生命の商品ポートフォリオが顧客ニーズの変化に対応できない場合、明治安田生命は顧客ニーズに適合した商品・サービスの提供を行えない可能性があります。

## 販売チャネル

明治安田生命は、主に家庭や職域等できめ細かなコンサルティングサービスの提供を行う、営業職員を主力販売チャネルとしており、営業職員数は平成25年3月期末で28,925名となっています。これに加え、変化・多様化する顧客ニーズに対応するためのマルチチャネル化を推進しています。

具体的には、以下の3つのチャネルとなります。

- ・募集代理店委託契約を締結している金融機関等（都市銀行、地方銀行、信託銀行、信用金庫、証券会社）

のいわゆる銀行窓販チャンネル

- ・金融機関の関係代理店・保険専門代理店等を中心とした法人代理店、税理士代理店、個人代理店等の代理店チャンネル
- ・来店型店舗（保険がわかるデスク、保険ポート）やWEBサービス（保険がわかるサイト）による新規チャンネル

今後、主力販売チャンネルである営業職員数の減少や金利水準の変動に伴う銀行窓販チャンネル扱い商品の販売低迷等による業績の変動、又は新たな販売チャンネルの開拓・活用の遅れにより、明治安田生命が十分な販売量を確保できない可能性があります。

#### グループ・提携戦略

明治安田生命は、本業である生命保険業の強化に向け、密接な関係にある損害保険、資産形成、医療・介護等の各分野で、お客さまの視点に立って、先進的かつ最高のサービスを具体的にかつスピード感をもって提供できる体制を構築しています。

具体的には、

- ・ 明治安田アセットマネジメント株式会社や明治安田システムテクノロジー株式会社を中心とした、国内外の子会社・関連会社とのグループ一体運営による資産形成・システムインフラ開発等のサービス提供
- ・ 明治安田損害保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、日本興亜損害保険株式会社、そんぼ24損害保険株式会社との業務提携による損害保険商品・サービスの提供
- ・ 介護総合情報サイト「MY介護の広場」や介護付有料老人ホーム運営会社「サンピナス立川」の運営等による介護関連サービスの提供
- ・ 以上に加えてさらに必要となる機能について、その分野で優れた企業との機能別提携によるサービスの提供

を進めており、こうしたアライアンス体制に基づく多面的なサポートを通じて、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えし、お客さまとの信頼関係の構築に努めています。

これらのグループ・提携戦略について十分な成果をあげることができない場合、出資が毀損したり、事業費が増加する可能性があります。また、業務提携先において違法行為や経営悪化等が発生した場合、明治安田生命の企業イメージが低下することなどにより、今後の事業展開及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 収支の状況

## ( ) 生命保険料と収支の構造

生命保険料は、保険種類、契約時の被保険者の年齢、性別、保険期間、保険金額等によって、次に掲げる計算基礎率（予定死亡率・予定利率・予定事業費率等）に基づいて決められます。

計算基礎率	内容
予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払等にあてるための必要額を算出するために用いる死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	保険料の設定においては、資産運用による一定の収益をあらかじめ見込んで割り引いておりますが、このあらかじめ見込む割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険料の設定においては、保険金の支払や保険料の収納等の必要な事業費をあらかじめ見込んでおりますが、その見込む事業費の率を予定事業費率といいます。

これらの計算基礎率は、通常、保守的に設定しておりますので、特に有配当保険においては、実績との差額が生じることが多くなります。有配当保険においては、この差額（剰余金）に基づいて、社員配当が支払われます。

但し、金利が長らく低水準で推移する中で、過去に販売した一部の契約については、実際の運用利回りが予定利率を下回る、いわゆる「逆ざや」の状態にあります（「逆ざや」につきましては、（ ）「利差の状況」をご参照下さい。）。

また、事業費の増加等により事業費率が予定事業費率を上回る場合に差損が発生する可能性があるほか、大災害や新型インフルエンザ等のパンデミック被害が発生した場合には、一時的に死亡率が急上昇して予定死亡率を上回る可能性があります。

## ( ) 損益計算書と基礎利益

## (a) 損益計算書

生命保険会社の損益計算書は、生命保険業の性格上、一般の企業のように営業損益と営業外損益といった区分がない等の特徴があります。

生命保険会社の「経常収益」の主なものは、保険料等収入並びに利息及び配当金等収入・有価証券売却益・特別勘定資産運用益等の資産運用収益です。これに対して「経常費用」の主なものは、保険金、年金、給付金、解約返戻金等の保険金等支払金、責任準備金等繰入額、有価証券売却損・有価証券評価損及び特別勘定資産運用損等の資産運用費用並びに会社運営のための事業費です。経常収益から経常費用を差し引いた後の利益が経常利益となります。

このように、生命保険会社の経常利益には、保険に係わる損益のほか、資産運用に係わる損益等も含まれます。そのため、金融不安の再燃や急激な為替相場の変動等により運用環境が変化した場合にも経常利益（損失）が変化します。

## (b) 基礎利益

「基礎利益」とは、一年間の保険本業の収益力を示す指標の一つです。これに有価証券売却益、有価証券売却損及び有価証券評価損等の「キャピタル損益」と危険準備金戻入額、危険準備金繰入額や追加責任準備金繰入額（追加責任準備金については、後記「財産の状況」( )「責任準備金」「（追加責任準備金）」をご参照下さい。）及び貸付金償却等の「臨時損益」を加えたものが「経常利益」となります。ここでいう保険本業とは、収納した保険料や運用収益から保険金・年金・給付金等を支払ったり、将来の支払いに備えるために責任準備金を積み立て、運用したりすること等をいいます。

基礎利益については、損益計算書に項目が設けられていないため、生命保険会社各社がディスクロージャー誌において別途項目を設け、平成13年3月期決算から公表しています。

明治安田生命の損益計算書における経常利益と基礎利益の関係は後記6.「明治安田生命平成24年度決算」「平成24年度決算のお知らせ」 . 「平成24年度決算の概況」7.「経常利益等の明細（基礎利益）」のとおりです。

## ( ) 利差の状況

生命保険会社は、保険料を計算するにあたり、資産運用を通じて得られる収益をあらかじめ見込んで、その分保険料を割り引いて計算しています。この割引率を予定利率といい、市中金利水準等を勘案し、安全を見込んで設定しています。そのため、保険会社は、毎年割り引いた分に相当する金額（予定利息）等の負債コストを運用収益等で確保する必要があります。負債コストを上回る運用収益等を確保した場合、その超過分を利差益といいます。

しかし、金利が長らく低水準で推移する中で、この負債コストを実際の運用収益等で賄えない状態、つまり利差損が生じている状態が過去に販売した一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といいます。「逆ざや」による負担を単年度の全体収益で補えない場合、経営の健全性にマイナスの影響を与えることになります。

明治安田生命は、平成5年3月期以降、一部契約における「逆ざや」の負担から会社全体として利差損となる状態が続きましたが、平成24年3月期には、公社債の積増し、長期化入替による利回りの向上による利息及び配当金等収入の増加、並びに追加責任準備金の早期積立て等による平均予定利率の低下等により、会社全体としての「逆ざや」を解消しました。平成25年3月期についても、新契約業績が順調に伸展したことによる平均予定利率の低下、外貨建債券の積増し等による利息及び配当金等収入の増加等により順ざやを拡大し、425億円の利差益を確保しています。

負債コストである平均予定利率は着実に低下しており、運用環境に大きな変化がなければ、今後も安定的な利差益が見通せる状況になってきておりますが、更なる金利低下や企業業績の悪化等により利息及び配当金等収入などの減少が続く場合には、明治安田生命の利差は、利差損に転じ、逆ざやが発生する可能性があります。

### 逆ざや額の算出方法について

生命保険業界では、以下の算式に基づいて逆ざや額を算出しています。

$$\text{逆ざや額} = (\text{基礎利益上の運用収支等の利回り} - \text{平均予定利率}) \times \text{一般勘定責任準備金}$$

- ・基礎利益上の運用収支等の利回りは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から社員配当積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・平均予定利率は、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回り
- ・一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定の責任準備金について、以下の方法で算出  
( 期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息 ) ÷ 2

### 財産の状況

#### ( ) 責任準備金

責任準備金は、生命保険会社が将来の保険金等の支払いを確実にを行うために、保険料や運用収益等を財源として保険業法により積み立てが義務づけられている準備金のことで、生命保険会社の負債の最も大きな部分を占めています。

なお、責任準備金の経理処理は期中においては行わず、決算期末において必要な積立額を計算し、前期末の積立額との差額を損益計算書に計上します。すなわち、当期末要積立額が前期末積立額を上回る場合にはその差額を責任準備金繰入額として経常費用の科目に計上し、当期末要積立額が前期末積立額を下回る場合にはその差額を責任準備金戻入額として経常収益の科目に計上します。

#### ( 追加責任準備金 )

明治安田生命は、平成20年3月期から平成22年3月期までの3年間に亘り6,367億円の追加責任準備金の積立を行いました。これは、「逆ざや」の影響により収支がマイナスとなっている一部の個人年金保険契約を対象に、追加的に責任準備金を積み立てるものです(「逆ざや」につきましては、前記「収支の状況」( )「利差の状況」をご参照下さい。)。平成23年3月期からは、当年度に新たに年金開始を迎える契約を対象に追加責任準備金の積立を行っており、平成23年3月期に250億円、平成24年3月期に292億円、平成25年3月期には360億円をそれぞれ積み立てています。

## ( )金融商品会計

金融商品を時価で財務諸表に反映させることにより企業会計の透明性を高めようとする考え方から、平成13年3月期より「金融商品に係る会計基準」が導入され、売買目的で保有する有価証券、デリバティブ等が時価で評価され、平成14年3月期からは「その他有価証券」も時価で評価されています。

生命保険会社では、商品の長期性等に由来する負債特性と、それに対応する資産の特性を踏まえ、有価証券をその保有目的に応じて区分し、それぞれ次に掲げる表のように評価します。

金融商品の区分	定義	評価基準	評価差額の取扱い(注1)
売買目的有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券	時価	損益計算書に計上
満期保有目的の債券	満期まで所有する意図を持って保有する社債その他の債券	償却原価(注2)	-
責任準備金対応債券(注3)	金利変動に対する債券と責任準備金の時価変動を概ね一致させることにより、責任準備金の金利変動リスクを回避することを目的として保有する債券	償却原価(注2)	-
子会社・関連会社株式	-	原価	-
その他有価証券	上記に区分される以外の有価証券	時価（但し、時価のあるものに限ります。）	損益計算書に計上せず、貸借対照表の資本の部に直接計上(注4)

(注1)評価差額とは、帳簿価額と時価との差額のことです。

(注2)償却原価とは、償還金額より安く（高く）取得した場合に、その差額を利益（損失）として償還時に一度に計上せず、所有期間に応じて分割して毎期計上し、毎期の計上額に応じて帳簿価額を加算（減算）した価額です。

(注3)責任準備金対応債券は、保険会社の特性（契約の長期性等）を考慮し、保険会社だけに認められた区分です。

(注4)税効果部分については資産又は負債の部に計上します。

明治安田生命における有価証券の保有目的に応じた区分の状況は、後記6.「明治安田生命平成24年度決算」「平成24年度決算のお知らせ」、平成24年度決算関係参考資料、「その他（会社計）」3.「有価証券の時価情報」に記載のとおりです。なお、明治安田生命のその他有価証券の含み益（時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券（外貨建の子会社株式及び関連会社株式会社等）の為替評価等の含み損益相当額を含む）は、平成24年3月期末において1兆1,906億円でしたが、平成25年3月期末においては、公社債や株式の含み損益増加等により2兆3,635億円となり、税効果を除いた1兆6,372億円を「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。

今後、株価が下落したり、円高が進行した場合、含み損益の悪化や評価損の計上等により明治安田生命の業績及び財政状態に悪影響をおよぼす可能性があります。

## ( )退職給付会計

退職給付債務は、将来支払うべき退職給付（一時金及び年金）を一定の割引率により現在価値に割り引いて算出します。積み立てた年金資産を時価で評価し、退職給付債務よりも資産が少なけ

れば、その差額が積立不足となります。明治安田生命の平成25年3月期末における退職給付債務の額は3,683億円、年金資産は3,441億円で、貸借対照表上は、未認識数理計算上の差異等を加減して、前払年金費用869億円を計上しています。

今後、割引率等の退職給付債務等の計算基礎が変動する場合や運用環境の悪化等により年金資産が大きく減少した場合等においては、不足額の積立負担が増大する可能性があります。

#### ( ) 固定資産の減損会計

市場価値が著しく下落している等、減損の兆候がある固定資産について、将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行います。この結果、減損損失を認識すべきと判定された資産については、将来キャッシュ・フローの割引現在価値又は正味売却価額のいずれか高い方まで帳簿価額を減額し、減少額を減損損失として損益計算書に計上します。なお、明治安田生命の平成25年3月期における減損損失の計上額は、34億円となっております。

不動産価格の大幅な下落等が発生した場合、減損損失が増大する可能性があります。

#### ( ) 税効果会計

明治安田生命は、将来の税金負担額の軽減効果を有すると合理的に見込まれる額を繰延税金資産として計上し、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した上で、貸借対照表に表示しています。明治安田生命は、平成25年3月期末において繰延税金負債1,765億円を計上しています。

繰延税金資産の計上は、税金負担額の軽減効果に見合う将来の課税所得の見積もり等の前提に基づいて行われています。今後、税制関連の法令改正、会計基準等の変更、将来の課税所得の見積もり額の変更等により、繰延税金資産の一部又は全部の回収が困難であると明治安田生命が判断した場合は、繰延税金資産計上額が減額される可能性があります。

#### ( ) 不良債権の状況

##### (a) リスク管理債権・債務者区分による債権

明治安田生命のリスク管理債権（貸付金を元本及び利息の返済状況等に基づき、「破綻先債権」「延滞債権」「3ヶ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に分類したものは、後記6.「明治安田生命平成24年度決算」「平成24年度決算のお知らせ」 . 「平成24年度決算の概況」12.「リスク管理債権の状況」のとおりです。

また、明治安田生命の債務者区分による債権（貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収収益（左記資産に係るもの）、仮払金（貸付金に準ずるもの）について、債務者の財政状態、経営成績等に基づき、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」「正常債権」に分類したものは、後記6.「明治安田生命平成24年度決算」「平成24年度決算のお知らせ」 . 「平成24年度決算の概況」11.「債務者区分による債権の状況」のとおりです。

なお、リスク管理債権及び債務者区分による債権のうち「正常債権」以外がいわゆる「不良債権」にあたります。

#### (b) 資産の自己査定と償却・引当

明治安田生命は、保険検査マニュアルや会計監査人の意見を反映した「自己査定規程」を定め、厳正な自己査定を実施しています。また、自己査定結果をふまえて、「償却・引当規程」に基づいた適正な償却・引当を行い、資産の健全性の維持・向上に努めています。

自己査定及び償却・引当結果に対しては、自己査定実施部署から独立した監査部署が個別査定の準拠性・適正性を監査し、その後会計監査人による外部監査を受けることにより、自己査定結果の適切性を確保しています。

なお、今後の景気動向によって新たに多額の不良債権が発生し、すでに積み立てている貸倒引当金で対応できない場合には、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 近時の経済金融環境について

経済金融環境の変化は、明治安田生命の業績に影響を及ぼす可能性があります。今後、例えば、国内金利の低下、円高や株安が進行した場合には、利息及び配当金収入の減少や有価証券評価損の増加等から、資産運用にかかわる収支が悪化する可能性があります。また、企業活動や家計等の実体経済が悪化した場合には、取引先企業に対する不良債権の増加、あるいは生命保険販売における新契約業績の悪化、解約・失効の増加等に影響する可能性があります。

このように、今後、経済金融環境が悪化した場合は、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 内部統制システムの整備

明治安田生命は、内部統制の整備・高度化の根幹となる方針として「内部統制システムの基本方針」を制定するとともに、経営会議の諮問機関として「内部統制委員会」を設置し、内部統制に関する広範な事項について組織横断的な視点から審議を重ねています。

内部管理態勢の整備に関しては、不祥事故、諸リスク発生の未然防止及び業務運営上の課題改善に向け、内部管理が適切に実施されているかを自ら確認する「内部管理自己点検」に全社で取り組んでいます。また、本社各部の業務プロセスの文書化及び業務上想定されるリスクとそのコントロールの状況を評価のうえ、不十分なコントロールの改善を通じたリスクの発生防止等に取り組んでいます。

平成20年度から上場会社に適用された財務報告に係る内部統制報告制度に関しては、財務報告の信頼性向上を図るために、相互会社である明治安田生命も自主的に準拠することとし、諸規程の制定等の体制整備を進めました。平成24年度決算に関しても、内部統制状況の社内評価等の実施により開示すべき重要な不備がないことを確認のうえ内部統制報告書を作成し、内部統制監査報告書を取得しています。

#### コンプライアンス（法令等遵守）の推進



明治安田生命では、コンプライアンスを「経営理念の実現に向けた業務遂行及び一個人としての活動において、法令、社内規程等のルールを守るとはもとより、社会的良識に基づいて公正・誠実に行動すること」と定義しています。これは、「CSR経営宣言」においてCSRのなかの一つの領域として「コンプライアンス～お客さまとの絆のために～」を掲げ、「私たちは、お客さまに信頼いただけるよう、法令遵守はもとより企業倫理や良識に基づき、高い倫理観をもって行動します」と規定していることにも表われています。またコンプライアンスに係る基本方針・遵守基準であり、役職員の行動の基準（倫理綱領）でもある「行動憲章」・「職務遂行基本ルール」においても、ルールの遵守にとどまらない高い倫理観の必要性を明記しています。

全ての役職員はこれらについて記載した携行カードを常時携行しており、コンプライアンスの実践に関する「私たちの誓い」の実施とあわせて、コンプライアンス意識の個人レベルへの徹底が図られています。また、全ての役職員は、職務遂行する際に実務に即したコンプライアンスの解説書である「コンプライアンス・マニュアル」を常に参照することとしています。

コンプライアンス推進態勢については、関連会社を含めた明治安田生命グループ全体のコンプライアンスの統括部署をコンプライアンス統括部と定めています。同部は、各部署に配置した法令遵守責任者・担当者と連携して、コンプライアンス関連情報の一元管理や不適正事象が発生した場合の調査・対応、不適正事象の把握及び課題への対応、役職員一人ひとりに対するコンプライアンス教育研修等を行っています。万一、不正行為があった場合は、各部署の法令遵守責任者・担当者を通じて同部へ報告されるほか、発見者からの直接の報告ルートとして「コンプライアンス110番」、「企業倫理ホットライン」、「人権110番」も設置・運営されており、事案の迅速な解決が図られる態勢となっています。

コンプライアンスに関する全社横断的な審議・報告機関としては、「コンプライアンス推進委員会」があり、明治安田生命グループ全体のコンプライアンス態勢を検討・整備しています。さらに、より透明性・実効性の高い法令等遵守態勢を構築するために、社外委員を過半数とする「コンプライアンス推進諮問会議」を経営会議の諮問機関として設置しています。同会議は社外委員の意見反映と第三者からの視点を含めた業務監視機能を発揮しながら、コンプライアンス推進にかかわる基本方針、重要な規程等改正、取組み状況等に関する審議を行っています。

コンプライアンスを推進するために、全社、本社、支社、法人部、関連会社、海外拠点ごとに毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定しており、各部署は自律的PDCAの展開によりプログラムに取組むことでコンプライアンスを推進するしくみとしています。各部署のプログラム評価結果は、経営会議・取締役会に報告され、各種表彰制度や人事評価にも反映されます。

役職員に対するコンプライアンス教育については、原則としてすべての集合研修にコンプライアンス研修の時間を設ける等、あらゆる機会を通して研修を継続実施しています。また、年2回コンプライアンス強化特別週間を運営し集中教育を実施しているほか、社内報やイントラネットでもコンプライアンスについての情報を継続して発信し、個人レベルへ徹底を図っています。

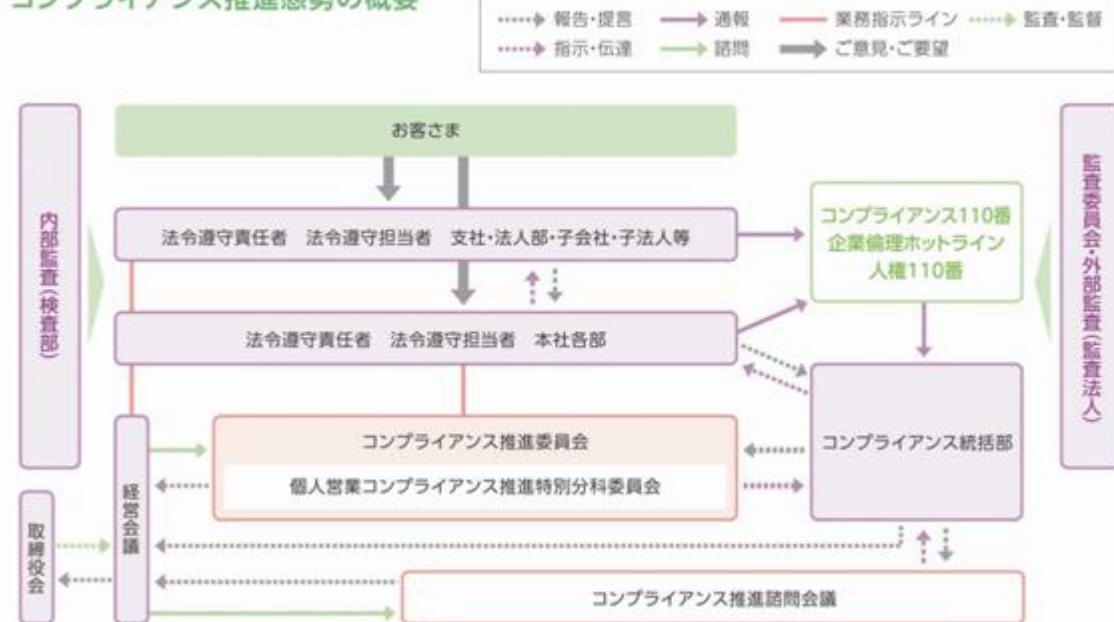
明治安田生命は、お客さまの個人情報を適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、役職員が「個人情報の保護に関する基本方針」（ホームページ等で公開）を遵守する等、お客さまに関する情報の適切な取扱いに努めています。

また、明治安田生命では、外部へ業務を委託する場合も含め、情報の取得から廃棄までの各管理段階において諸対策を講じる等、情報管理態勢の整備に努めています。

しかし、これらの取組みにもかかわらず、重大な法令違反や訴訟の発生、個人情報の漏洩等、コン

プライアンス上の問題が生じた場合には、損害賠償の支払い等の直接的な支出が発生する可能性があるほか、明治安田生命の信用力が低下し、業績に悪影響を与える可能性があります。

### コンプライアンス推進態勢の概要



## リスク管理

「お客さまを大切にする会社」の実現のためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契約上の責務を確実に遂行していくことが重要であるとの認識のもと、明治安田生命では、リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つとして位置付け、取締役会、経営会議及び各種リスク管理委員会等において、リスク管理の方針、規程等を定めています。

### ( )リスク管理体制

明治安田生命では、全社的なリスク管理体制の整備・推進、リスク管理状況の把握・管理、統括部署への専門的助言等を行う部署として「全体リスク管理部署」（リスク管理統括部）を設定し、統合的にリスクを管理する体制となっています。また、各種リスクの定期的なモニタリング（監視）、リスクの適切なコントロールを行うため、経営会議の諮問機関であるリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の整備・高度化に取り組んでいます。

さらに、検査部による検査、監査委員会や監査法人による監査などにより、リスク管理機能、体制の適切性、有効性を検証し、リスク管理のいっそうの実効性確保に努めています。

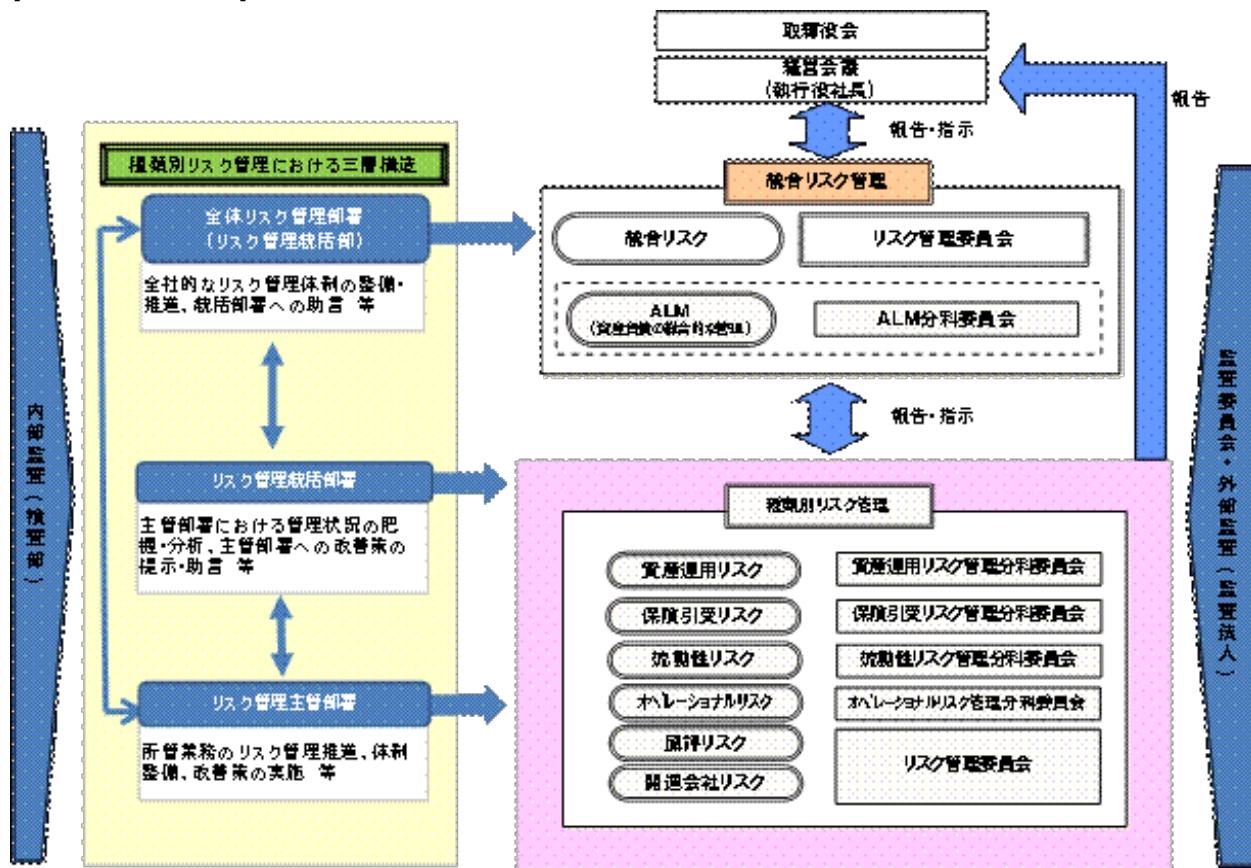
### ( )統合リスク及び種類別リスクの管理体制

統合リスクについては、会社におけるさまざまなリスクを総体的に捉え統合して管理する観点から、各種別リスクの特性等に応じて、定量的あるいは定性的に把握・統合・検証したうえで、その状況につきリスク管理委員会等に定期的に報告しています。また、経営環境の変化や規制動向等をふまえながら、リスク計測手法の精緻化・高度化、リスク量に基づく資本配賦の実施の検討を進める等、統合リスク管理態勢の段階的な整備に努めています。

A L M（資産負債の総合的な管理）については、統合リスク管理の一手法として、資産と負債を適切に管理する観点から、A L Mに関連する種類別リスクを包括的に管理し、A L M分科委員会に定期的に報告しています。また、リスク管理プロセスの実効性確保に向けたA L M態勢の整備に努めています。

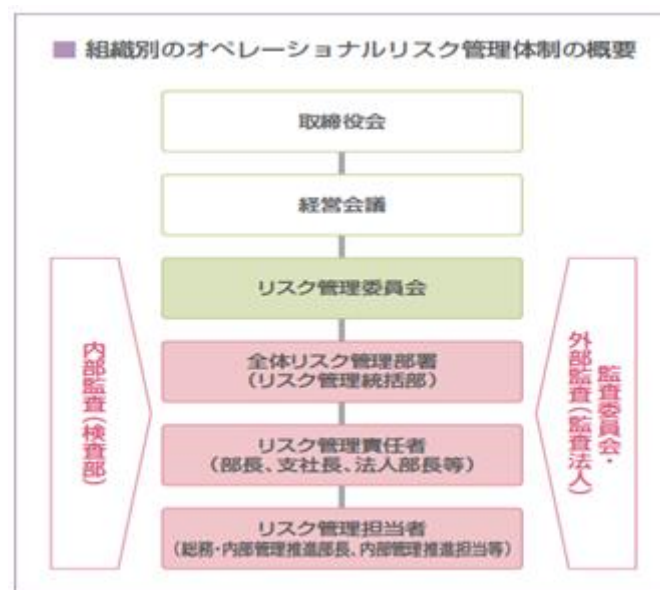
種類別リスクについては、三層構造の最上位にある「全体リスク管理部署」（リスク管理統括部）による適切なコントロールのもと、「リスク管理統括部署」が「リスク管理主管部署」におけるリスク管理状況の把握・分析を通じた改善策の提示・専門的助言等を行い、さらに、「リスク管理主管部署」が所管業務に関するリスクの把握、管理体制の整備等を行っています。また、リスク管理委員会の下部に分科委員会を設置し、各種別リスクの特性等に応じた専門的なリスク管理を行っています。

[リスク管理体制図]



## ( )組織別リスク管理体制

上記の種類別リスク管理に加え、組織ごとにもリスクを管理しています。組織別リスク管理においては、「全体リスク管理部署」（リスク管理統括部）が全社的なリスク管理を行い、本社各部・法人部・支社等の各組織単位に配置した「リスク管理責任者」及び「リスク管理担当者」が、主にオペレーショナルリスクについてリスク管理状況を把握・確認し、リスクの軽減、未然・再発防止を図るための検討を行う体制となっています。



### ( ) ストレストテストの実施

統合リスク管理のリスク計測手法であるバリュアットリスク (VaR: 最大損失予想額) による方法ではリスク把握が困難な事象として、経済環境の大幅な悪化や地震等の大規模災害などのシナリオを設定したストレステストを実施し、明治安田生命の資産・負債に与える影響や保険金等のお支払いの増大の程度などを多面的に分析しています。

ストレステストの結果は、リスク管理委員会、経営会議、取締役会へ定期的に報告され、経営戦略上の対応や財務基盤の強化等の検討に活用しています。

なお、明治安田生命におけるこれらのリスク管理にもかかわらず、保険料率の設定ミスによる損失の発生や、解約の急激な増加による資金繰りの悪化、株価下落等の市場環境の大幅な悪化に伴う資産運用における損失の発生、大規模なコンピューターシステムのダウン等のリスクが顕在化した場合には、明治安田生命の業績に悪影響を与える可能性があります。

### 保険財務力格付

本届出書提出日時点において、明治安田生命は、信用格付業者のうちR&I、JCR、スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社に依頼し、保険金支払能力等の格付を取得しております。その他、明治安田生命の依頼に基づかないいわゆる勝手格付も存在します。

今後、明治安田生命の支払余力、収益力、資産の質等の悪化により格付が引き下げられた場合、明治安田生命の信用力が低下し、明治安田生命の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、これらの保険金支払能力等は、本特定社債に関する利息の支払期日における支払と元金の償還期日における全額償還の安全性についての格付とは異なるものであることにご留意下さい。

## 6 【明治安田生命平成24年度決算】

明治安田生命の平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)決算は以下のとおりであります。なお、以下に掲げられた「平成24年度決算のお知らせ」(「平成24年度決算関係参考資料」を含みます。)における全部又は一部の項目については、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けておりません。

[次へ](#)

## 平成24年度決算のお知らせ

明治安田生命保険相互会社(執行役社長 松尾 憲治)の平成24年度(平成24年4月1日～平成25年3月31日)の決算の概況をお知らせします。

### <目次>

I. 平成24年度決算の概況	
1. 主要業績	1頁
2. 平成24年度末保障機能別保有契約高	3頁
3. 平成24年度決算に基づく社員配当金例示	4頁
4. 平成24年度の一般勘定資産の運用状況	11頁
5. 貸借対照表	18頁
6. 損益計算書	19頁
7. 経常利益等の明細(基礎利益)	30頁
8. 基礎利益の内訳(三利源)	31頁
9. 基金等変動計算書	32頁
10. 剰余金処分	35頁
11. 債務者区分による債権の状況	36頁
12. リスク管理債権の状況	37頁
13. 貸倒引当金等の状況	38頁
14. ソルベンシー・マージン比率	39頁
15. 実質純資産額	40頁
16. 特別勘定の状況	41頁
17. 保険会社およびその子会社等の状況	43頁
II. 平成24年度決算関係参考資料	[別冊]

## I. 平成24年度決算の概況

## 1. 主要業績

## (1)年換算保険料

## ア. 保有契約

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
① 個人 保 険	13,854	108.4	14,082	101.6
② 個人 年 金 保 険	8,062	109.3	8,579	108.5
計 (①+②)	19,916	108.7	20,661	103.7
うち医療保障・生前給付保障等	3,368	99.9	3,384	100.5

## イ. 新契約

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
① 個人 保 険	2,121	139.4	1,292	60.8
② 個人 年 金 保 険	641	108.4	657	102.5
計 (①+②)	2,762	130.7	1,949	70.6
うち医療保障・生前給付保障等	206	94.2	228	110.6

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。  
 2. 「うち医療保障・生前給付保障等」には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く、特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。  
 3. 新契約には、転換および保障見直し・特約変更による純増加の金額を含んでいます。

## 【ご参考】

## 解約・失効年換算保険料

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
個人保険・個人年金保険	693	95.0	704	101.5

## (2)保有契約高および新契約高

## ア. 保有契約高

(単位:億円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
① 個人 保 険	888,512	96.2	833,895	93.8
② 個人 年 金 保 険	127,026	105.1	135,633	106.8
小計 (①+②)	1,015,538	97.2	969,528	95.5
③ 団 体 保 険	1,091,678	103.0	1,101,280	100.9
計 (①+②+③)	2,107,217	100.1	2,070,809	98.3
④ 団 体 年 金 保 険	65,123	100.9	66,832	102.6

- (注) 1. 個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。  
 2. 団体年金保険については、責任準備金の金額です。

## イ. 保有契約件数

(単位:千件、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	件数	前年度末比	件数	前年度末比
① 個人 保 険	8,781	102.8	8,785	99.8
② 個人 年 金 保 険	2,194	106.0	2,365	107.8
計 (①+②)	10,975	103.4	11,131	101.4



## ウ. 新契約高

(単位: 億円、%)

区 分	平成23年度				平成24年度			
	金額				金額			
	新契約	転換による純増加	前年度比		新契約	転換による純増加	前年度比	
① 個人保険	44,515	54,804	△ 10,089	110.9	20,334	36,058	△ 15,724	45.7
② 個人年金保険	11,036	11,074	△ 37	126.2	13,968	14,026	△ 36	126.7
小計(①+②)	55,552	65,878	△ 10,126	113.7	34,322	50,083	△ 15,760	61.8
③ 団体保険	3,967	3,967		77.9	9,277	9,277		233.9
計(①+②+③)	59,519	69,845	△ 10,126	110.3	43,599	59,360	△ 15,760	73.3
④ 団体年金保険	7	7		87.0	31	31		406.0

(注) 1. 「転換による純増加」には、保障見直し・特約変更による純増加の金額を含んでいます。

2. 新契約・転換による純増加の個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

3. 新契約の団体年金保険の金額は第1回収入保険料です。

## エ. 新契約件数

(単位: 千件、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	件数	前年度比	件数	前年度比
① 個人保険	1,242	112.4	926	74.6
② 個人年金保険	195	123.3	252	128.9
計(①+②)	1,438	113.7	1,178	82.0

(注) 新契約に転換後契約および保障見直し・特約変更後契約を加えた数値です。

## 【ご参考】

## 解約・失効高

(単位: 億円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
個人保険・個人年金保険	51,818	87.4	48,888	93.9

## 解約・失効率

(単位: %)

区 分	平成23年度	平成24年度
個人保険・個人年金保険	4.96	4.79

## (3) 主要収支項目

(単位: 億円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
保険料等収入	51,840	131.4	36,593	70.6
資産運用収益	8,953	102.9	8,596	123.6
保険金等支払金	22,776	103.2	22,888	100.5
資産運用費用	1,105	58.5	1,069	96.7
経常利益	3,717	158.2	3,989	106.8

## (4) 剰余金処分

(単位: 億円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比
当期末処分剰余金	1,744	119.6	2,235	128.2
社員配当準備金繰入額	1,334	112.8	1,528	114.5
純剰余金	414	148.7	713	171.9
うち基金償却準備金	250	166.7	450	180.0

## (5) 総資産

(単位: 億円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	前年度末比	金額	前年度末比
総資産	296,641	109.6	330,007	111.2



## 2. 平成24年度末保障機能別保有契約高

(単位：千件、億円)

項目	個人保険		個人年金保険		団体保険		合計		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
死亡保障	普通死亡	8,428	828,805	—	61	28,170	1,089,858	38,598	1,828,825
	災害死亡	5,885	154,008	311	1,512	3,357	87,804	9,555	223,122
	その他の条件付死亡	0	12	—	—	74	538	74	552
生存保障	337	5,089	2,385	135,572	22	1,321	2,725	141,983	
入院保障	災害入院	5,877	301	185	9	1,832	48	7,895	357
	疾病入院	5,539	290	183	9	—	—	5,722	299
	その他の条件付入院	5,424	839	61	18	82	0	5,548	855
障害保障	6,039	—	31	—	3,143	—	9,213	—	
手術保障	6,430	—	168	—	—	—	6,597	—	

項目	団体年金保険		財形保険・財形年金保険		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
生存保障	12,323	86,832	114	2,285	12,437	89,118

項目	医療保障保険	
	件数	金額
入院保障	895	30

項目	就業不能保障保険	
	件数	金額
就業不能保障	28	9

- (注) 1. 団体保険、団体年金保険、財形保険・財形年金保険、医療保障保険（団体型）および就業不能保障保険の件数は被保険者数を表わします。
2. 生存保障欄の金額は、個人年金保険、団体保険（年金特約）および財形年金保険（財形年金積立保険を除く）については、年金支払前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものの、団体年金保険、財形保険および財形年金積立保険については責任準備金を表わします。
3. 入院保障欄の額は入院給付金日額を表わします。
4. 個人保険および個人年金保険の手術保障欄には、歯科治療特約がそれぞれ、1千件、0千件含まれています。
5. 医療保障保険の入院保障欄には、疾病入院に関わる数値を記載しています。
6. 就業不能保障保険の金額は就業不能保障額（月額）を表わします。
7. 上記の他、受再保険は、普通死亡は322千件、1,883億円、災害死亡は68千件、620億円です。

### 3. 平成24年度決算に基づく社員配当金例示

#### (1) 平成24年度決算に基づく平成25年度支払配当率の考え方

##### 【個人保険・個人年金保険・団体保険・その他の保険】

- ・平成24年度決算では引き続き順ぎやを確保したものの、直近の金利水準が低位であることや、今後の運用環境の見通しが不透明であることなどを勘案し、中長期的に安定した社員（契約者）配当を実施する観点から、配当率をすえ置き

##### 【団体年金保険】

- ・個人保険・個人年金保険の配当特性と異なり、キャピタル損益も含めた運用実績をより直接的に還元
- ・平成24年度の運用実績等をふまえて配当率を引き上げ

#### (2) 支払配当率の概要

平成24年度決算に基づく平成25年度支払配当率の概要は以下のとおりです。

##### ア. 個人保険・個人年金保険（毎年配当タイプ）

###### ① 通常配当

###### a. 利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

【例示】（平準払）

- ・予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.70%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%超3%以下の主契約、特約 : 1.65%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率3%超4%以下の主契約、特約 : 1.50%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率4%超の主契約、特約 : 1.15%（配当基準利回り）－ 予定利率

###### b. 危険差配当

契約日や年齢等に応じ、配当率を設定

###### c. 費差配当

契約日や保険金額等に応じ、配当率を設定

###### ② 消滅時特別配当

一部の長期継続契約を除きゼロ

##### イ. 個人保険・個人年金保険（3年ごと利差配当タイプ）

平成25年度の割り振り額は①と②を合算したもの

###### ①利差配当

【例示】（平準払）

- ・主契約（アカウント） : 1.55%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%以下の特約 : 1.70%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%超の特約 : 1.65%（配当基準利回り）－ 予定利率

###### ②ハートフル配当

平成19年4月1日以前の契約について、保険種類や年齢等に応じ、配当率を設定

##### ウ. 個人保険・個人年金保険（5年ごと利差配当タイプ）

平成25年度の割り振り額は①と②を合算したもの

###### ①利差配当

【例示】（平準払（除く個人年金保険（2011）））

- ・予定利率2%以下の主契約、特約 : 1.70%（配当基準利回り）－ 予定利率
- ・予定利率2%超の主契約、特約 : 1.65%（配当基準利回り）－ 予定利率

###### ②ハートフル配当

平成19年4月1日以前の契約について、保険種類や年齢等に応じ、配当率を設定

## エ. 個人保険（5年ごと配当タイプ）

平成25年度の割り振り額は①と②を合算したものの

## ①利差配当

予定利率や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]（平準払）

・主契約、特約 : 1.70%（配当基準利回り）－ 予定利率

## ②危険差配当

年齢等に応じ、配当率を設定

## オ. 団体保険

団体の規模や保険種類等に応じ、配当率を設定

[例示]

総合福祉団体定期保険：危険差益に14%から98.7%までの配当率を乗じた額

## カ. 団体年金保険

保険種類に応じて、配当率を設定

[例示]

利差配当：経過責任準備金に次の率を乗じた額

・予定利率0.75%の契約 : 1.41%－ 予定利率

・予定利率1.25%（解約控除あり）の契約 : 2.04%－ 予定利率

・予定利率1.25%（解約控除なし）の契約 : 1.42%－ 予定利率

## (3) 社員配当金の例示

平成24年度決算に基づく「利率変動型積立終身保険（3年ごと利差配当タイプ）」、「終身入院保険（5年ごと配当タイプ）」、「定期付終身保険（5年ごと利差配当タイプ）」および「養老保険（毎年配当タイプ）」について、社員配当金を例示しますと次のとおりです。

## (例1) 利率変動型積立終身保険（10年更新型 ライフアカウントL.A.）の場合

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 積立終身部分（アカウント）保険料 3,000円
- 死亡保険金 3,000万円（定期保険特約）+ 積立金<sup>(注1)</sup>

<3年ごと利差配当タイプ>

（単位：円）

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 (割り振り額)	継続中の契約 (配当金) <sup>(注2)</sup>	死亡契約 <sup>(注3)</sup> [保険金+配当金]
平成24年度 (1年)	183,080	9	-	30,000,009+積立金
平成23年度 (2年)	181,840	28	-	30,000,037+積立金
平成22年度 (3年)	181,840	46	83	30,000,000+積立金
平成21年度 (4年)	181,840	83	-	30,000,083+積立金
平成20年度 (5年)	181,840	82	-	30,000,145+積立金
平成19年度 (6年)	181,840	100	245	30,000,000+積立金
平成18年度 (7年)	187,040	5,218	-	30,005,218+積立金
平成17年度 (8年)	187,040	6,138	-	30,011,382+積立金
平成16年度 (9年)	187,040	6,755	18,134	30,000,000+積立金
平成15年度 (10年)	187,040	7,372	-	7,372+積立金

(注1) アカウントの積立金（死亡時には、アカウントの積立金相当額（災害死亡時は、積立金の1.1倍相当額）を死亡給付金としてお支払いいたします）。

(注2) 3年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

(注3) 「死亡契約」欄は、契約応当日直後の死亡の場合の受取金額を示します（以下同じ）。

## 〔例2〕終身入院保険（10年更新型 明日のミカタ）の場合

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 終身入院保険 入院給付金日額 5,000円
- 死亡保険金 3,000万円（うち定期保険特約2,950万円）

## &lt;5年ごと配当タイプ&gt;

(単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 <sup>(注4)</sup>	死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成24年度 (1年)	188,484	2,050	—	30,002,050
平成23年度 (2年)	187,908	2,670	—	30,004,723
平成22年度 (3年)	187,908	3,290	—	30,008,020
平成21年度 (4年)	187,908	3,610	—	30,011,642

(注4) 5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

## 〔例3〕養老保険〔明治生命契約・明治安田生命契約〕の場合

- 40歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

## &lt;毎年配当タイプ&gt;

(単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔配当金〕	満期・死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成20年度 (5年)	348,080	6,100	(死亡) 10,006,800
平成15年度 (10年)	352,152	11,800	(死亡) 10,012,800
平成10年度 (15年)	303,960	0	(死亡) 10,000,000
平成5年度 (20年)	244,200	0	(死亡) 10,000,000
昭和63年度 (25年)	235,200	0	(死亡) 10,000,000
昭和58年度 (30年)	258,800	0	(満期) 10,000,000

## 〔例4〕定期付終身保険（10年更新型 ケオリスシリーズEタイプ）〔安田生命契約〕の場合

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 3,000万円（うち終身部分150万円）

## &lt;5年ごと利差配当タイプ&gt;

(単位：円)

契約年度 (経過年数)	保険料 (年換算)	継続中の契約 〔割り振り額〕	継続中の契約 〔配当金〕 <sup>(注5)</sup>	死亡契約 〔保険金+配当金〕
平成15年度 (10年)	187,412	7,425	30,012	1,500,000

(注5) 5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

〔例5〕安田の新・養老保険〔安田生命契約〕の場合

- 40歳加入・30年満期・男性・月掛（口座振替料率）
- 死亡保険金 1,000万円

<毎年配当タイプ>

（単位：円）

契約年度 （経過年数）	保険料 （年換算）	継続中の契約 〔配当金〕	満期・死亡契約 〔保険金＋配当金〕
平成 15年度（10年）	348,120	10,800	（死亡） 10,011,800
平成 10年度（15年）	303,980	0	（死亡） 10,000,000
平成 5年度（20年）	244,200	0	（死亡） 10,000,000
昭和 63年度（25年）	235,200	0	（死亡） 10,000,000
昭和 58年度（30年）	258,800	0	（満期） 10,000,000

前記配当金額は以下のとおりです。

<3年ごと利差配当タイプ>

3年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当、ハートフル配当の割り振りを行ない、3年ごとに割り振り累計額をお支払いいたします。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0となります。

<5年ごと利差配当タイプ>

5年ごと利差配当タイプにおいては、毎年、利差配当、ハートフル配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払いいたします。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0となります。

<5年ごと配当タイプ>

5年ごと配当タイプにおいては、毎年、利差配当、危険差配当の割り振りを行ない、5年ごとに割り振り累計額をお支払いいたします。割り振り累計額が負値の場合、支払配当金は0となります。

<毎年配当タイプ>

次のa、b、c、dの合計額です。

- a. 危険保険金に被保険者の年齢、性別および予定死亡表の区別に応じた危険差配当率を乗じた額  
b. 保険金に次の費差配当率を乗じた額

保険金100万円につき

昭和39年4月1日以後、昭和56年4月1日以前の契約	1,850円
昭和56年4月2日以後、昭和60年4月1日以前の契約	1,200円
昭和60年4月2日以後、平成2年4月1日以前の契約	800円
平成2年4月2日以後、平成5年4月1日以前の契約	450円
平成5年4月2日以後、平成8年4月1日以前の契約	250円
平成8年4月2日以後の契約(ただし、第1回目の配当は0円)	
(終身保険・養老保険)	150～250円
(定期保険特約)	0～100円

このほか、主契約と特約の死亡保険金の合計額が1,000万円以上の契約に関しては、第2回目以降の配当について、保険金額を一定の基準で区分けした区分ごとに、配当回数に応じ保険金100万円につき30円から300円の金額を加えます。

- c. 特約が付加されている場合には、その特約の種類に応じた額  
d. 責任準備金に次の利差配当率を乗じた額

昭和51年3月1日以前の契約	△2.50%
昭和51年3月2日以後、昭和60年4月1日以前の契約	△3.85%
昭和60年4月2日以後、平成5年4月1日以前の契約	△4.35%
平成5年4月2日以後、平成6年4月1日以前の契約	△3.60%
平成6年4月2日以後、平成8年4月1日以前の契約	△2.25%
平成8年4月2日以後、平成11年4月1日以前の契約	△1.10%
平成11年4月2日以後、平成13年4月1日以前の契約	△0.30%
平成13年4月2日以後、平成25年4月1日以前の契約	△0.30～0.20%

また、利差配当率がマイナスの場合はa、b、c、dを合算し、合計額がマイナスの場合は0とします。

（ご参考）社員配当金例表（前年度受取額との差）

＜利率変動型積立終身保険（10年更新型 ライフアカウントL.A.）＞

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 積立終身部分（アカウント）保険料 3,000円
- 死亡保険金 3,000万円（定期保険特約）+積立金<sup>(注1)</sup>

＜3年ごと利息配当タイプ＞

（単位：円）

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 割り振り額	②前年度 割り振り額	③増加額 (①-②)	本年度 支払額 (注2)
平成 24年度	163,080	(1回目) 9	—	—	—
平成 23年度	161,640	(2回目) 28	(1回目) 9	19	—
平成 22年度	161,640	(3回目) 46	(2回目) 28	18	83
平成 21年度	161,640	(4回目) 63	(3回目) 46	17	—
平成 20年度	161,640	(5回目) 82	(4回目) 63	19	—
平成 19年度	161,640	(6回目) 100	(5回目) 82	18	245
平成 18年度	167,040	(7回目) 5,218	(6回目) 4,800	618	—
平成 17年度	167,040	(8回目) 6,136	(7回目) 5,218	918	—
平成 16年度	167,040	(9回目) 6,755	(8回目) 6,136	619	16,134
平成 15年度	167,040	(10回目) 7,372	(9回目) 6,755	617	—

（注1）アカウントの積立金（死亡時には、アカウントの積立金相当額（災害死亡時は、積立金の1.1倍相当額）を死亡給付金としてお支払いいたします）。

（注2）3年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

＜終身入院保険（10年更新型 明日のミカタ）＞

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛（口座振替料率）
- 終身入院保険 入院給付金日額 5,000円
- 死亡保険金 3,000万円（うち定期保険特約2,950万円）

＜5年ごと配当タイプ＞

（単位：円）

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 割り振り額	②前年度 割り振り額	③増加額 (①-②)	本年度 支払額 (注3)
平成 24年度	188,484	(1回目) 2,050	—	—	—
平成 23年度	187,908	(2回目) 2,670	(1回目) 2,050	620	—
平成 22年度	187,908	(3回目) 3,290	(2回目) 2,670	620	—
平成 21年度	187,908	(4回目) 3,610	(3回目) 3,290	320	—

（注3）5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

＜養老保険＞ [明治生命契約・明治安田生命契約]

- 40歳加入・30年満期・男性・月掛(口座振替料率)  
○ 死亡保険金 1,000万円

(単位:円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 受取配当金	②前年度 受取配当金	③増加額 (①-②)
平成20年度	346,080	(4回目) 8,100	(3回目) 5,200	800
平成15年度	352,152	(8回目) 11,800	(8回目) 11,000	800
平成10年度	303,980	(14回目) 0	(13回目) 0	0
平成5年度	244,200	(19回目) 0	(18回目) 0	0
昭和63年度	235,200	(24回目) 0	(23回目) 0	0
昭和58年度	256,800	(29回目) 0	(28回目) 0	0

＜定期付終身保険(10年更新型 クオリスシリーズEタイプ)＞ [安田生命契約]

- 40歳加入・70歳払込完了・男性・月掛(口座振替料率)  
○ 死亡保険金 3,000万円(うち終身部分150万円)

＜5年ごと利差配当タイプ＞

(単位:円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 割り振り額	②前年度 割り振り額	③増加額 (①-②)	本年度 支払額 (注4)
平成15年度	167,412	(10回目) 7,425	(9回目) 6,785	630	30,012

(注4) 5年ごとの契約応当日にそれまでの割り振り額の累計額をお支払いいたします。

＜安田の新・養老保険＞ [安田生命契約]

- 40歳加入・30年満期・男性・月掛(口座振替料率)  
○ 死亡保険金 1,000万円

(単位:円)

契約年度	保険料 (年換算)	①本年度 受取配当金	②前年度 受取配当金	③増加額 (①-②)
平成15年度	348,120	(8回目) 10,800	(8回目) 10,000	800
平成10年度	303,980	(14回目) 0	(13回目) 0	0
平成5年度	244,200	(19回目) 0	(18回目) 0	0
昭和63年度	235,200	(24回目) 0	(23回目) 0	0
昭和58年度	256,800	(29回目) 0	(28回目) 0	0



#### 4. 平成24年度の一般勘定資産の運用状況

##### (1) 運用環境

平成24年度の日本経済は、震災からの復興需要が支える形で、年度当初は横ばい圏内の動きが続きましたが、欧州財政問題の深刻化や中国景気減速の影響により、輸出企業の業績が悪化したのに加え、政府の自動車販促策（エコカー補助金）の終了で個人消費にも息切れ感が出てきたことから、夏場以降は減速基調を強めました。ただ、11月半ばの解散総選挙の決定後は、新政権のもとでより積極的な財政・金融政策が打ち出されるとの期待感から、大幅な株高・円安が進み、家計や企業の景況感も急速に改善に向かいました。長期金利は、日銀が国債買い取り額を大幅に増額させるとの思惑から、景況感が改善に向かうなかでも一段の低下が進みました。

##### (2) 当社の運用方針

資産運用につきましては、

- ①資産区分毎の負債特性、内部留保（リスクバッファ）、必要収支、保険商品・販売戦略等をふまえたALM運用の推進
  - ②資産運用リスク管理機能のいっそうの高度化および安定収益資産を中心に据えた運用の継続、価格変動リスクの抑制による資産健全性の維持・向上
  - ③ALM運用に準拠した適切なリスク認識を前提とした運用付加価値の向上
- 等に取り組むことにより、お客さまに信頼される資産運用を実施することを基本方針としています。

##### (3) 運用実績の概況

###### ア. 資産配分

資産の配分につきましては、長期安定的な収益の確保とALM運用のいっそうの推進をめざし、公社債や貸付金等の安定収益資産を中心に据えた運用を行ないました。一方で、株式や不動産等の価格変動リスクが大きい資産の売却を継続しました。

平成24年度末の一般勘定資産残高は、前年度末から3兆2,790億円増加し、32兆2,407億円となりました。主な資産配分は、以下のとおりです。

公社債の残高につきましては、期末の大幅な金利低下の影響もあり、前年度末から1兆3,733億円の増加となりました。また、ALM運用を基本としつつ、金利リスク管理を強化する観点から、責任準備金対応債券での買入れを実施しました。株式につきましては、売却を継続する一方で、保有銘柄の株価が上昇したことにより3,879億円の増加となりました。外国証券につきましては、内外金利差を考慮し、主に為替リスクをヘッジした外国公社債を積み増したに加え、期末の円安の影響等を受け前年度末から1兆5,398億円の増加となりました。貸付金については、金利スプレッドを重視した取組みを継続しつつ、企業向け貸付を強化したことなどから、残高は2,306億円の増加となりました。不動産につきましては、物件の売却や減損等により、50億円の減少となりました。

###### イ. 資産運用収支

資産運用収益は、利息及び配当金等収入、有価証券売却益の増加等により、前年度比115.3%の7,766億円となりました。一方、資産運用費用は、有価証券売却損の減少等により、前年度比96.7%の1,069億円となりました。以上により、資産運用収支は、前年度比119.0%の6,697億円となりました。

## (4)資産運用の実績(一般勘定)

## ア. 資産の構成

(単位:百万円,%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	509,056	1.8	552,256	1.7
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	269,101	0.9	265,252	0.8
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	21,558,439	74.4	24,902,217	77.2
公社債	15,168,361	52.4	16,541,747	51.3
株 式	2,654,094	9.2	3,042,060	9.4
外国証券	3,665,176	12.7	5,204,990	16.1
公社債	2,607,577	9.0	3,988,313	12.4
株式等	1,057,598	3.7	1,216,677	3.8
その他の証券	70,806	0.2	113,418	0.4
貸付金	4,967,486	17.2	5,198,145	16.1
保険約款貸付	332,203	1.1	317,688	1.0
一般貸付	4,635,283	16.0	4,880,457	15.1
不動産	968,004	3.3	962,973	3.0
繰延税金資産	144,120	0.5	—	—
その他	556,091	1.9	369,376	1.1
貸倒引当金	△10,661	△0.0	△9,522	△0.0
合 計	28,961,639	100.0	32,240,700	100.0
うち外貨建資産	2,723,128	9.4	4,258,637	13.2

(注)不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## イ. 資産の増減

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
現預金・コールローン	86,024	43,200
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	△8,280	△3,848
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	2,783,281	3,343,777
公社債	2,670,194	1,373,385
株 式	△122,958	387,965
外国証券	228,799	1,539,814
公社債	218,072	1,380,736
株式等	10,727	159,078
その他の証券	7,246	42,612
貸付金	△115,145	230,658
保険約款貸付	△16,016	△14,515
一般貸付	△99,129	245,174
不動産	△38,034	△5,031
繰延税金資産	△187,352	△144,120
その他	54,433	△186,715
貸倒引当金	6,004	1,138
合 計	2,580,930	3,279,060
うち外貨建資産	212,442	1,535,509

(注)不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## ウ. 資産運用収益

(単位:百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
利息及び配当金等収入	577,023	618,975
預貯金利息	90	60
有価証券利息・配当金	432,778	475,780
貸付金利息	103,015	101,035
不動産賃貸料	31,813	32,163
その他利息配当金	9,326	9,935
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	15,357	150,968
国債等債券売却益	10,387	114,182
株式等売却益	4,854	7,975
外国証券売却益	115	28,809
その他の	—	—
有価証券償還益	21	5,358
金融派生商品収益	72,353	—
為替差益	—	746
貸倒引当金戻入額	5,305	491
その他運用収益	3,354	132
合 計	673,417	776,673

## エ. 資産運用費用

(単位:百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
支払利息	3,198	2,858
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	0	—
有価証券売却損	66,945	16,204
国債等債券売却損	171	14
株式等売却損	4,472	8,695
外国証券売却損	62,031	7,494
その他の	269	—
有価証券評価損	18,428	28,411
国債等債券評価損	1,233	315
株式等評価損	16,951	27,645
外国証券評価損	—	—
その他の	243	450
有価証券償還損	2,072	6,126
金融派生商品費用	—	34,261
為替差損	447	—
貸倒引当金繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
貸貸用不動産等減価償却費	10,139	9,916
その他運用費用	9,357	9,123
合 計	110,589	106,903

## オ. 資産運用に係わる諸効率

## ① 資産別運用利回り

(単位:%)

区 分	平成23年度	平成24年度
現預金・コールローン	0.07	0.08
買現先勤定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	2.02	2.23
商品有価証券	—	—
金銭の信託	—	—
有価証券	2.28	2.56
うち 公社債	1.93	2.55
うち 株式	2.12	1.47
うち 外国証券	3.80	3.12
公社債	3.66	2.91
株式等	4.11	3.70
貸付金	2.03	2.03
うち 一般貸付	1.85	1.85
不動産	1.57	1.66
合 計	2.10	2.33
うち 海外投融資	3.72	3.09

(注)1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中の資産運用収支(資産運用収益－資産運用費用)として算出した利回りです。

2. 海外投融資には、外貨建資産に加え、円建の非居住者貸付、円建外債等を含んでいます。

## 【ご参考】主要資産の平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度		平成24年度	
	金額	占率	金額	占率
現預金・コールローン	334,550	1.2	371,103	1.3
買現先勤定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	281,234	1.0	267,202	0.9
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	19,184,644	71.4	21,225,264	73.8
うち 公社債	13,637,576	50.8	14,817,071	51.6
うち 株式	2,002,417	7.5	1,987,293	6.9
うち 外国証券	3,480,694	13.0	4,348,246	15.1
公社債	2,410,903	9.0	3,210,849	11.2
株式等	1,069,791	4.0	1,137,397	4.0
貸付金	5,104,860	19.0	5,053,251	17.6
うち 一般貸付	4,764,433	17.7	4,728,228	16.4
不動産	998,467	3.7	967,446	3.4
合 計	26,854,726	100.0	28,743,048	100.0
うち 海外投融資	3,651,085	13.6	4,495,823	15.6

(注)1. 平均残高は帳簿価額ベースで算出しています。

2. 海外投融資には、外貨建資産に加え、円建の非居住者貸付、円建外債等を含んでいます。

## ② 売買目的有価証券の評価損益

平成23年度末および平成24年度末とも売買目的有価証券の保有はなく、評価損益は計上していません。

## ③有価証券の時価情報

(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差	
				差益	差損
満期保有目的の債券	6,364,976	6,680,851	315,874	318,685	△2,810
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社株式及び関連会社株	—	—	—	—	—
その他の有価証券	13,218,414	14,412,280	1,193,866	1,300,441	△106,575
公 社 債	8,690,948	9,130,334	439,386	440,785	△1,398
株 式	1,725,656	2,398,155	672,499	714,122	△41,623
外 国 証 券	2,708,532	2,785,589	77,057	139,029	△61,971
公 社 債	2,338,654	2,460,491	121,837	124,567	△2,730
株 式 等	369,878	325,098	△44,779	14,461	△59,241
その他の証券	41,164	45,532	4,368	5,913	△1,545
買入金銭債権	30,113	30,669	555	591	△35
譲渡性預金	22,000	21,999	△0	0	△0
その他	—	—	—	—	—
合 計	19,583,390	21,093,132	1,509,741	1,619,126	△109,385
公 社 債	14,728,975	15,471,914	742,938	745,460	△2,521
株 式	1,725,656	2,398,155	672,499	714,122	△41,623
外 国 証 券	2,822,174	2,899,321	77,147	140,774	△63,627
公 社 債	2,452,296	2,574,223	121,927	126,312	△4,385
株 式 等	369,878	325,098	△44,779	14,461	△59,241
その他の証券	41,164	45,532	4,368	5,913	△1,545
買入金銭債権	243,421	256,208	12,787	12,855	△67
譲渡性預金	22,000	21,999	△0	0	△0
その他	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差	
				差益	差損
満期保有目的の債券	6,059,674	6,621,164	561,489	561,741	△252
責任準備金対応債券	2,415,504	2,564,903	149,399	149,399	—
子会社株式及び関連会社株	—	—	—	—	—
その他の有価証券	13,326,396	15,690,646	2,364,249	2,424,206	△59,957
公 社 債	7,665,602	8,416,162	750,559	753,369	△2,809
株 式	1,661,410	2,794,791	1,133,380	1,163,661	△30,280
外 国 証 券	3,873,934	4,335,334	461,399	489,201	△26,801
公 社 債	3,423,183	3,847,445	424,262	428,720	△4,458
株 式 等	450,751	487,888	37,136	59,480	△22,343
その他の証券	72,574	89,571	16,997	17,042	△44
買入金銭債権	29,874	31,786	1,912	1,932	△19
譲渡性預金	23,000	22,999	△0	0	△0
その他	—	—	—	—	—
合 計	21,801,576	24,876,714	3,075,137	3,135,347	△60,209
公 社 債	15,791,187	17,233,993	1,442,806	1,445,650	△2,844
株 式	1,661,410	2,794,791	1,133,380	1,163,661	△30,280
外 国 証 券	4,014,802	4,479,450	464,647	491,658	△27,011
公 社 債	3,564,051	3,991,561	427,510	432,178	△4,668
株 式 等	450,751	487,888	37,136	59,480	△22,343
その他の証券	72,574	89,571	16,997	17,042	△44
買入金銭債権	238,601	255,908	17,306	17,334	△27
譲渡性預金	23,000	22,999	△0	0	△0
その他	—	—	—	—	—

(注)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱われることが適当と認められるもの等を言及しています。

## a. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末			平成24年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	6,284,244	6,602,929	318,685	6,033,800	6,595,542	561,741
公 社 債	5,989,113	6,293,788	304,675	5,705,051	6,247,933	542,882
外 国 証 券	83,330	86,075	1,745	120,330	123,787	3,457
そ の 他	211,800	224,064	12,264	208,418	223,821	15,402
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	80,732	77,922	△2,810	25,874	25,622	△252
公 社 債	48,913	47,790	△1,122	5,028	4,993	△34
外 国 証 券	30,311	28,656	△1,655	20,537	20,328	△209
そ の 他	1,506	1,474	△32	308	300	△7

## b. 責任準備金対応債券

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末			平成24年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	—	—	—	2,415,504	2,564,903	149,399
公 社 債	—	—	—	2,415,504	2,564,903	149,399
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

## c. その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末			平成24年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの	11,926,759	13,227,200	1,300,441	11,930,167	14,354,373	2,424,206
公 社 債	8,580,228	9,021,013	440,785	7,433,898	8,187,268	753,369
株 式	1,216,165	1,930,288	714,122	1,453,624	2,617,285	1,163,661
外 国 証 券	2,066,066	2,205,095	139,029	2,942,695	3,430,896	488,201
そ の 他 の 証 券	27,184	33,098	5,913	70,074	87,116	17,042
買 入 金 銭 債 権	22,113	22,704	591	26,874	28,806	1,932
譲 渡 性 預 金	15,000	15,000	0	3,000	3,000	0
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの	1,291,655	1,185,079	△106,575	1,396,229	1,336,272	△59,957
公 社 債	110,719	109,320	△1,398	231,703	228,894	△2,809
株 式	509,490	467,866	△41,623	207,786	177,505	△30,280
外 国 証 券	642,465	580,493	△61,971	931,239	904,437	△26,801
そ の 他 の 証 券	13,979	12,433	△1,545	2,500	2,465	△34
買 入 金 銭 債 権	8,000	7,964	△35	3,000	2,980	△19
譲 渡 性 預 金	7,000	6,999	△0	20,000	19,999	△0
そ の 他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
満期保有目的の債券	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社株式及び関連会社株式	139,914	187,868
その他の有価証券	935,567	837,496
非上場国内株式	161,203	152,626
非上場外国株式	694,401	632,126
非上場外国債券	34,855	—
その他の外国証券	4,735	4,179
その他	50,370	48,563
合 計	1,075,481	1,025,365

【ご参考】前表に、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(外貨建の子会社株式及び関連会社株式等)の為替評価等を加えた時価情報は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
公 社 債	14,728,975	15,471,914	742,938	745,460	△2,521
株 式	1,725,656	2,398,155	672,499	714,122	△41,623
外 国 証 券	2,908,345	2,963,741	55,395	141,166	△85,771
公 社 債	2,487,152	2,607,667	120,515	126,312	△5,797
株 式 等	421,193	356,074	△65,119	14,854	△79,973
そ の 他 の 証 券	48,605	53,002	4,397	6,301	△1,904
そ の 他	265,421	278,208	12,787	12,855	△67
合 計	19,677,003	21,165,022	1,488,018	1,619,907	△131,888

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
公 社 債	15,791,187	17,233,993	1,442,806	1,445,650	△2,844
株 式	1,661,410	2,794,791	1,133,380	1,163,661	△30,280
外 国 証 券	4,116,334	4,575,753	459,418	503,884	△44,466
公 社 債	3,564,051	3,991,561	427,510	432,178	△4,668
株 式 等	552,283	594,191	31,907	71,706	△39,798
そ の 他 の 証 券	77,191	94,211	17,020	17,172	△152
そ の 他	261,601	278,907	17,306	17,334	△28
合 計	21,907,725	24,977,656	3,069,931	3,147,703	△77,771

- (注)1. 本表に記載されていない平成23年度末の有価証券の帳簿価額は981,869百万円(非上場国内有価証券298,868百万円、非上場外国有価証券683,000百万円)です。
2. 本表に記載されていない平成24年度末の有価証券の帳簿価額は919,216百万円(非上場国内有価証券291,216百万円、非上場外国有価証券628,000百万円)です。
3. この結果、開示率は平成23年度末95.2%、平成24年度末96.0%となります。
4. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

#### ④金銭の信託の時価情報

・運用目的の金銭の信託

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

・満期保有目的、責任準備金対応、その他の金銭の信託

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。



## 5. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成23年度末	平成24年度末	科 目	平成23年度末	平成24年度末
	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)		(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	208,501	188,492	保険契約準備金	26,879,623	28,203,439
預貯金	595	570	支払準備金	114,082	110,258
コーポレート債	207,906	187,922	責任準備金	26,469,306	27,812,655
有価証券	307,000	369,000	社員配当準備金	296,253	280,524
国債	269,101	265,252	再保険債	972	1,132
地方債	22,222,184	25,632,690	その他の負債	710,102	1,411,177
社債	12,889,933	14,004,920	債券貸借取引受入担保金	388,081	846,281
株式	1,091,707	1,044,440	借入金	100,000	100,000
外国証券	1,547,535	1,657,100	未払法人税等	24,793	61,327
その他の証券	2,798,580	3,168,734	未払費用	98,711	72,892
貸付金	3,802,375	5,344,280	前受収益	34,243	24,490
保険約款貸付金	304,052	415,213	預り証金	2,442	2,358
一般貸付金	4,967,498	5,198,145	預り保証金	23,935	24,897
有形固定資産	332,203	317,688	先物取引基金勘定	31,343	32,424
土地	4,835,283	4,880,457	先物取引基金勘定	33	44
建物	971,865	967,176	金融派生商品	17,260	114,445
建設仮勘定	628,068	631,342	金融商品等受入担保金	—	4,880
その他の有形固定資産	340,885	323,278	資産除去債務	3,421	3,408
無形固定資産	1,071	2,352	仮受金	15,487	23,928
ソフトウェア	3,881	4,203	その他の負債	2,380	—
その他の無形固定資産	51,698	56,896	役員退職慰労引当金	545	393
代理店貸付金	23,182	23,749	偶発損失引当金	3,115	2,563
再保険貸付金	18,518	28,148	価格変動準備金	251,044	363,544
その他の資産	4	1	繰延税金負債	—	176,518
未収費用	1,059	1,211	再評価に係る繰延税金負債	98,539	94,555
未収収益	507,479	308,438	支払承諾	24,315	22,958
預託金	298,856	81,807	負債の部合計	27,958,259	30,276,282
先物取引基入金	5,178	4,491	(純資産の部)		
金融派生商品	84,198	87,982	基金	110,000	210,000
仮払金	7,894	7,350	基金償却積立金	410,000	410,000
繰延税金資産	1,045	908	再評価積立金	452	452
支払承諾見返	19	—	剰余金	267,097	355,354
貸倒引当金	7,931	21,089	損失償却準備金	7,984	8,388
	—	4,970	その他の剰余金	259,113	246,965
	25,053	3,988	基金償却準備金	15,000	40,000
	89,204	95,982	価格変動積立金	29,784	29,784
	144,120	—	社会厚生事業増進積立金	48	48
	24,315	22,958	事業基金強化積立金	17,000	28,000
	△10,681	△9,522	不動産圧縮積立金	20,791	23,474
			特別準備金	2,000	2,000
			別途積立金	85	85
			当期末処分剰余金	174,424	223,593
			基金等合計	787,550	975,807
			その他の有価証券評価差額金	824,775	1,637,216
			繰延ヘッジ損益	△1,524	3,815
			土地再評価差額金	95,096	107,619
			評価・換算差額等合計	918,347	1,748,651
			純資産の部合計	1,705,897	2,724,459
資産の部合計	29,664,157	33,000,742	負債及び純資産の部合計	29,664,157	33,000,742





## 注記事項

(貸借対照表関係)

平成24年度(平成25年3月31日現在)

1. 有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む）の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得価額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 国内外の会計・規制動向や最近の運用環境等を踏まえ、当年度より、借入年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成12年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定  
なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。  
再評価を行った年月日 平成13年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 有形固定資産の減価償却の方法は、定率法（ただし、建物については定額法）によっております。
6. 外貨建資産・負債（子会社株式及び関連会社株式は除く）は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

額等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は140百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を上回っているため、退職給付引当金の残高はありません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、当社は平成19年度の報酬委員会において、平成20年6月30日をもって退職慰労金制度を廃止することを決議し、制度廃止日以降在任役員に係る繰入を実施しておりません。

10. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、主に、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

12. リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

13. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による特価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、平成21年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

14. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

- (1) 標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式（平成8年大蔵省告示第46号）  
(2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、標準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの（平成19年度から3年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、平成22年度以降も年金開始の都度積立て）が含まれております。

15. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。

16. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

行っております。

17. 平成23年度の税制改正に伴い、当年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更が経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

18. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。  
「退職給付に関する会計基準」（平成24年5月17日 企業会計基準委員会）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成24年5月17日 企業会計基準委員会）が公表されており、当社では、平成26年度から適用予定であります。なお、当会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

19. 当年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の特価等に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 金融商品の状況に関する事項

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性（リスク）に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式、投資信託および組合出資金等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産または保険負債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日 企業会計基準委員会）に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等）および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

借入金は、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

さらに、当社ではVaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の子測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルール遵守状況は、資産運用リスク管理部が監視し、資産運用リスク管理分科委員会に定期的に（緊急時は遅滞なく）報告を行うほか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を採用了社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、資産運用会議（経営会議）等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

金融商品の特価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

価額が異なることもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における主な金融資産および金融負債に係る貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	188,492	188,492	-
その他有価証券(譲渡性預金)	22,999	22,999	-
買入金銭債権	240,513	255,908	15,394
満期保有目的の債券	208,727	224,121	15,394
その他有価証券	31,786	31,786	-
有価証券	24,832,785	25,328,279	695,494
売買目的有価証券	730,472	730,472	-
満期保有目的の債券	5,850,947	8,397,042	548,095
責任準備金対応債券	2,415,504	2,584,903	149,399
その他有価証券	15,835,859	15,835,859	-
貸付金	5,198,145	5,394,125	195,979
保険約款貸付	317,888	317,888	-
一般貸付	4,880,457	5,076,437	195,979
貸倒引当金(*1)	△7,159	-	-
	5,190,981	5,394,125	203,133
債券貸借取引受入担保金	948,281	948,281	-
借入金	100,000	100,000	-
金融派生商品(*2)	(93,355)	(93,355)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,150	2,150	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(95,505)	(95,505)	-

(\*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## ・資産

## ① 現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しております。

## ② 買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しており、主に、取引相手先から入手した、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法により算定された価額を時価としております。

なお、一部の劣後信託受益権については、将来キャッシュ・フローの算定が難しいなど時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象とはしておらず、買入金銭債権に含めておりません。当該信託受益権の当年度末における貸借対照表価額は、24,739百万円であります。

## ③ 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は、999,905百万円（うち子会社株式及び関連会社株式187,868百万円）であります。また、当年度において、子会社株式及び関連会社株式以外の非上場株式等について514百万円減損処理を行っております。

## ④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

## ・負債

## ① 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

## ② 借入金

借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## ・金融派生商品

① 株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。

② 外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のT I M、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価によっております。

③ 金利スワップ取引の時価については、将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いた理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

## (注2) 保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

① 売買目的有価証券において、当年度の損益に含まれた評価差額は74,870百万円であります。

② 満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	5,077,459	5,571,471	494,017
	②社債	827,597	878,482	48,884
	③その他	328,749	347,808	18,859
	合計	6,033,805	6,596,542	561,741
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	3,028	3,005	△21
	②社債	2,091	1,988	△113
	③その他	20,348	20,828	△217
	合計	25,874	25,822	△252

(\*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

③ 責任準備金対応債券の目標デレージョン達成のための当年度中の売却額は37,591百万円であり、売却益の合計額は1,235百万円、売却損はありません。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	2,404,308	2,552,881	148,573
	②社債	11,198	12,241	1,045
	③その他	-	-	-
	合計	2,415,504	2,564,903	149,399
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	合計	-	-	-

④ その他有価証券の当年度中の売却額は2,697,553百万円であり、売却益の合計額は149,733百万円、売却損の合計額は16,204百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	1,453,824	2,617,285	1,163,461
	(2)債券	7,433,898	8,187,268	753,369
	①国債・地方債等	6,541,059	7,237,257	696,198
	②社債	892,839	950,010	57,170
	(3)その他	3,042,843	3,549,819	507,175
合計	11,930,187	14,354,373	2,424,208	
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	207,788	177,505	△30,283
	(2)債券	231,703	228,894	△2,809
	①国債・地方債等	197,688	197,680	△8
	②社債	34,014	31,214	△2,800
	(3)その他	856,739	929,872	△26,887
合計	1,338,229	1,338,272	△59,957	

(\*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

⑤ 上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当年度において、その他有価証券で時価のある株式等について27,897百万円減損処理を行っております。

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

(注3) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	187,922	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	2,003	-	-	-	238,510
貸付金(x)	488,548	1,010,599	907,235	843,117	690,088	1,138,555
有価証券						
満期保有目的 の債券	387,204	906,839	203,848	328,166	548,051	3,476,738
責任準備金対 応債券	-	-	-	-	109,825	2,305,879
その他有価証 券のうち満期 があるもの	249,491	373,851	878,812	1,078,355	2,128,002	8,174,760
合計	1,813,167	2,293,394	1,789,896	2,049,639	3,475,745	15,334,442

(x) 貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない307百万円は含めておりません。

(x) 貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4) 債券貸借取引受入担保金および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
債券貸借取引 受入担保金	946,281	-	-	-	-	-
借入金	-	-	-	-	100,000	-
合計	946,281	-	-	-	100,000	-

20. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は597,854百万円、時価は613,700百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。

21. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、21,875百万円であり、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

貸付金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は3,043百万円であり、

上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額123百万円、延滞債権額16百万円であり、

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありませぬ。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は18,830百万円であり、

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。



## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

22. 有形固定資産の減価償却累計額は、399,988百万円であります。
23. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、771,030百万円であります。  
なお、同勘定の負債の額も同額であります。
24. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は、1,749,104百万円であります。
25. 子会社等に対する金銭債権の総額は、2,660百万円、金銭債務の総額は、4,261百万円であります。
26. 貸借対照表に計上した有形固定資産および無形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機およびその周辺機器等があります。
27. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 当期首現在高      | 296,253百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 133,466百万円 |
| 当期社員配当金支払額  | 149,773百万円 |
| 利息による増加等    | 578百万円     |
| 当期末現在高      | 280,524百万円 |
28. 保険業法第60条の規定により基金を100,000百万円新たに募集いたしました。
29. 担保に供されている資産の額は、有価証券4,319百万円であります。
30. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の貸借対照表価額は、1,678,741百万円であります。
31. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、28,141百万円であります。
32. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金であります。
33. 外貨建資産の額は、4,397,777百万円であります。  
(主な外貨額 38,600百万米ドル、3,794百万豪ドル)  
外貨建負債の額は、9,430百万円であります。  
(主な外貨額 37百万ユーロ、28百万米ドル)
34. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は51,417百万円であります。  
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

35. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△368,317百万円
ロ. 年金資産	344,193百万円
うち退職給付信託	174,559百万円
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△24,123百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	115,490百万円
ホ. 未認識過去勤務債務	△4,434百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額（ハ+ニ+ホ）	86,932百万円
ト. 前払年金費用	86,932百万円
チ. 退職給付引当金（ヘ-ト）	—

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	0.9%
ハ. 期待運用収益率	
確定給付企業年金	
平成24年4月1日から平成24年6月30日	3.0%
平成24年7月1日から平成25年3月31日	2.0%
退職給付信託	0.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年

36. 子会社等の株式等は、191,397百万円であります。

37. 繰延税金資産の総額は、555,331百万円、繰延税金負債の総額は、728,891百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、2,959百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金352,718百万円および価格変動準備金111,717百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、其他有価証券の評価差額693,253百万円であります。

当年度における法定実効税率は33.28%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△17.61%であります。

38. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という）の金額は22百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の金額は1,087百万円であります。

## 注記事項

## （損益計算書関係）

平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)				
1.	子会社等との取引による収益の総額は、5,597百万円、費用の総額は、29,189百万円であります。			
2.	有価証券売却益の内訳は、国債等債券114,182百万円、株式等7,975百万円、外国証券28,809百万円であります。 有価証券売却損の内訳は、国債等債券14百万円、株式等8,695百万円、外国証券7,494百万円であります。 有価証券評価損の主な内訳は、国債等債券315百万円、株式等27,645百万円であります。			
3.	支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は10百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は879百万円であります。			
4.	「金融派生商品費用」には、評価益が145,945百万円含まれております。			
5.	退職給付費用の総額は、16,378百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。 イ、勤務費用 10,810百万円 ロ、利息費用 6,877百万円 ハ、期待運用収益 △3,691百万円 ニ、数理計算上の差異の費用処理額 5,248百万円 ホ、過去勤務債務の費用処理額 △2,868百万円 ヘ、その他 3百万円			
6.	当年度における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。			
(1)	資産のグルーピング方法 保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。			
(2)	減損損失の認識に至った経緯 不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。			
(3)	減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の認定資産の種類ごとの内訳			
用途	件数	減 損 損 失 (百万円)		
		土 地	建 物	計
賃貸不動産等	5件	592	551	1,144
遊休不動産等	30件	1,012	1,283	2,295
合 計	35件	1,605	1,835	3,440
(4)	回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積乖離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを2.25%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。			

## 7. 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位:百万円)

	平成23年度	平成24年度
基礎利益 A	370,882	394,544
キャピタル収益	87,711	151,715
金銭の信託運用益	0	0
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	15,357	150,988
金融派生商品収益	72,353	—
為替差益	—	748
その他キャピタル収益	—	—
キャピタル費用	85,821	78,878
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	0	—
有価証券売却損	66,945	16,204
有価証券評価損	18,428	28,411
金融派生商品費用	—	34,281
為替差損	447	—
その他キャピタル費用	—	—
キャピタル損益 B	1,890	72,837
キャピタル損益含み基礎利益 A+B	372,873	467,381
臨時収益	28,160	19
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	19,882	—
個別貸倒引当金戻入額	8,498	19
その他臨時収益	—	—
臨時費用	29,281	70,450
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	—	34,424
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	29,281	36,025
臨時損益 C	△1,100	△70,430
経常利益(損失) A+B+C	371,772	396,951

(注) 1. 保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づく責任準備金繰入額は、基礎利益から除いています。

2. その他臨時費用には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項に基づく責任準備金繰入額を記載しています。

## 8. 基礎利益の内訳（三利源）

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度
基礎利益 A	3,709	3,945
費差	482	535
危険差	3,035	2,983
利差	182	425
キャピタル損益 B	18	728
臨時損益 C	△11	△704
経常利益 D (=A+B+C)	3,717	3,969
特別損益・法人税等 E	△1,973	△1,733
当期未処分剰余金 F (=D+E)	1,744	2,235

## 9. 基金等変動計算書

科 目	（単位：百万円）	
	平成23年度 〔平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで〕 全 額	平成24年度 〔平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで〕 全 額
基金等		
基金		
当期首残高	80,000	110,000
当期変動額		
基金の募集	50,000	100,000
当期変動額合計	50,000	100,000
当期末残高	110,000	210,000
基金償却積立金		
当期首残高	410,000	410,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	410,000	410,000
再評価積立金		
当期首残高	452	452
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	452	452
剰余金		
損失填補準備金		
当期首残高	7,828	7,984
当期変動額		
損失填補準備金の積立	358	408
当期変動額合計	358	408
当期末残高	7,984	8,388
その他剰余金		
基金償却準備金		
当期首残高	—	15,000
当期変動額		
基金償却準備金の積立	15,000	25,000
当期変動額合計	15,000	25,000
当期末残高	15,000	40,000
価格変動積立金		
当期首残高	29,784	29,784
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	29,784	29,784
社会厚生事業増進積立金		
当期首残高	48	48
当期変動額		
社会厚生事業増進積立金の積立	553	553
社会厚生事業増進積立金の取崩	△553	△552
当期変動額合計	—	0
当期末残高	48	48
事業基盤強化積立金		
当期首残高	6,000	17,000
当期変動額		
事業基盤強化積立金の積立	11,000	11,000
当期変動額合計	11,000	11,000
当期末残高	17,000	28,000

科 目	(単位：百万円)	
	平成23年度	平成24年度
	〔平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで〕	〔平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで〕
	全 額	全 額
不動産圧縮積立金		
当期首残高	21,058	20,791
当期変動額		
不動産圧縮積立金の積立	201	3,201
不動産圧縮積立金の取崩	△488	△518
当期変動額合計	△285	2,683
当期末残高	20,791	23,474
特別準備金		
当期首残高	2,000	2,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000	2,000
別途積立金		
当期首残高	85	85
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	85	85
当期末処分剰余金		
当期首残高	145,785	174,424
当期変動額		
社員配当準備金の積立	△118,365	△133,488
損失準備準備金の積立	△358	△408
基金利息の支払	△774	△1,318
当期純剰余	172,007	235,537
基金償却準備金の積立	△15,000	△25,000
社会厚生事業増進積立金の積立	△553	△553
社会厚生事業増進積立金の取崩	553	552
事業基盤強化積立金の積立	△11,000	△11,000
不動産圧縮積立金の積立	△201	△3,201
不動産圧縮積立金の取崩	488	518
土地再評価差額金の取崩	1,864	△12,487
当期変動額合計	28,838	49,188
当期末残高	174,424	223,593
剰余金合計		
当期首残高	212,368	287,097
当期変動額		
社員配当準備金の積立	△118,365	△133,488
基金利息の支払	△774	△1,318
当期純剰余	172,007	235,537
土地再評価差額金の取崩	1,864	△12,487
当期変動額合計	54,731	88,257
当期末残高	287,097	355,354
基金等合計		
当期首残高	882,818	787,550
当期変動額		
基金の募集	50,000	100,000
社員配当準備金の積立	△118,365	△133,488
基金利息の支払	△774	△1,318
当期純剰余	172,007	235,537
土地再評価差額金の取崩	1,864	△12,487
当期変動額合計	104,731	188,257
当期末残高	787,550	975,807

(単位：百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
	〔平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで〕	〔平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで〕
	全 額	全 額
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	527,074	824,775
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	297,701	812,440
当期変動額合計	297,701	812,440
当期末残高	824,775	1,837,215
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△5,213	△1,524
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	3,889	5,340
当期変動額合計	3,889	5,340
当期末残高	△1,524	3,815
土地再評価差額金		
当期首残高	72,823	95,098
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	22,272	12,523
当期変動額合計	22,272	12,523
当期末残高	95,095	107,621
評価・換算差額等合計		
当期首残高	594,884	918,347
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	323,862	830,304
当期変動額合計	323,862	830,304
当期末残高	918,347	1,748,651
純資産合計		
当期首残高	1,277,503	1,705,897
当期変動額		
基金の募集	50,000	100,000
仕買配当準備金の積立	△118,385	△133,488
基金利息の支払	△774	△1,318
当期純剰余	172,007	235,537
土地再評価差額金の取崩	1,884	△12,497
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	323,862	830,304
当期変動額合計	428,389	1,018,581
当期末残高	1,705,897	2,724,458



## 10. 剰余金処分

(単位:百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
	(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
当 期 未 処 分 剰 余 金	174,424	223,593
任 意 積 立 金 取 崩 額	518	545
不 動 産 圧 縮 積 立 金 取 崩 額	518	545
計	174,942	224,138
剰 余 金 処 分 額	174,942	224,138
社 員 配 当 準 備 金	133,466	152,835
差 引 純 剰 余 金	41,475	71,303
損 失 填 補 準 備 金	405	465
基 金 利 息	1,316	2,162
任 意 積 立 金	39,754	68,676
基 金 償 却 準 備 金	25,000	45,000
社 会 厚 生 事 業 増 進 積 立 金	553	553
事 業 基 盤 強 化 積 立 金	11,000	22,000
不 動 産 圧 縮 積 立 金	3,201	1,123

## 11. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,160	849
危険債権	2,605	2,194
要管理債権	20,607	19,133
小 計	24,373	22,178
( 対 合 計 比 )	(0.41)	(0.32)
正 常 債 権	5,919,651	6,901,352
合 計	5,944,025	6,923,531

- (注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く)です。条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

## 【ご参考】貸付金等の自己査定状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金額	占率	金額	占率
非 分 類	5,848,586	98.4	6,836,943	98.7
Ⅱ 分 類	95,335	1.6	86,504	1.2
Ⅲ 分 類	102	0.0	83	0.0
Ⅳ 分 類	—	—	—	—
Ⅱ ～ Ⅳ 分 類 計	95,438	1.6	86,588	1.3
合 計	5,944,025	100.0	6,923,531	100.0

- (注)1. 貸付金等とは、貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収収益(左記資産に係るもの)、仮払金(貸付金に準ずるもの)の合計です。
2. 本表は償却・引当実施後のものです。
3. 非分類とは、回収の可能性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。
4. Ⅱ分類とは、債権確保上の諸条件が満足に充たされない、あるいは、信用上疑義がある等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。
5. Ⅲ分類とは、最終の回収または価値について重大な懸念があり、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。
6. Ⅳ分類とは、回収不可能または無価値と判定される資産です。

## 12. リスク管理債権の状況

(単位:百万円,%)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
破 綻 先 債 権 額	9	1
延 滞 債 権 額	3,757	3,043
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—
貸 付 条 件 緩 和 債 権 額	20,300	18,830
合 計	24,067	21,875
( 貸 付 残 高 に 対 す る 比 率 )	(0.48)	(0.42)

- (注)1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成23年度末が破綻先債権額91百万円、延滞債権額20百万円、平成24年度末が破綻先債権額123百万円、延滞債権額16百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

## 1.3. 貸倒引当金等の状況

(単位：百万円)

摘 要	平成 23 年度	平成 24 年度	比 較
(1) 貸倒引当金残高の内訳			
ア. 一般貸倒引当金	6,369	5,897	△471
イ. 個別貸倒引当金(注)	4,291	3,624	△667
ウ. 特定海外債権引当勘定	—	—	—
(2) 個別貸倒引当金			
ア. 繰 入 額	4,403	3,765	△638
イ. 取 崩 額 [償却等に伴う取崩額を除く]	12,901	3,785	△9,116
ウ. 純 繰 入 額	△8,498	△19	8,478
(3) 特定海外債権引当勘定			
ア. 対 象 国 数	—	—	—
イ. 債 権 額	—	—	—
ウ. 繰 入 額	—	—	—
エ. 取 崩 額	—	—	—
(4) 貸 付 金 償 却	—	—	—

【ご参考】 (単位：百万円)

摘 要	平成 23 年度	平成 24 年度	比 較
偶発損失引当金	3,115	2,563	△552

(注) 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）および実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額(平成23年度：111百万円、平成24年度：140百万円)として債権額から直接減額しています。

## 1.4. ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

項 目	平成23年度末	平成24年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,887,888	5,047,808
基金等	852,787	820,810
価格変動準備金	251,044	383,544
危険準備金	481,117	525,541
一般貸倒引当金	8,388	5,897
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	1,071,801	2,127,175
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	224,978	222,098
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	818,420	821,485
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	50,588	81,255
リスクの合計額	978,595	1,085,188
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4 + R_5)^2} + R_6$ (B)		
保険リスク相当額 R1	124,577	122,775
第三分野保険の保険リスク相当額 R8	48,981	51,185
予定利率リスク相当額 R2	188,105	181,745
資産運用リスク相当額 R3	787,340	877,413
最低保証リスク相当額 R7	6,785	7,240
経営管理リスク相当額 R4	22,295	24,407
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	748.8%	930.3%

- (注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
2. 「最低保証リスク相当額」は、平成8年大蔵省告示第50号第2条第4項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

## 15. 実質純資産額

（単位：百万円）

項 目	平成23年度末	平成24年度末
実質純資産額	4,024,403	5,840,510
一般勘定資産に対する比率	13.8%	18.4%

- (注) 1. 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項の規定に基づいて算出しています。
2. 「満期保有目的の債券」および「責任準備金対応債券」の含み損益（平成23年度末：315,874百万円、平成24年度末：710,888百万円）を控除した場合の実質純資産額は、平成23年度末：3,708,529百万円、平成24年度末：5,229,621百万円となっています。

## 16. 特別勘定の状況

## (1) 特別勘定資産残高の状況

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
個人変額保険	67,775	71,888
変額個人年金保険	236,720	304,763
団体年金保険	408,022	394,378
合 計	712,519	771,030

## (2) 個人変額保険(特別勘定)の状況

## ア. 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額保険(有期型)	8	24	7	21
変額保険(終身型)	58,505	587,489	57,445	568,772
合 計	58,513	587,513	57,452	568,793

(注)保有契約高には、定期保険特約部分を含んでいます。

## イ. 資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	665	1.0	179	0.2
有 価 証 券	62,387	92.1	65,241	90.8
公 社 債	18,967	28.0	20,765	28.9
株 式	22,757	33.6	21,605	30.1
外 国 証 券	20,661	30.5	22,870	31.8
公 社 債	7,508	11.1	8,866	12.3
株 式 等	13,153	19.4	14,004	19.5
その他の証券	—	—	—	—
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	4,722	7.0	6,467	9.0
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	67,775	100.0	71,888	100.0

## ウ. 運用収支の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
利息及び配当金等収入	1,495	1,373
有価証券売却益	1,330	4,078
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	15,340	17,600
為替差益	14	39
金融派生商品収益	296	152
その他の収益	4	3
有価証券売却損	4,721	7,567
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	12,863	5,467
為替差損	20	14
金融派生商品費用	346	265
その他の費用	0	0
収 支 差 額	529	9,933

## (3) 変額個人年金保険(特別勘定)の状況

## ア. 保有契約高

(単位:件、百万円)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額個人年金保険	61,924	250,022	78,191	315,391

(注)保有契約高には、年金開始後契約等の一般勘定部分を含んでいます。

## イ. 資産の内訳

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	321	0.1	1,263	0.4
有 価 証 券	233,246	98.5	299,034	98.1
公 社 債	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—
株 式 等	—	—	—	—
その他の証券	233,246	98.5	299,034	98.1
貸 付 金	—	—	—	—
そ の 他	3,153	1.3	4,465	1.5
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
合 計	236,720	100.0	304,763	100.0

## ウ. 運用収支の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成23年度	平成24年度
利息及び配当金等収入	685	2,677
有価証券売却益	0	0
有価証券償還益	—	—
有価証券評価益	19,846	38,934
為替差益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の収益	—	—
有価証券売却損	191	137
有価証券償還損	—	—
有価証券評価損	5,988	18,087
為替差損	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の費用	0	0
収 支 差 額	14,351	23,387



## 17. 保険会社およびその子会社等の状況

## (1) 主要な業務の状況を示す指標

(単位:億円)

項目	平成23年度	平成24年度
経常収益	61,162	47,287
経常利益	3,740	4,003
当期純剰余	1,727	2,367
包括利益	4,971	10,670

項目	平成23年度末	平成24年度末
総資産	297,277	330,806
ソルベンシー・マージン比率	777.8%	962.6%

## (2) 連結範囲および持分法の適用に関する事項

連結される子会社および子法人等数 5社

持分法適用の非連結子会社および子法人等数 0社

持分法適用の関連法人等数 11社

期中における重要な子会社等の異動について

PT Avrist Assurance、TU Europa S.A.、TUiR Warta S.A.等、合計10社を新たに持分法適用会社としております。

## (3) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成23年度末	平成24年度末	科 目	平成23年度末	平成24年度末
	(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)		(平成24年3月31日現在)	(平成25年3月31日現在)
	金額	金額		金額	金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	271,969	253,299	保険契約準備金	26,928,557	28,254,829
コールローン	307,000	369,000	支払準備金	119,902	118,138
買入金銭債権	269,101	265,252	責任準備金	28,512,400	27,858,187
有価証券	22,187,931	25,611,969	社員配当準備金	298,253	280,524
貸付金	4,981,415	5,213,965	代理店借	9	16
有形固定資産	981,948	977,682	再保険借	1,196	1,399
土地	832,052	837,711	その他負債	750,763	1,451,428
建物	344,688	333,154	退職給付引当金	736	757
建設仮勘定	1,071	2,352	役員退職慰労引当金	545	393
その他の有形固定資産	4,158	4,463	偶発損失引当金	3,115	2,563
無形固定資産	52,475	57,439	繰越剰余準備金	251,328	384,297
ソフトウェア	33,941	29,275	繰延税金負債	—	178,780
その他の無形固定資産	18,533	28,163	再評価に係る繰延税金負債	88,539	94,555
代理店貸	1,577	1,828	支払承諾	24,315	22,958
再保険貸	1,368	1,400	負債の部合計	28,049,107	30,369,979
その他資産	512,163	313,838	(純資産の部)		
繰延税金資産	147,144	1,718	基金	110,000	210,000
支払承諾見返	24,315	22,958	基金償却積立金	410,000	410,000
貸倒引当金	△10,686	△9,529	再評価積立金	452	452
			連結剰余金	255,484	344,913
			基金等合計	775,936	965,365
			その他有価証券評価差額金	827,866	1,641,055
			繰延ヘッジ損益	△1,524	3,815
			土地再評価差額金	95,096	107,619
			為替換算調整勘定	△22,393	△10,707
			その他の包括利益累計額合計	899,044	1,741,784
			少数株主持分	3,674	3,495
			純資産の部合計	1,678,655	2,710,645
資産の部合計	29,727,763	33,080,624	負債及び純資産の部合計	29,727,763	33,080,624

(4) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書  
(連結損益計算書)

(単位:百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
	(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)	(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)
	金 額	金 額
経 常 収 益	6,116,284	4,728,735
保 険 料 等 収 入	5,208,238	3,879,898
資 産 運 用 収 益	608,505	884,501
利 息 及 び 配 当 金 等 収 入	580,911	823,353
金 銭 の 信 託 運 用 益	0	0
有 価 証 券 売 却 益	15,812	151,487
有 価 証 券 償 還 益	21	5,358
金 融 派 生 商 品 収 益	72,353	—
為 替 差 益	—	748
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	5,304	489
そ の 他 運 用 収 益	3,373	134
特 別 勘 定 資 産 運 用 益	21,928	82,950
そ の 他 経 常 収 益	213,543	184,387
経 常 費 用	5,742,212	4,328,351
保 険 金 等 文 払 金	2,288,348	2,300,804
保 険 金	707,509	806,188
年 給 金	481,200	529,345
給 付 金	487,911	474,840
解 約 返 戻 金	448,417	408,472
そ の 他 戻 金 等	183,307	81,859
責 任 準 備 金 等 繰 入 額	2,702,221	1,343,254
責 任 準 備 金 繰 入 額	2,701,875	1,342,731
社 員 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	548	522
資 産 運 用 費 用	111,985	108,448
文 払 利 息	3,282	2,939
売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	0	—
有 価 証 券 売 却 損	88,945	18,204
有 価 証 券 評 価 損	18,428	28,411
有 価 証 券 償 還 損	2,072	8,128
金 融 派 生 商 品 費 用	—	34,281
為 替 差 損	447	—
貸 倒 不 動 産 等 減 価 償 却 費	10,283	10,077
そ の 他 運 用 費 用	10,523	10,428
事 業 費	411,877	384,907
そ の 他 経 常 費 用	228,002	211,138
経 常 利 益	374,071	400,384
特 別 利 益	955	9,874
固 定 資 産 等 処 分 益	950	9,783
偶 発 損 失 引 当 金 戻 入 額	—	90
そ の 他 特 別 利 益	5	—
特 別 損 失	47,267	123,305
固 定 資 産 等 処 分 損	11,481	5,886
減 損 損 失	25,435	3,539
偶 発 損 失 引 当 金 繰 入 額	1	—
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	8,850	112,944
不 動 産 庄 権 損	474	88
社 会 厚 生 事 業 増 進 助 成 金	553	552
そ の 他 特 別 損 失	891	188
税 金 等 調 整 前 当 期 純 剰 余	327,760	286,952
法 人 税 及 び 住 民 税 等	38,653	85,716
法 人 税 等 調 整 額	117,653	△35,531
法 人 税 等 合 計	156,307	50,185
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 剰 余	171,453	236,767
少 数 株 主 利 益 (△は少 数 株 主 損 失)	△1,288	57
当 期 純 剰 余	172,741	236,709

(連結包括利益計算書)

(単位:百万円)

科 目	平成23年度 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)		平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	
	金	額	金	額
少数株主損益調整前当期純剰余		171,453		236,767
その他の包括利益		325,685		830,243
その他有価証券評価差額金		290,190		812,217
繰延ヘッジ損益		3,889		5,340
土地再評価差額金		24,138		25
為替換算調整勘定		△1,331		3,259
持分法適用会社に対する持分相当額		-		9,400
包 括 利 益		497,138		1,067,010
親会社に係る包括利益		498,427		1,088,851
少数株主に係る包括利益		△1,288		58

## (5) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	平成23年度	平成24年度
	(平成23年4月1日から平成23年3月31日まで)	(平成24年4月1日から平成24年3月31日まで)
	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益(△は損失)	327,780	288,352
貸貸用不動産等減価償却費	10,283	10,077
減価償却費	22,084	22,152
減損損失	25,435	2,539
支払債金の増減額(△は減少)	△29,347	△3,829
責任準備金の増減額(△は減少)	2,701,880	1,342,731
社員配当準備金積立利息繰入額	548	522
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△6,080	△1,138
退職給付引当金の増減額(△は減少)	24	14
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△105	△151
償却損失引当金の増減額(△は減少)	△478	△552
価格変動準備金の増減額(△は減少)	8,850	112,944
利息及び配当金等収入	△580,811	△823,353
有価証券関係損益(△は益)	28,574	△417,378
支払利息	2,282	2,939
為替差損益(△は益)	142	△40
有形固定資産関係損益(△は益)	10,588	△3,230
持分法による投資損益(△は益)	88	△285
代理店賃の増減額(△は増加)	158	△50
専保原賃の増減額(△は増加)	△128	△31
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	△20,873	△7,586
代理店借の増減額(△は減少)	△8	5
専保原借の増減額(△は減少)	△280	202
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	7,083	111,277
その他	1,284	818
小 計	2,493,926	836,464
利息及び配当金等の受取額	584,690	847,787
利息の支払額	△3,238	△2,942
社員配当金の支払額	△140,717	△148,773
法人税等の支払額	△25,589	△49,234
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,909,016	1,282,291
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額(△は増加)	430	△15,280
買入金銭債権の取得による支出	△18,400	△17,500
買入金銭債権の売却・償還による収入	57,814	32,448
有価証券の取得による支出	△5,715,851	△7,031,198
有価証券の売却・償還による収入	3,094,831	5,375,340
貸付けによる支出	△1,588,250	△1,500,001
貸付金の回収による収入	1,848,478	1,288,374
債券貸借取引受入担保金等の増減額(△は減少)	△297,727	575,750
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)	△2,856,877 (52,139)	△1,321,543 (△39,252)
有形固定資産の取得による支出	△22,558	△37,882
有形固定資産の売却による収入	8,018	24,945
無形固定資産の取得による支出	△10,888	△18,088
その他	△1,801	△1,443
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,884,116	△1,354,092
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	425	-
借入金の返済による支出	△273	△11
基金の募集による収入	50,000	100,000
基金利息の支払額	△774	△1,216
その他	△237	△237
財務活動によるキャッシュ・フロー	49,040	98,434
現金及び現金同等物に係る換算差額	△572	1,503
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	73,368	28,135
現金及び現金同等物期首残高	499,878	573,247
現金及び現金同等物期末残高	573,247	601,382

## (6) 連結基金等変動計算書

科 目	(単位：百万円)	
	平成23年度 (平成23年4月1日付 平成23年3月31日まで)	平成24年度 (平成24年4月1日付 平成24年3月31日まで)
	金 額	金 額
基金等		
基金		
当期首残高	65,000	110,000
当期変動額		
基金の募集	50,000	100,000
当期変動額合計	50,000	100,000
当期末残高	115,000	210,000
基金償却積立金		
当期首残高	410,000	410,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	410,000	410,000
再評価積立金		
当期首残高	452	452
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	452	452
連結剰余金		
当期首残高	200,018	255,404
当期変動額		
社員配当準備金の積立	△ 118,385	△ 133,488
基金利息の支払	△ 774	△ 1,318
当期純剰余	172,741	236,708
土地再評価差額金の取崩	1,864	△ 12,497
当期変動額合計	55,485	39,423
当期末残高	255,404	344,913
基金等合計		
当期首残高	670,471	775,936
当期変動額		
基金の募集	50,000	100,000
社員配当準備金の積立	△ 118,385	△ 133,488
基金利息の支払	△ 774	△ 1,318
当期純剰余	172,741	236,708
土地再評価差額金の取崩	1,864	△ 12,497
当期変動額合計	105,485	189,423
当期末残高	775,936	965,361

科 目	(単位：百万円)	
	平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	平成24年度 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)
	金 額	金 額
その他の包括利益累計額		
その他の有価証券評価差額金		
当期首残高	523,675	527,888
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	299,190	513,159
当期変動額合計	299,190	513,159
当期末残高	822,865	1,041,047
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△ 5,213	△ 1,524
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	3,639	5,340
当期変動額合計	3,639	5,340
当期末残高	△ 1,574	3,816
土地再評価差額金		
当期首残高	71,823	95,098
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	22,272	12,523
当期変動額合計	22,272	12,523
当期末残高	94,095	107,621
為替換算調整勘定		
当期首残高	△ 21,061	△ 22,393
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,331	11,885
当期変動額合計	△ 1,331	11,885
当期末残高	△ 22,392	△ 10,508
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	575,223	599,044
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	323,221	542,736
当期変動額合計	323,221	542,736
当期末残高	898,444	1,141,780
少数株主持分		
当期首残高	5,200	3,674
当期変動額		
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,528	△ 176
当期変動額合計	△ 1,528	△ 176
当期末残高	3,672	3,498

(単位：百万円)

科 目	平成23年度 (平成23年4月1日～ 平成24年3月31日)	平成24年度 (平成24年4月1日～ 平成25年3月31日)
	金 額	金 額
純資産合計		
当期末残高	1,878,855	1,878,855
当期変動額		
基金の募集	50,000	100,000
社員配当準備金の積立	△ 118,385	△ 133,466
基金利息の支払	△ 774	△ 1,316
当期純剰余	172,741	236,708
土地再評価差額金の取崩	1,884	△ 12,497
基金等以外の項目の当期変動額（純額）	322,295	842,500
当期変動額合計	487,781	1,031,988
当期末残高	1,878,855	2,710,843



## 注記事項

(連結財務諸表の作成方針)

平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	
1.	<p>連結の範囲に関する事項</p> <p>連結される子会社および子法人等数 5社</p> <p>連結される子会社および子法人等は、明治安田損害保険株式会社、明治安田アセットマネジメント株式会社、明治安田システム・テクノロジー株式会社、Pacific Guardian Life Insurance Company, Limited, Meiji Yasuda Realty USA Incorporatedであります。</p> <p>主要な非連結の子会社および子法人等は、明治安田ライフプランセンター株式会社であります。</p> <p>非連結の子会社および子法人等は、総資産、売上高、当期損益および（利益）剰余金の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。</p>
2.	<p>持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結の子会社および子法人等数 0社</p> <p>(2) 持分法適用の関連法人等数 11社</p> <p>主要な持分法適用の関連法人等は Founder Meiji Yasuda Life Insurance Co., Ltd., PT Avrist Assurance, TU Europa S.A., TUIR Warta S.A.であります。</p> <p>PT Avrist Assuranceは株式を追加取得したことにより、また、TU Europa S.A.および TUIR Warta S.A.は新たに株式を取得したことにより、当連結会計年度より持分法適用会社としております。</p> <p>なお、PT Avrist Assuranceの子会社2社、TU Europa S.A.の子会社4社および TUIR Warta S.A.の子会社1社についても、当連結会計年度より持分法適用会社としております。</p> <p>(3) 持分法を適用していない非連結の子会社および子法人等（明治安田ライフプランセンター株式会社ほか）ならびに関連法人等については、それぞれ連結損益および連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。</p>
3.	<p>連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項</p> <p>連結される子会社および子法人等のうち、在外子会社の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>
4.	<p>のれんの償却に関する事項</p> <p>のれんおよびのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生連結会計年度に全額償却しております。</p>

## 注記事項

(連結貸借対照表関係)

平成24年度(平成25年3月31日現在)

1. 親会社の保有する有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。  
有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものを含む)の評価は、売買目的有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものならびに同条第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については3月中の市場価格等の平均、それ以外については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 親会社は、国内外の会計・規制動向や最近の運用環境等を踏まえ、当連結会計年度より、個人年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日 日本公認会計士協会)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
3. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
4. 親会社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、評価差額については、評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成12年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定  
なお、平成16年1月1日付の合併により安田生命保険相互会社から承継した土地再評価差額金に係る再評価の年月日および方法は次のとおりであります。  
再評価を行った年月日 平成13年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」に奥行補正等の合理的な調整を行って算定したほか、第5号に定める「鑑定評価」に基づいて算出
5. 親会社の保有する有形固定資産の減価償却の方法は、定率法(ただし、建物については定額法)によっております。
6. 外貨建資産・負債(子会社株式及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社株式及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
7. 親会社の貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権お

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

よび実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は140百万円であります。

8. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。

9. 親会社の役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度末において発生したと認められる額を計上しております。

なお、親会社は平成19年度の報酬委員会において、平成20年6月30日をもって退職慰労金制度を廃止することを決議し、制度廃止日以降在任役員に係る繰入を実施しておりません。

10. 偶発損失引当金は、保険業法施行規則第24条の4の規定に基づく引当金であり、主に、債権流動化に関し将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

11. 親会社および国内保険連結子会社の価格変動準備金は、保険業法第115条の規定により算出した額を計上しております。

12. 親会社ならびに国内の連結される子会社および子法人等は、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

13. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金および借入金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジを行っております。

なお、平成21年度より保険契約に係る金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップ取引を利用しており、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年9月3日 日本公認会計士協会)に基づき繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ対象とヘッジ手段双方の理論価格の算定に影響を与える金利の状況を検証することにより行っております。

14. 親会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しています。

(1)標準責任準備金の対象契約については、内閣総理大臣が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(2)標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、責任準備金には、保険業法施行規則第69条第5項の規定に基づき、平成8年4月1日以前に契約締結した個人年金保険契約について、予定利率2.75%を用いて保険料積立金を計算したことにより生じた差額を追加して積み立てることとしたもの(平成19年度から3年間にわたる積立てを完了。なお、年金開始する契約の年金開始後部分は、平成22年度以降も年金開始の都度積立て)が含まれております。

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

15. 親会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
16. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
17. 平成23年度の税制改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更が経常利益および税金等調整前純剰余に与える影響は軽微であります。
18. 当連結会計年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は以下のとおりであります。

「退職給付に関する会計基準」(平成24年5月17日 企業会計基準委員会)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(平成24年5月17日 企業会計基準委員会)が公表され、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務および勤務費用の計算方法ならびに開示の拡充を中心に改正されており、当社では、平成25年度末から適用予定であります。ただし、退職給付債務および勤務費用の計算方法等の改正については、平成26年度から適用予定であります。なお、当会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

19. 当連結会計年度における金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

## (1)金融商品の状況に関する事項

親会社の保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、経済価値で評価した資産と負債の差額であるサープラスを健全性指標の一つとして捉え、サープラスの変動性(リスク)に着目するサープラス・マネジメント型ALMによっております。

親会社は、この方針に基づき、具体的な金融資産として、主に有価証券および貸付金に投資しております。有価証券は、主として債券、株式、投資信託および組合出資金等で保有しており、貸付金は、主に国内の取引先に対する貸付であります。

また、デリバティブについては、運用資産または保険負債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しております。ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に従い、主に、貸付金に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジおよび通貨スワップによる繰延ヘッジ、金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジを行っております。

なお、有価証券は市場リスク(金利の変動リスク、為替の変動リスクおよび価格変動リスク等)および信用リスク、貸付金は信用リスクおよび金利の変動リスク、デリバティブ取引は市場リスクおよび信用リスクに晒されております。

借入金には、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されております。

親会社では、金利の変動リスクの管理に関しては、サープラス・マネジメントの観点から、超長期債購入による持続的・安定的な資産デュレーションの長期化および金利スワップによる保険負債の金利リスクヘッジ等により、負債も含めた経済価値ベースの変動リスクを管理しております。為替の変動リスクの管理に関しては、リスク水準の適切なコントロールのため必要に応じ為替予約等を利用し、為替リスクのヘッジを行っております。価格変動リスクを含めた市場リスクの管理に関しては、有価証券やデリバティブ取引について残高および損益状況を一元的に管理しているほか、適宜、限度枠を設定することで損失を一定範囲に収める仕組みを導入しております。

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

さらに、親会社では、VaR手法による最大予想損失額の測定に加えて、通常の子測を超えた急激な市場変動が発生する事態も想定して、ストレステストを定期的に行っております。また、これらの損益状況やルールの遵守状況は、資産運用リスク管理部署が監視し、資産運用リスク管理分科委員会に定期的に(緊急時は遅滞なく)報告を行いますか、重要なものは取締役会等に報告しております。

信用リスクの管理にあたっては、個別取引ごとに、リスクを慎重に見極め、安全性が高いと判断される対象に限定して運用を行っております。なお、信用リスク判断が特に重要な企業向け貸付については、審査管理部署において、厳正な審査体制の確保、信用供与先に対するモニタリング、企業審査手法を活用した社内信用格付制度を実施するとともに、重要度の高い案件については、資産運用会議(経営会議)等で慎重に検討のうえ決裁する体制となっております。また、リスクが特定企業・グループ等に集中することのないよう信用度に応じた与信枠を設定し、管理を行う等運用先の分散を図っております。

デリバティブ取引に関しては、利用方針等を規定化するとともに、取引種類別の残高制限および取引先ごとの与信枠を設定するなどしてリスクを抑制するとともに、取引を執行する部署と事務管理部署を分離し、内部牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行っております。

親会社ならびに子会社および子法人等では、金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## (2)金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における主な金融資産および金融負債に係る連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	253,299	253,299	-
その他有価証券(譲渡性預金)	22,999	22,999	-
買入金銭債権	240,513	255,908	15,394
満期保有目的の債券	208,727	224,121	15,394
その他有価証券	31,786	31,786	-
有価証券	24,728,733	25,425,103	696,369
売買目的有価証券	730,472	730,472	-
満期保有目的の債券	5,863,785	6,410,758	546,970
責任準備金対応債券	2,415,504	2,584,903	149,399
その他有価証券	15,718,970	15,718,970	-
貸付金	5,213,985	5,411,353	197,367
保険約款貸付	320,048	320,048	-
一般貸付	4,893,916	5,091,304	197,387
貸倒引当金(*1)	△7,153	-	-
	5,206,811	5,411,353	204,541
債券貸借取引受入担保金	946,281	946,281	-
借入金	100,206	100,206	-
金融派生商品(*2)	(93,355)	(93,355)	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	2,150	2,150	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(95,505)	(95,505)	-

(\*1)貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、

平成24年度(平成25年3月31日現在)

( )で示しております。

## (注1)金融商品の時価の算定方法

## ・資産

## ① 現金及び預貯金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しております。

## ② 買入金銭債権

買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)に基づく有価証券として取り扱うものについては、③有価証券と同様に評価しており、主に、取引相手先から入手した、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引く方法により算定された価額を時価としております。

なお、一部の劣後信託受益権については、将来キャッシュ・フローの算定が難しいなど時価を把握することが極めて困難と認められるため時価開示の対象とはしておらず、買入金銭債権に含めておりません。当該信託受益権の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、24,739百万円であります。

## ③ 有価証券

その他有価証券のうち市場価格のある国内株式については、3月中の市場価格の平均等によっております。上記以外の有価証券については3月末日の市場価格等によっております。

なお、市場価格がない非上場株式等については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておらず、有価証券に含めておりません。当該非上場株式等の当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、883,236百万円であります。また、当連結会計年度において、非上場株式等について514百万円減損処理を行っております。

## ④ 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値に割引いた価格によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

## ・負債

## ① 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期であることから、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

## ② 借入金

借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、親会社の信用状態は借入後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## ・金融派生商品

① 株価指数先物、債券先物等の取引所取引の時価については、3月末日の終値または清算価格等によっております。

② 外国為替予約等の店頭取引の時価については、3月末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価によっております。

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

③ 金利スワップ取引の時価については、将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いた理論価格または取引相手先から入手した3月末日の時価等によっております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

(注2)保有目的ごとの有価証券に関する注記事項

- ① 売買目的有価証券において、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は74,870百万円であります。
- ② 満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	5,080,291	5,585,184	494,893
	②社債	827,597	878,462	48,864
	③その他	328,749	347,608	18,859
	合計	6,048,638	6,809,255	582,617
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	3,028	3,005	△21
	②社債	2,001	1,988	△13
	③その他	20,846	20,828	△17
	合計	25,874	25,822	△52

(\*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるものを含めております。

- ③ 責任準備金対応債券の目標デュレーション達成のための当連結会計年度中の売却額は37,591百万円であり、売却益の合計額は1,235百万円、売却損はありません。また、責任準備金対応債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	①国債・地方債等	2,404,308	2,552,881	148,353
	②社債	11,198	12,241	1,045
	③その他	-	-	-
	合計	2,415,504	2,564,903	148,399
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	①国債・地方債等	-	-	-
	②社債	-	-	-
	③その他	-	-	-
	合計	-	-	-

- ④ その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は2,709,975百万円であり、売却益の合計額は150,232百万円、売却損の合計額は16,204百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。



平成24年度(平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

	種類	取得原価 または 償却原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上 額が取得原価または 償却原価を超えるも の	(1)株式	1,453,834	2,817,297	1,183,883
	(2)債券	7,486,814	8,241,418	754,801
	①国債・地方債等	6,580,704	7,288,113	897,408
	②社債	896,110	953,303	57,193
	(3)その他	3,084,422	3,574,721	510,298
	合計	12,004,871	14,433,435	2,428,564
連結貸借対照表計上 額が取得原価または 償却原価を超えない もの	(1)株式	207,788	177,505	△30,280
	(2)債券	233,977	231,158	△2,818
	①国債・地方債等	199,442	199,432	△10
	②社債	34,535	31,728	△2,808
	(3)その他	958,539	931,658	△26,883
	合計	1,400,303	1,340,320	△59,982

(\*)本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱ったことが適当と認められるものを含めております。

⑤ 上記の表中にある「取得原価または償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式等について27,897百万円減損処理を行っております。

(注3)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預貯金	252,723	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	2,003	-	-	-	238,510
貸付金(*)	489,471	1,012,449	909,754	844,744	692,256	1,142,905
有価証券						
満期保有目的 の債券	397,204	906,939	203,948	328,168	551,411	2,485,456
責任準備金付 応債券	-	-	-	-	109,825	2,305,879
その他有価証 券のうち満期 があるもの	281,178	390,405	692,282	1,088,919	2,144,228	8,184,171
合計	1,390,575	2,311,798	1,804,885	2,081,830	3,498,521	15,358,323

(\*)貸付金のうち、破産更生債権等、償還予定額が見込めない307百万円は含めておりません。

(\*)貸付金のうち、保険約款貸付については、償還期限がないので含めておりません。

(注4)債券貸借取引受入担保金および借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
債券貸借取引受 入担保金	948,281	-	-	-	-	-
借入金	206	-	-	-	100,000	-
合計	948,487	-	-	-	100,000	-



## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

20. 親会社および一部の子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当連結会計年度末における当該賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は605,556百万円、時価は626,086百万円です。なお、時価の算定にあたっては、主として不動産鑑定士による鑑定評価(指標等を用いて調整を行ったものを含む)によっております。
21. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、21,958百万円です。なお、それぞれの内訳は以下のとおりです。
- 貸付金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は3,043百万円です。
- 上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額123百万円、延滞債権額16百万円です。
- なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
- 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
- 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は18,914百万円です。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
22. 有形固定資産の減価償却累計額は、405,012百万円です。
23. 保険業法第118条第1項の規定による特別勘定の資産の額は、771,030百万円です。
- なお、同勘定の負債の額も同額です。
24. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりです。
- |                    |            |
|--------------------|------------|
| 当連結会計年度期首現在高       | 296,253百万円 |
| 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 133,466百万円 |
| 当連結会計年度社員配当金支払額    | 149,773百万円 |
| 利息による増加等           | 578百万円     |
| 当連結会計年度末現在高        | 280,524百万円 |
25. 保険業法第60条の規定により基金を100,000百万円新たに募集いたしました。
26. 担保に供されている資産の額は、有価証券4,319百万円です。
27. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券(現金担保付債券貸借取引による有価証券を含む)の連結貸借対照表価額は、1,678,741百万円です。
28. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、28,141百万円です。
29. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金100,000百万円を含んでおります。
30. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当連結会計年度末における今後の負担見積額は51,417百万円です。
- なお、当該負担金は拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

## 平成24年度(平成25年3月31日現在)

31. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1)退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△371,957百万円
ロ. 年金資産	347,253百万円
うち退職給付信託	174,559百万円
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△24,703百万円
ニ. 未認識数理計算上の差異	116,245百万円
ホ. 未認識過去勤務債務	△4,434百万円
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ)	87,106百万円
ト. 前払年金費用	87,864百万円
チ. 退職給付引当金(ヘ-ト)	△757百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	0.9%
ハ. 期待運用収益率	
確定給付企業年金	
平成24年4月1日から平成24年6月30日	3.0%
平成24年7月1日から平成25年3月31日	2.0%
退職給付信託	0.0%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年
ホ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年

32. 非連結の子会社等の株式等は、64,479百万円であります。

33. 繰延税金資産の総額は、563,231百万円、繰延税金負債の総額は、731,194百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、7,098百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金356,501百万円および価格変動準備金111,743百万円であります。

繰延税金負債の発生の主なものは、その他有価証券の評価差額694,718百万円であります。

当連結会計年度における法定実効税率は33.28%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金に係る△17.45%であります。

## 注記事項

(連結損益計算書関係)

平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)				
1. 退職給付費用の総額は、16,621百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりです。				
イ、勤務費用		11,009	百万円	
ロ、利息費用		6,974	百万円	
ハ、期待運用収益		△3,796	百万円	
ニ、数理計算上の差異の費用処理額		5,297	百万円	
ホ、過去勤務債務の費用処理額		△2,868	百万円	
ヘ、その他		3	百万円	
2. 親会社の当連結会計期間における減損損失に関する事項は、次のとおりであります。				
(1)資産のグルーピング方法				
保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供していない賃貸不動産等および遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。				
(2)減損損失の認識に至った経緯				
不動産市況の悪化等により、一部の資産グループに著しい収益性の低下または時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。				
(3)減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳				
用途	件数	減損損失(百万円)		
		土地	建物	計
賃貸不動産等	5件	592	551	1,144
遊休不動産等	30件	1,012	1,283	2,295
合計	35件	1,605	1,835	3,440
(4)回収可能価額の算定方法				
回収可能価額は、賃貸不動産等については物件により使用価値または正味売却価額を、遊休不動産等については正味売却価額を適用しております。なお、使用価値については見積率離リスクを反映させた将来キャッシュ・フローを2.25%で割引いて算定しております。また、正味売却価額については不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額等から処分費用見込額を差し引いた価額、または公示価格等を基準にした評価額等をもとに算定しております。				

## 注記事項

(連結包括利益計算書関係)

平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	
1. その他の包括利益の内訳	
その他有価証券評価差額金	
当期発生額	1,280,185百万円
相替調整額	△106,082百万円
税効果調整前	1,174,102百万円
税効果額	△361,884百万円
その他有価証券評価差額金	812,217百万円
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	9,588百万円
相替調整額	△2,141百万円
税効果調整前	7,446百万円
税効果額	△2,106百万円
繰延ヘッジ損益	5,340百万円
土地再評価差額金	
当期発生額	-
相替調整額	-
税効果調整前	-
税効果額	25百万円
土地再評価差額金	25百万円
為替換算調整勘定	
当期発生額	3,259百万円
相替調整額	-
税効果調整前	3,259百万円
税効果額	-
為替換算調整勘定	3,259百万円
持分法適用会社に対する持分相当額	
当期発生額	9,400百万円
相替調整額	-
持分法適用会社に対する持分相当額	9,400百万円
その他の包括利益合計	830,243百万円

## 注記事項

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	
1. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資からなります。	
2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表上に記載されている科目の金額との関係は次のとおりであります。	
現金及び預貯金	232,121百万円
コールローン	369,000百万円
<u>有価証券</u>	<u>261百万円</u>
現金及び現金同等物	601,382百万円

## (7) リスク管理債権の状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
破綻先債権額	84	1
延滞債権額	3,757	3,043
3ヵ月以上延滞債権額	-	-
貸付条件緩和債権額	20,300	18,914
合 計	24,141	21,958
(貸付残高に対する比率)	(0.48)	(0.42)

- (注) 1. 破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等について、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる金額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。その金額は、平成23年度末が破綻先債権額91百万円、延滞債権額20百万円、平成24年度末が破綻先債権額123百万円、延滞債権額16百万円です。
2. 破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申立てがあった債務者に対する貸付金です。
3. 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸付金です。
4. 3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
5. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なったもので、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

## (8) 保険会社およびその子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況

(連結ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円)

項目	平成23年度末	平成24年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	3,658,595	4,985,493
資本金又は基金等	645,433	813,985
価格変動準備金	251,328	364,297
危険準備金	491,151	525,595
異常危険準備金	7,229	7,682
一般貸倒引当金	6,374	5,904
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	1,074,407	2,131,118
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	227,166	224,493
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	819,420	821,485
負債性資本調達手段等	100,000	100,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△14,756	△70,774
その他	50,839	61,706
リスクの合計額	940,659	1,035,815
$\sqrt{(R_1^2 + R_5^2 + R_6 + R_9)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4 + R_8$ (B)		
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	125,047	123,329
一般保険リスク相当額 R <sub>5</sub>	1,621	1,650
巨大災害リスク相当額 R <sub>6</sub>	469	442
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	50,175	51,409
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R <sub>9</sub>	—	—
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	166,120	161,756
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	6,785	7,240
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	728,834	827,702
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	21,581	23,470
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	777.8%	962.6%

(注) 1. 上記は、保険業法施行規則第86条の2および第88条ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しています。

2. 「最低保証リスク相当額」は、平成23年金融庁告示第23号第4条第5項に規定する標準的方式に基づいて算出しています。

## (9) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

明治安田損害保険株式会社

（単位：百万円）

項 目	平成23年度末	平成24年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	64,885	66,534
資本金又は基金等	56,072	56,644
価格変動準備金	75	86
危険準備金	34	53
異常危険準備金	7,229	7,682
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	688	1,100
土地含み損益	532	515
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	252	451
リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2} + R5+R6$ (B)	2,712	2,624
一般保険リスク (R1)	1,621	1,650
第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
予定利率リスク (R3)	14	11
資産運用リスク (R4)	1,430	1,309
経営管理リスク (R5)	70	68
巨大災害リスク (R6)	469	442
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	4,783.3%	5,070.5%

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

## (10) セグメント情報

当社および連結子会社は、生命保険事業以外に損害保険事業等を営んでいますが、当該事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、セグメント情報の記載を省略しています。



## Ⅱ. 平成24年度決算関係参考資料

I. 一般勘定	
1. 有価証券関係	
(1)有価証券明細表	・・・・ 1頁
(2)地域別地方債保有明細表	・・・・ 1頁
(3)有価証券残存期間別残高	・・・・ 2頁
(4)業種別株式保有明細表	・・・・ 3頁
2. 貸付金関係	
(1)貸付金明細表	・・・・ 4頁
(2)国内企業向け貸付金企業規模別内訳	・・・・ 4頁
(3)貸付金業種別内訳	・・・・ 5頁
(4)貸付金残存期間別残高	・・・・ 6頁
(5)貸付金地域別内訳	・・・・ 6頁
(6)貸付金担保別内訳	・・・・ 6頁
3. 海外投融資関係	
(1)資産別明細表	・・・・ 7頁
(2)外貨建資産の通貨別構成	・・・・ 7頁
(3)海外投融資の地域別構成	・・・・ 8頁
4. デリバティブ取引	
(1)定性的情報	・・・・ 9頁
(2)定量的情報	・・・・ 11頁
5. 一般勘定資産全体の含み損益の状況	
・・・・	15頁
Ⅱ. 個人変額保険・変額個人年金保険特別勘定	
1. 個人変額保険	
(1)売買目的有価証券の評価損益	・・・・ 16頁
(2)デリバティブ取引の定量的情報	・・・・ 16頁
2. 変額個人年金保険	
(1)売買目的有価証券の評価損益	・・・・ 18頁
(2)デリバティブ取引の定量的情報	・・・・ 18頁
Ⅲ. 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率	
・・・・	19頁
Ⅳ. その他（会社計）	
1. 資産構成	・・・・ 20頁
2. 資産運用収支	・・・・ 20頁
3. 有価証券の時価情報	・・・・ 21頁
4. デリバティブ取引の定量的情報	・・・・ 23頁

明治安田生命保険相互会社

## 1. 一般勘定

## 1. 有価証券関係

## (1) 有価証券明細表

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占率	金 額	占率
国 債	12,574,477	58.3	13,885,961	55.8
地 方 債	1,080,921	5.0	1,033,765	4.2
社 債	1,512,962	7.0	1,622,020	6.5
うち公社・公団債	495,427	2.3	504,903	2.0
株 式	2,654,094	12.3	3,042,060	12.2
外 国 証 券	3,665,176	17.0	5,204,990	20.9
公 社 債	2,607,577	12.1	3,988,313	16.0
株 式 等	1,057,598	4.9	1,216,677	4.9
そ の 他 の 証 券	70,806	0.3	113,418	0.5
合 計	21,558,439	100.0	24,902,217	100.0

## (2) 地域別地方債保有明細表

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
北 海 道	71,101	57,616
東 北	8,813	8,536
關 東	290,282	278,484
中 部	106,076	106,059
近 畿	377,247	357,396
中 国	44,745	44,513
四 国	—	—
九 州	67,307	65,856
そ の 他	115,348	115,302
合 計	1,080,921	1,033,765

(注)「その他」は、共同発行市場公募地方債です。

## (3) 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
有 価 証 券	682,191	1,240,386	772,133	1,196,598	1,988,961	15,678,168	21,568,439
国 債	491,826	674,983	354,513	424,019	1,020,137	9,608,995	12,574,477
地 方 債	54,493	272,570	153,351	280,272	73,152	247,081	1,080,921
社 債	94,284	169,175	135,729	214,453	130,110	769,208	1,512,962
株 式						2,654,094	2,654,094
外 国 証 券	41,277	122,385	125,397	271,979	763,468	2,340,668	3,665,176
公 社 債	40,825	120,696	124,452	271,979	763,468	1,286,156	2,607,577
株 式 等	452	1,689	944	—	—	1,054,512	1,057,598
その他の証券	308	1,271	3,141	5,873	2,091	58,119	70,806
買入金銭債権	—	—	2,006	—	—	267,094	269,101
譲渡性預金	21,999	—	—	—	—	—	21,999
その他	—	—	—	—	—	—	—
合 計	704,191	1,240,386	774,140	1,196,598	1,988,961	15,945,262	21,849,540

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
有 価 証 券	636,696	1,280,791	882,660	1,406,522	2,785,679	17,909,867	24,902,217
国 債	456,050	693,308	275,271	442,194	1,811,118	10,208,017	13,885,961
地 方 債	100,468	240,637	191,733	237,061	9,208	254,460	1,083,765
社 債	34,374	192,684	173,280	164,647	127,725	929,307	1,622,020
株 式						3,042,060	3,042,060
外 国 証 券	45,567	151,490	237,476	562,330	834,951	3,373,174	5,204,990
公 社 債	43,616	151,490	236,476	562,330	834,951	2,159,447	3,988,313
株 式 等	1,950	—	999	—	—	1,213,727	1,216,677
その他の証券	236	2,470	4,897	287	2,680	102,846	113,418
買入金銭債権	—	2,003	—	—	—	263,249	265,252
譲渡性預金	22,999	—	—	—	—	—	22,999
その他	—	—	—	—	—	—	—
合 計	659,696	1,282,794	882,660	1,406,522	2,785,679	18,173,117	25,190,470

(注) 1. 10年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

2. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。

(4)業種別株式保有明細表

(単位:百万円,%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末		
	金額	占率	金額	占率	
水産・農林業	649	0.0	787	0.0	
鉱業	155	0.0	—	—	
建設業	36,635	1.4	44,680	1.5	
製 造 業	食料品	88,237	3.3	120,585	4.0
	繊維製品	16,330	0.6	18,639	0.6
	パルプ・紙	3,621	0.1	3,586	0.1
	化学	183,798	6.9	211,484	7.0
	医薬品	41,411	1.6	48,257	1.6
	石油・石炭製品	6,043	0.2	6,381	0.2
	ゴム製品	4,525	0.2	4,944	0.2
	ガラス・土石製品	92,557	3.5	96,380	3.2
	鉄鋼	63,112	2.4	63,885	2.1
	非鉄金属	12,505	0.5	11,782	0.4
	金属製品	16,673	0.6	16,429	0.5
	機械	142,179	5.4	186,194	6.1
	電気機器	268,797	10.1	271,510	8.9
	輸送用機器	333,035	12.5	404,984	13.3
	精密機器	95,966	3.6	92,950	3.1
その他製品	19,900	0.7	23,989	0.8	
電気・ガス業	144,216	5.4	116,834	3.8	
運輸・情報通信業	陸運業	101,234	3.8	136,110	4.5
	海運業	14,401	0.5	8,813	0.3
	空運業	1,325	0.0	1,214	0.0
	倉庫・運輸関連業	16,784	0.6	26,445	0.9
	情報・通信業	19,084	0.7	20,509	0.7
商業	卸売業	201,866	7.6	200,297	6.6
	小売業	23,471	0.9	27,443	0.9
金融・保険業	銀行業	415,230	15.6	479,660	15.8
	証券・商品先物取引業	14,300	0.5	17,163	0.6
	保険業	133,254	5.0	132,910	4.4
	その他金融業	27,216	1.0	45,537	1.5
不動産業	97,069	3.7	177,584	5.8	
サービス業	18,499	0.7	24,080	0.8	
合 計	2,654,094	100.0	3,042,060	100.0	

(注)業種の分類は、証券コード協議会の業種別分類項目によります。

## 2. 貸付金関係

## (1) 貸付金明細表

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
保 険 約 款 貸 付	332,203	317,688
契 約 者 貸 付	311,195	298,333
保 険 料 振 替 貸 付	21,008	19,354
一 般 貸 付	4,635,283	4,880,457
(うち非居住者貸付)	(138,104)	(130,043)
企 業 貸 付	4,353,886	4,594,598
(うち国内企業向け)	(4,321,369)	(4,555,482)
国・国際機関・政府関係機関貸付	77,943	76,974
公 共 団 体 ・ 公 企 業 貸 付	172,714	181,217
住 宅 ロ ー ン	4,516	3,730
消 費 者 ロ ー ン	24,269	22,376
そ の 他	1,853	1,599
合 計	4,967,486	5,198,145

## (2) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円, %)

区 分		平成23年度末		平成24年度末	
			占率		占率
大 企 業	貸付先数	655	60.0	677	62.0
	金額	3,961,941	91.7	4,215,496	92.5
中 堅 企 業	貸付先数	83	7.6	77	7.1
	金額	25,404	0.6	22,546	0.5
中 小 企 業	貸付先数	353	32.4	338	31.0
	金額	334,023	7.7	317,440	7.0
国内企業向け貸付計	貸付先数	1,091	100.0	1,092	100.0
	金額	4,321,369	100.0	4,555,482	100.0

(注) 1. 業種による規模の区分は以下のとおりです。

2. 貸付先数とは、各貸付先を名寄せした結果の債務者数をいい、貸付件数ではありません。

区 分	①右の②～④を除く 企業種		②小売業、飲食業		③サービス業		④卸売業	
大企業	従業員 300名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 50名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上	従業員 100名超 かつ	資本金 10億円以上
中堅企業		資本金 3億円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 5千万円超 10億円未満		資本金 1億円超 10億円未満
中小企業	資本金3億円以下 または常用する従業員 300名以下		資本金5千万円以下 または常用する従業員 50名以下		資本金5千万円以下 または常用する従業員 100名以下		資本金1億円以下 または常用する従業員 100名以下	

## (3)貸付金業種別内訳

(単位:百万円,%)

区分	平成23年度末		平成24年度末		
	金額	占率	金額	占率	
国内	製造業	1,095,829	23.6	1,037,859	21.3
	食料	69,495	1.5	71,950	1.5
	繊維	36,576	0.8	33,231	0.7
	木材・木製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	65,281	1.4	63,126	1.3
	印刷	5,733	0.1	5,593	0.1
	化学	124,691	2.7	125,567	2.6
	石油・石炭	68,680	1.5	74,983	1.5
	窯業・土石	76,321	1.6	87,765	1.8
	鉄鋼	179,377	3.9	164,356	3.4
	非鉄金属	51,194	1.1	38,200	0.8
	金属製品	3,920	0.1	4,490	0.1
	はん用・生産用・業務用機械	61,182	1.3	60,468	1.2
	電気機械	132,807	2.9	130,782	2.7
	輸送用機械	213,051	4.6	169,949	3.5
	その他の製造業	7,514	0.2	7,394	0.2
	農業・林業	—	—	—	—
	漁業	200	0.0	100	0.0
	鉱業、採石業、砂利採取業	342	0.0	289	0.0
	建設	23,476	0.5	24,335	0.5
電気・ガス・熱供給・水道業	587,234	12.7	687,418	14.1	
情報通信業	125,949	2.7	106,346	2.2	
運輸業、郵便業	284,081	6.1	321,035	6.6	
卸売業	924,015	19.9	958,408	19.6	
小売業	35,656	0.8	31,652	0.6	
金融業、保険業	953,569	20.6	1,079,533	22.1	
不動産業	260,655	6.1	313,742	6.4	
物品賃貸業	139,447	3.0	130,272	2.7	
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	20,000	0.4	
宿泊業	3,043	0.1	2,907	0.1	
飲食業	1,137	0.0	712	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	3,462	0.1	2,300	0.0	
教育、学習支援業	1,927	0.0	1,584	0.0	
医療・福祉	—	—	300	0.0	
その他のサービス	3,829	0.1	2,814	0.1	
地方公共団体	4,435	0.1	2,694	0.1	
個人(住宅・消費・納税資金等)	28,885	0.6	26,107	0.5	
その他	—	—	—	—	
合計	4,497,178	97.0	4,750,414	97.3	
海外向け	政府等	105,567	2.3	90,827	1.9
	金融機関	27,240	0.6	33,900	0.7
	商工業等	5,277	0.1	5,215	0.1
合計	138,104	3.0	130,043	2.7	
一般貸付計	4,635,283	100.0	4,880,457	100.0	

(注) 国内向けの貸付の業種の分類は、日本銀行の貸出先別貸出金(業種別、設備資金新規貸出)の業種分類によります。

## (4)貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
変動金利	17,196	13,148	30,853	69,866	121,011	6,000	258,076
固定金利	428,808	795,681	890,303	644,386	645,889	972,136	4,377,206
一 般 貸 付 計	446,005	808,830	921,157	714,253	766,901	978,136	4,635,283

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
変動金利	6,626	21,354	31,820	116,672	58,042	7,530	242,046
固定金利	335,147	840,228	863,931	621,761	705,763	1,271,580	4,638,411
一 般 貸 付 計	341,773	861,582	895,751	738,433	763,805	1,279,110	4,880,457

(注)10年超には、期間の定めのないものを含んでいます。

## (5)貸付金地域別内訳

(単位:百万円,%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
北 海 道	45,873	1.0	50,371	1.1
東 北	86,970	2.0	81,447	1.7
関 東	3,217,072	72.0	3,419,742	72.4
中 部	438,700	9.8	468,747	9.9
近 畿	347,047	7.8	344,607	7.3
中 国	89,451	2.0	94,302	2.0
四 国	73,507	1.6	83,860	1.8
九 州	167,670	3.8	181,226	3.8
合 計	4,468,293	100.0	4,724,307	100.0

(注)1.個人ローン、非居住者貸付、保険約款貸付等は含んでいません。  
2.地域区分は貸付先の本社所在地によります。

## (6)貸付金担保別内訳

(単位:百万円,%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
担 保 貸 付	32,144	0.7	24,789	0.5
有 価 証 券 担 保 貸 付	6,207	0.1	4,554	0.1
不 動 産・動 産・財 団 担 保 貸 付	25,515	0.6	19,904	0.4
指 名 債 権 担 保 貸 付	422	0.0	330	0.0
保 証 貸 付	106,010	2.3	89,935	1.8
借 用 貸 付	4,468,242	96.4	4,739,626	97.1
そ の 他	28,885	0.6	26,107	0.5
一 般 貸 付 計	4,635,283	100.0	4,880,457	100.0
うち劣後特約付貸付	622,800	13.4	641,500	13.1

## 3. 海外投融資関係

## (1) 資産別明細表

## ア. 外貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
公 社 債	2,336,262	61.1	3,651,919	68.1
株 式 等	368,466	9.6	582,628	10.9
現 預 金・その他	18,399	0.5	24,088	0.4
小 計	2,723,128	71.3	4,258,637	79.5

## イ. 円貨額が確定した外貨建資産

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## ウ. 円貨建資産

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	138,104	3.6	130,043	2.4
公 社 債 (円 建 外 債)	271,315	7.1	336,393	6.3
そ の 他	689,131	18.0	634,048	11.8
小 計	1,098,551	28.7	1,100,485	20.5

## エ. 合計 (ア+イ+ウ)

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	3,821,680	100.0	5,359,123	100.0
うち海外不動産	24,843	0.7	24,843	0.5

## (2) 外貨建資産の通貨別構成

(単位:百万円、%)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
米 ド ル	2,401,251	88.2	3,575,819	84.0
そ の 他	321,877	11.8	682,817	16.0
合 計	2,723,128	100.0	4,258,637	100.0



## (3) 海外投融資の地域別構成

(単位:百万円,%)

区 分	平成23年度末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	2,028,949	55.4	1,984,041	76.1	44,908	4.2	16,000	11.6
ヨーロッパ	405,671	11.1	366,234	14.0	39,437	3.7	56,500	40.9
オセアニア	111,462	3.0	111,462	4.3	—	—	—	—
アジア	37,103	1.0	26,003	1.0	11,100	1.0	3,740	2.7
中南米	994,392	26.9	22,239	0.9	962,153	91.0	2,277	1.6
中 東	5,084	0.1	5,084	0.2	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	92,511	2.5	92,511	3.5	—	—	59,587	43.1
合 計	3,665,176	100.0	2,607,577	100.0	1,057,598	100.0	138,104	100.0

(単位:百万円,%)

区 分	平成24年度末							
	外国証券		公社債		株式等		非居住者貸付	
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北 米	3,095,617	59.5	3,048,987	76.4	46,630	3.8	23,000	17.7
ヨーロッパ	558,070	10.7	425,860	10.7	132,209	10.9	42,500	32.7
オセアニア	279,172	5.4	279,172	7.0	—	—	—	—
アジア	79,322	1.5	54,682	1.4	24,639	2.0	3,400	2.6
中南米	1,034,248	19.9	21,050	0.5	1,013,197	83.3	2,215	1.7
中 東	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	158,560	3.0	158,560	4.0	—	—	58,927	45.3
合 計	5,204,990	100.0	3,988,313	100.0	1,216,677	100.0	130,043	100.0

#### 4. デリバティブ取引

##### (1) 定性的情報

###### ア. 取引の内容

当社が利用対象としている主なデリバティブ取引は、以下のとおりです。

- ・ 金利関連：金利先物、金利オプション、金利スワップ、スワップション
- ・ 通貨関連：外国為替予約、通貨オプション、通貨スワップ
- ・ 株式関連：株価指数先物、株式オプション
- ・ 債券関連：債券先物、債券オプション

なお、店頭取引において、リスクが過大となるような複雑な仕組みの取引はありません。

###### イ. 取組方針

当社では、デリバティブ取引を、運用資産または保険負債のリスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、原則として、ヘッジ目的に利用を限定しています。

###### ウ. 利用目的

当社が利用しているデリバティブ取引の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ 「金利関連取引」は、当社の貸付金および借入金等の変動金利を固定化する目的または保険負債の金利リスクをヘッジする目的で利用しています。
- ・ 「通貨関連取引」は、外貨建資産の購入・売却時の為替レートを事前に確定する目的、および為替変動による損失を一定範囲内に限定する等、為替リスクを回避する目的で利用しています。
- ・ 「株式関連取引」は、近い将来に購入・売却を予定している株式を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的、および株式ポートフォリオの価格変動リスクを回避する目的で利用しています。
- ・ 「債券関連取引」は、近い将来に購入・売却を予定している債券を対象に実際の取引時点までの価格変動リスクを回避する目的で利用しています。

上記取引のうち、「金利関連取引」の一部については、金利スワップの特例処理や繰延ヘッジを適用しています。また、為替リスクを回避する目的の「通貨関連取引」の一部については、時価ヘッジや繰延ヘッジを適用しています。

###### エ. リスクの内容

当社が利用しているデリバティブ取引は、原則として、運用資産または保険負債のリスクのヘッジを目的としているため、デリバティブ取引のもつ市場リスクは減殺され、限定的なものになっています。

また、取引形態は、取引所を通じた取引、あるいは、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別した店頭取引であり、取引相手が倒産等により契約不履行に陥り、損失を被るリスクは限定的です。

## オ. リスク管理体制

当社では、デリバティブ取引の取扱いについて利用方針等を規定するとともに、取引種類および取引先ごとの残高与信枠を設定しているほか、取引先ごとに再構築コストをベースとした信用リスク相当額を算出（カレント・エクスポージャー方式）し、その上限枠を設定するなどしてリスクを抑制しています。また、取引先の選定にあたっては、格付等を勘案し信用度が高いと判断される取引先を選別しています。

全体のポジション状況については、資産運用リスク管理分科委員会等において、ヘッジ対象となる運用資産とトータルで残高・損益を把握する等、包括的な管理を行なっています。また、取引を執行する部署（フロントオフィス）と事務管理部署（バックオフィス）を分離し、フロント・バック間で相互牽制が働く組織体制をとり、適切なリスク管理を行なっています。

## カ. 定量的情報に関する補足説明

## ① 時価算定に関する補足説明

## 【金利スワップ取引】

将来キャッシュ・フローの差額を現在価値に割り引いた理論価格または取引相手先から入手した期末日の時価等

## 【外国為替予約等の店頭取引の場合】

期末日のTTM、WMロイターレート、割引レート等を基準とした理論価格、または取引相手先から入手した期末日の時価

## 【株価指数先物、債券先物等の取引所取引の場合】

期末日の終値または清算価格等

## ② 差損益に関する補足説明

当社では、デリバティブ取引を、原則として、運用資産または保険負債のリスクをヘッジする手段として利用しており、いわゆるトレーディング目的の取引はありません。

例えば、運用資産に関する金利スワップ取引は、主に変動金利を固定化する目的で利用しています。また、保険負債に関する金利スワップ取引は、ALM運用の一環として、金利変動による保険負債の変動の影響をコントロールする目的で利用しています。

このように、取引単位で損益をとらえるのではなく、ヘッジ対象となる運用資産または保険負債と合わせて管理を行なっています。

## (2) 定量的情報

## ア. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	8,226	△14,912	—	—	—	△6,685
ヘッジ会計非適用分	△17	0	—	—	—	△16
合 計	8,209	△14,911	—	—	—	△6,702

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	14,595	△107,777	—	—	—	△93,182
ヘッジ会計非適用分	2,111	1	—	—	—	2,113
合 計	16,706	△107,776	—	—	—	△91,069

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(平成23年度末:通貨関連△14,912百万円、平成24年度末:通貨関連△107,936百万円)およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

## イ. ヘッジ会計が適用されていないもの

## ○金利関連

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末				平成24年度末			
	契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
		うち1年超				うち1年超		
店 金利スワップ								
頭 固定金利受取/変動金利支払	51,800	51,800	△17	△17	49,100	49,100	2,111	2,111
合 計				△17				2,111

(注) 金利スワップの差損益は、時価を記載しています。

## 【ご参考】 金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区 分		平成23年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想 定 元 本	—	—	—	—	—	51,800	51,800
	変動金利支払	—	—	—	—	—	1,82	1,82
スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	0.34	0.34

(単位:百万円、%)

区 分		平成24年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想 定 元 本	—	—	—	—	—	49,100	49,100
	変動金利支払	—	—	—	—	—	1,82	1,82
スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	0.28	0.28

○通貨関連 (単位:百万円)

区 分	平成23年度末				平成24年度末			
	契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超		
店 為替予約								
頭 売建	231	—	0	0	266	—	1	1
売ドル	231	—	0	0	266	—	1	1
合 計				0				1

(注) 為替予約の差損益は、時価を記載しています。

○株式関連

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

○債券関連

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## ウ. ヘッジ会計が適用されているもの

○金利関連 (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成23年度末		
			契約額等		時価
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	90,500	90,500	5,576
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	64,616	51,316	2,649
合 計					8,226

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成24年度末		
			契約額等		時価
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	138,800	138,800	12,272
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	50,861	45,671	2,322
合 計					14,595

## 【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円, %)

区 分		平成23年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想定元本	13,300	8,195	25,440	17,000	9,181	82,000	155,116
変動金利支払	平均受取金利	1.23	1.82	1.76	1.94	1.56	2.03	1.87
スワップ	平均支払金利	0.44	0.50	0.49	0.49	0.34	0.34	0.40

(単位:百万円, %)

区 分		平成24年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合計
固定金利受取	想定元本	5,190	18,080	22,000	5,591	12,100	126,700	189,661
変動金利支払	平均受取金利	1.78	1.67	1.90	2.09	1.62	1.96	1.90
スワップ	平均支払金利	0.39	0.44	0.42	0.49	0.27	0.27	0.31

○通貨関連 (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成23年度末			平成24年度末		
			契約額等	時価		契約額等	時価	
				うち1年超			うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約	外貨建債券	683,264	—	△14,912	1,651,256	—	△107,936
	売建		683,264	—	△14,912	1,508,739	—	△101,766
	米ドル その他		—	—	—	142,516	—	△6,169
繰延ヘッジ	通貨スワップ	外貨建債券	—	—	—	9,208	9,208	158
ユーロ	—		—	—	—	—	—	
合 計					△14,912			△107,777

## ○株式関連

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## ○債券関連

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## 5. 一般勘定資産全体の含み損益の状況

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
有 価 証 券	1,488,018	3,069,931
評 価 差 額	1,190,668	2,363,528
オ フ バ ラ ン ス	297,350	706,403
土 地	264,681	261,290
再 評 価 差 額	183,635	202,175
オ フ バ ラ ン ス	81,046	59,115
そ の 他	7,878	14,410
合 計	1,760,577	3,345,631

- (注) 1. 有価証券は、時価のある有価証券に加え、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券(外資連の子会社株式及び関連会社株式等)の為替評価等の含み損益相当額を記載しています。
2. 有価証券には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
3. 土地は「土地の再評価に関する法律」に基づき、明治生命は平成11年度末に、安田生命は平成12年度末に時価評価を実施しました。これによる評価差額を「再評価差額」に記載しています。なお、土地には借地権を含んでいます。
4. 「その他」には、デリバティブ取引等の含み損益相当額を記載しています。なお、デリバティブ取引は一部ヘッジ会計を適用しました。本表にはヘッジ会計(繰延ヘッジ・特別処理)適用分の含み損益を記載しています。ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(平成23年度末:通貨関連△14,912百万円、平成24年度末:通貨関連△107,906百万円)およびヘッジ会計非適用分については、評価損益を損益計算書に計上しており、含み損益相当額はありません。



## II. 個人変額保険・変額個人年金保険特別勘定

## 1. 個人変額保険

## (1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	62,387	2,477	65,241	12,133

## (2) デリバティブ取引の定量的情報

## ア. 差損益の内訳(ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△0	—	—	—	△0
合 計	—	△0	—	—	—	△0

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	—	—	—	—	—	—
ヘッジ会計非適用分	—	△0	—	—	—	△0
合 計	—	△0	—	—	—	△0

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上されています。

## イ. ヘッジ会計が適用されていないもの

## ○金利関連

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## ○通貨関連

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末				平成24年度末			
	契約額等	うち1年超	時価	差損益	契約額等	うち1年超	時価	差損益
店 頭	為替予約							
	売建	100	—	0	0	65	—	△0
	ポランドズロチ	—	—	—	—	37	—	△0
	メキシコペソ	—	—	—	—	27	—	0
	米ドル	60	—	0	0	0	—	0
	ユーロ	26	—	△0	△0	—	—	—
	その他	13	—	0	0	1	—	△0
	買建	89	—	△0	△0	65	—	0
	ポランドズロチ	—	—	—	—	36	—	0
	メキシコペソ	—	—	—	—	28	—	△0
	米ドル	46	—	△0	△0	—	—	—
	ユーロ	38	—	△0	△0	—	—	—
	その他	5	—	△0	△0	—	—	—
	合 計				△0			

(注)為替予約の差損益は、時価を記載しています。

- 株式関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
- 債券関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
- ウ. ヘッジ会計が適用されているもの
  - 金利関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
  - 通貨関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
  - 株式関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
  - 債券関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## 2. 変額個人年金保険

## (1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位: 百万円)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益	貸借対照表 計上額	当期の損益に含まれた 評価損益
売買目的有価証券	233,246	13,867	299,034	20,647

## (2) デリバティブ取引の定量的情報

## ア. ヘッジ会計が適用されていないもの

- 金利関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
- 通貨関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
- 株式関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
- 債券関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## イ. ヘッジ会計が適用されているもの

- 金利関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
- 通貨関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
- 株式関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。
- 債券関連  
平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## Ⅲ. 個人保険および個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率

		平成23年度末	平成24年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	内閣総理大臣が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)	内閣総理大臣が定める方式 (平成8年大蔵省告示第48号)
	標準責任準備金 対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100%	100%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、個人保険および個人年金保険を対象としています。  
 なお、団体保険および団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含みません。
2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

## IV. その他(会社計)

## 1. 資産構成

## (1) 資産の構成(平成24年度末)

(単位:百万円,%)

区 分	会 社 計		うち一般勘定	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	557,492	1.7	552,256	1.7
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券償取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	265,252	0.8	265,252	0.8
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の債権	—	—	—	—
有 価 証 券	25,632,690	77.7	24,902,217	77.2
公 社 債	16,706,461	50.6	16,541,747	51.3
株 式	3,166,734	9.6	3,042,060	9.4
外 国 証 券	5,344,280	16.2	5,204,990	16.1
公 社 債	4,048,613	12.3	3,998,313	12.4
株 式	1,295,667	3.9	1,216,677	3.8
その他の証券	415,213	1.3	113,418	0.4
貸 付 金	5,198,145	15.8	5,198,145	16.1
保 険 約 款 貸 付	317,688	1.0	317,688	1.0
一 般 貸 付	4,880,457	14.8	4,880,457	15.1
不 動 産	962,973	2.9	962,973	3.0
繰延税金資産	—	—	—	—
その他の	393,709	1.2	369,376	1.1
貸倒引当金	△9,522	△0.0	△9,522	△0.0
合 計	33,000,742	100.0	32,240,700	100.0
うち外貨建資産	4,397,777	13.3	4,258,637	13.2

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## (2) 資産の増減(対平成23年度末)

(単位:百万円)

区 分	会 社 計		うち一般勘定	
	金 額	占率	金 額	占率
現預金・コールローン	41,991		43,200	
買 現 先 勘 定	—	—	—	—
債券償取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	△3,848		△3,848	
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の債権	—	—	—	—
有 価 証 券	3,410,506		3,333,777	
公 社 債	1,377,285		1,373,385	
株 式	380,154		387,965	
外 国 証 券	1,541,905		1,539,614	
公 社 債	1,387,905		1,380,736	
株 式	154,000		159,078	
その他の証券	111,160		42,612	
貸 付 金	230,658		230,658	
保 険 約 款 貸 付	△14,515		△14,515	
一 般 貸 付	245,174		245,174	
不 動 産	△5,031		△5,031	
繰延税金資産	△144,120		△144,120	
その他の	△194,710		△186,715	
貸倒引当金	1,138		1,138	
合 計	3,336,584		3,279,060	
うち外貨建資産	1,501,290		1,535,509	

(注) 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しています。

## 2. 資産運用収支(平成24年度)

特別勘定の資産運用収支は、「特別勘定資産運用益(損)」として一括計上しています。  
(本資料「6.損益計算書」参照)

## 3. 有価証券の時価情報

## (1) 売買目的有価証券の評価損益

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末		平成24年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益
売買目的有価証券	663,744	32,443	730,472	74,870
一般勘定	—	—	—	—
特別勘定	663,744	32,443	730,472	74,870

## (2) 有価証券の時価情報

(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	6,364,976	6,680,851	315,874	318,685	△2,810
責任準備金対応債券	—	—	—	—	—
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	13,218,414	14,412,280	1,193,866	1,300,441	△106,575
公 社 債	8,690,948	9,130,534	439,586	440,785	△1,199
株 式	1,725,656	2,398,155	672,499	714,122	△41,623
外 国 証 券	2,708,532	2,785,589	77,057	139,029	△61,971
公 社 債	2,338,654	2,460,491	121,837	124,567	△2,730
株 式	369,878	325,098	△44,779	14,461	△59,241
その他の証券	41,164	45,532	4,368	5,913	△1,545
買入金銭債権	30,113	30,669	556	591	△35
譲渡性預金	22,000	21,999	△0	0	△0
その他の	—	—	—	—	—
合 計	19,563,390	21,093,132	1,509,741	1,619,125	△109,385
公 社 債	14,728,975	15,471,914	742,938	745,480	△2,521
株 式	1,725,656	2,398,155	672,499	714,122	△41,623
外 国 証 券	2,822,174	2,899,321	77,147	140,774	△63,627
公 社 債	2,452,296	2,574,223	121,927	126,312	△4,385
株 式	369,878	325,098	△44,779	14,461	△59,241
その他の証券	41,164	45,532	4,368	5,913	△1,545
買入金銭債権	243,421	256,208	12,787	12,855	△67
譲渡性預金	22,000	21,999	△0	0	△0
その他の	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末				
	帳簿価額	時価	差損益	差益	差損
満期保有目的の債券	6,059,674	6,621,164	561,489	561,741	△252
責任準備金対応債券	2,415,504	2,564,903	149,399	149,399	—
子会社株式及び関連会社株式	—	—	—	—	—
その他の有価証券	13,326,356	15,690,646	2,364,249	2,424,205	△59,957
公 社 債	7,665,602	8,416,162	750,559	753,389	△2,809
株 式	1,661,410	2,794,791	1,133,380	1,163,661	△30,280
外 国 証 券	3,873,934	4,335,334	461,399	488,201	△26,801
公 社 債	3,423,183	3,847,445	424,262	428,720	△4,458
株 式	450,751	487,888	37,136	59,480	△22,343
その他の証券	72,574	89,571	16,997	17,042	△44
買入金銭債権	29,874	31,785	1,912	1,932	△19
譲渡性預金	23,000	22,999	△0	0	△0
その他の	—	—	—	—	—
合 計	21,801,576	24,876,714	3,075,137	3,135,347	△60,209
公 社 債	15,791,187	17,233,993	1,442,806	1,445,650	△2,844
株 式	1,661,410	2,794,791	1,133,380	1,163,661	△30,280
外 国 証 券	4,014,802	4,479,450	464,647	491,688	△27,011
公 社 債	3,564,051	3,991,561	427,510	432,178	△4,668
株 式	450,751	487,888	37,136	59,480	△22,343
その他の証券	72,574	89,571	16,997	17,042	△44
買入金銭債権	238,601	256,908	17,306	17,334	△27
譲渡性預金	23,000	22,999	△0	0	△0
その他の	—	—	—	—	—

(注) 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱ったことが適当と認められるもの等を含んでいます。

## ア. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末			平成24年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	6,284,244	6,602,929	318,685	6,033,800	6,596,542	562,741
公 社 債	5,989,113	6,298,788	304,675	5,705,051	6,247,933	542,882
外 国 証 券	88,330	85,075	1,745	120,330	123,787	3,457
そ の 他	211,800	224,064	12,264	208,418	223,821	15,402
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	80,732	77,922	△2,810	25,874	25,622	△252
公 社 債	48,913	47,790	△1,122	5,028	4,938	△94
外 国 証 券	30,311	28,656	△1,655	20,537	20,328	△209
そ の 他	1,506	1,474	△32	308	300	△7

## イ. 責任準備金対応債券

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末			平成24年度末		
	貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	—	—	—	2,415,504	2,564,903	149,399
公 社 債	—	—	—	2,415,504	2,564,903	149,399
そ の 他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	—	—	—	—	—	—
公 社 債	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—

## ウ. その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末			平成24年度末		
	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を 超えるもの	11,906,759	13,227,200	1,300,441	11,960,167	14,354,373	2,424,206
公 社 債	8,580,228	9,021,013	440,785	7,433,898	8,187,288	753,389
株 式	1,216,165	1,930,288	714,122	1,453,624	2,617,285	1,163,661
外 国 証 券	2,066,066	2,205,095	139,029	2,942,695	3,430,896	488,201
そ の 他 の 証 券	27,184	33,098	5,913	70,074	87,116	17,042
買 入 並 行 債 権	22,113	22,704	591	26,874	28,906	1,932
購 渡 性 預 金	15,000	15,000	0	3,000	3,000	0
そ の 他	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が帳簿価額を 超えないもの	1,294,655	1,185,079	△106,575	1,296,229	1,336,272	△59,957
公 社 債	110,719	109,320	△1,398	231,703	228,894	△2,809
株 式	609,490	467,866	△141,623	207,786	177,505	△30,280
外 国 証 券	642,465	580,493	△61,971	981,239	904,437	△76,801
そ の 他 の 証 券	13,979	12,433	△1,545	2,500	2,455	△44
買 入 並 行 債 権	8,000	7,964	△35	3,000	2,960	△40
購 渡 性 預 金	7,000	6,999	△1	20,000	19,999	△1
そ の 他	—	—	—	—	—	—

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の帳簿価額は以下のとおりです。  
(単位:百万円)

区 分	平成23年度末	平成24年度末
満期保有目的の債券	—	—
責任準備金対応債券	—	—
子会社株式及び関連会社株式	139,914	187,888
その他有価証券	935,567	837,496
非上場国内株式	161,203	152,626
非上場外国株式	684,401	632,126
非上場外国債券	34,863	—
その他外国証券	4,735	4,179
その他	50,370	48,563
合 計	1,075,481	1,025,365

## 4. デリバティブ取引の定量的情報

## (1) 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	8,226	△14,912	—	—	—	△6,685
ヘッジ会計非適用分	△17	27	△3	—	—	7
合 計	8,209	△14,884	△3	—	—	△6,678

(単位:百万円)

区 分	平成24年度末					
	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合計
ヘッジ会計適用分	14,595	△107,777	—	—	—	△93,182
ヘッジ会計非適用分	2,111	4	34	—	—	2,150
合 計	16,706	△107,773	34	—	—	△91,032

(注) ヘッジ会計適用分のうち時価ヘッジ適用分の差損益(平成23年度末:通貨関連△14,912百万円、平成24年度末:通貨関連△107,936百万円)およびヘッジ会計非適用分の差損益は、損益計算書に計上しています。

## (2) ヘッジ会計が適用されていないもの

## ○金利関連

(単位:百万円)

区 分	平成23年度末				平成24年度末			
	契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
		うち1年超				うち1年超		
店頭金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	51,800	51,800	△17	△17	49,100	49,100	2,111	2,111
合 計				△17				2,111

(注) 金利スワップの差損益は、時価を記載しています。

## 【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円、%)

区 分		平成23年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想定元本	—	—	—	—	—	51,800	51,800
変動金利支払	平均受取金利	—	—	—	—	—	1.82	1.82
スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	0.34	0.34

(単位:百万円、%)

区 分		平成24年度末						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	
固定金利受取	想定元本	—	—	—	—	—	49,100	49,100
変動金利支払	平均受取金利	—	—	—	—	—	1.82	1.82
スワップ	平均支払金利	—	—	—	—	—	0.28	0.28



## ○通貨関連

（単位:百万円）

区分	平成23年度末				平成24年度末			
	契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
		うち1年超				うち1年超		
為替予約								
売建	7,605	—	11	11	5,950	—	23	23
ユーロ	1,739	—	△5	△5	3,086	—	13	13
米ドル	4,557	—	15	15	1,076	—	8	8
カナダドル	170	—	0	0	1,007	—	0	0
その他	1,137	—	1	1	780	—	1	1
買建	5,444	—	16	16	8,654	—	△19	△19
ユーロ	1,745	—	13	13	4,409	—	△13	△13
米ドル	3,654	—	2	2	2,449	—	△6	△6
カナダドル	12	—	△0	△0	1,064	—	△0	△0
その他	31	—	0	0	730	—	0	0
合計				27				4

(注) 為替予約の差損益は、時価を記載しています。

## ○株式関連

（単位:百万円）

区分	平成23年度末				平成24年度末			
	契約額等	時価		差損益	契約額等	時価		差損益
		うち1年超				うち1年超		
株価指数先物								
買建	4,863	—	3	3	733	—	34	34
外国株価指数先物								
買建	1,936	—	△7	△7	546	—	△0	△0
合計				△3				34

(注) 株価指数先物および外国株価指数先物の差損益は、時価を記載しています。

## ○債券関連

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## (3) ヘッジ会計が適用されているもの

## ○金利関連

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成23年度末		
			契約額等		時価
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	90,500	90,500	5,576
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	64,616	51,316	2,649
合 計					8,226

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成24年度末		
			契約額等		時価
				うち1年超	
繰延ヘッジ	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	保険負債	138,800	138,800	12,272
金利スワップの特例処理	金利スワップ 固定金利受取/変動金利支払	貸付金	50,861	45,671	2,322
合 計					14,596

## 【ご参考】金利スワップ契約の残存期間別構成

(単位:百万円, %)

区 分		平成23年度末							合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
固定金利受取	想 定 元 本	13,300	8,195	25,440	17,000	9,181	82,000	155,116	
変動金利支払	平均受取金利	1.23	1.82	1.76	1.94	1.56	2.03	1.87	
スワップ	平均支払金利	0.44	0.50	0.49	0.49	0.34	0.34	0.40	

(単位:百万円, %)

区 分		平成24年度末							合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
固定金利受取	想 定 元 本	5,190	18,080	22,000	5,591	12,100	126,700	189,661	
変動金利支払	平均受取金利	1.78	1.67	1.90	2.09	1.62	1.96	1.90	
スワップ	平均支払金利	0.39	0.44	0.42	0.49	0.27	0.27	0.31	

○通貨関連 (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	平成23年度末			平成24年度末		
			契約額等	うち1年超		契約額等	うち1年超	
				時価			時価	
時価ヘッジ	為替予約 売建 米ドル その他	外貨建 債券	683,264	—	△14,912	1,651,256	—	△107,936
			683,264	—	△14,912	1,508,739	—	△101,766
			—	—	—	142,516	—	△6,169
繰延ヘッジ	通貨スワップ ユーロ	外貨建 債券	—	—	—	9,208	9,208	158
合計					△14,912			△107,777

## ○株式関連

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。

## ○債券関連

平成23年度末および平成24年度末とも保有していません。